

令和7年度成年後見制度に関する実態調査結果  
報告書

## 《 も く じ 》

I 調査の概要	1
II 新潟県における成年後見関係事件に関する実態調査の結果	4
III 成年後見制度利用促進体制整備状況に関する実態調査の結果	18
IV 社協における法人後見事業に関する実態調査の結果	44
V NPO 法人等における法人後見事業に関する実態調査の結果	58

---

---

# I 調査の概要

---

---

# 調査の概要

## 1 目的

新潟県内における成年後見制度にかかる実態把握

## 2 実施主体

- ・社会福祉法人新潟県社会福祉協議会
- ・新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係 及び 障害福祉課在宅支援係

## 3 調査の種類及び対象

### (1)新潟県における成年後見関係事件に関する実態調査

対 象	新潟家庭裁判所
実施方法	郵送による依頼及び回収
発送数	1
回収数	1

### (2)成年後見制度利用促進体制整備状況に関する実態調査

対 象	新潟県内の市町村成年後見制度担当課
実施方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

### (3)社協における法人後見事業に関する実態調査

対 象	新潟県内の市町村社会福祉協議会
実施方法	メール及び郵送による依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

### (4)NPO 法人等における法人後見事業に関する実態調査

対 象	法人後見事業を実施しているNPO法人等 (市町村社会福祉協議会以外で、新潟家庭裁判所の法人成年後見人等名簿へ登録されている新潟県内に事務所を有する法人。ただし、弁護士法人、司法書士法人、税理士法人、行政書士法人は除く。)
実施方法	メールによる依頼及び回収
発送数	14
回収数	12

#### 4 調査時点

令和7年5月1日(※但し、時点指定されている設問を除く。)

#### 5 調査期間

令和7年5月12日～6月20日

---

---

Ⅱ

新潟県における成年後見関係事件  
に関する実態調査の結果

---

---

## 新潟県における成年後見関係事件に関する実態調査の結果

### 【調査概要】

目的	新潟家庭裁判所において取り扱う成年後見関係事件の状況把握
対象	新潟家庭裁判所 (新潟家庭裁判所本庁、三条支部、新発田支部、長岡支部、高田支部、佐渡支部、十日町出張所)
回答対象期間	令和6年1月から12月の数値
調査方法	郵送による依頼及び回収
発送数	1
回収数	1

※ 本年度調査以前の数値は過去に新潟県社会福祉協議会が実施した調査結果を引用。

※ 本調査結果(数値)は全て概数である。

※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は小数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

### 【定義】

成年後見人等	成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人の総称
成年被後見人等	成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意被後見人の総称
親族後見人	親族(配偶者、親、子、兄弟姉妹、その他親族)で本人の成年後見人等に選任された者の総称
第三者後見人	親族以外(弁護士、司法書士、社会福祉士等)で本人の成年後見人等に選任された者の総称

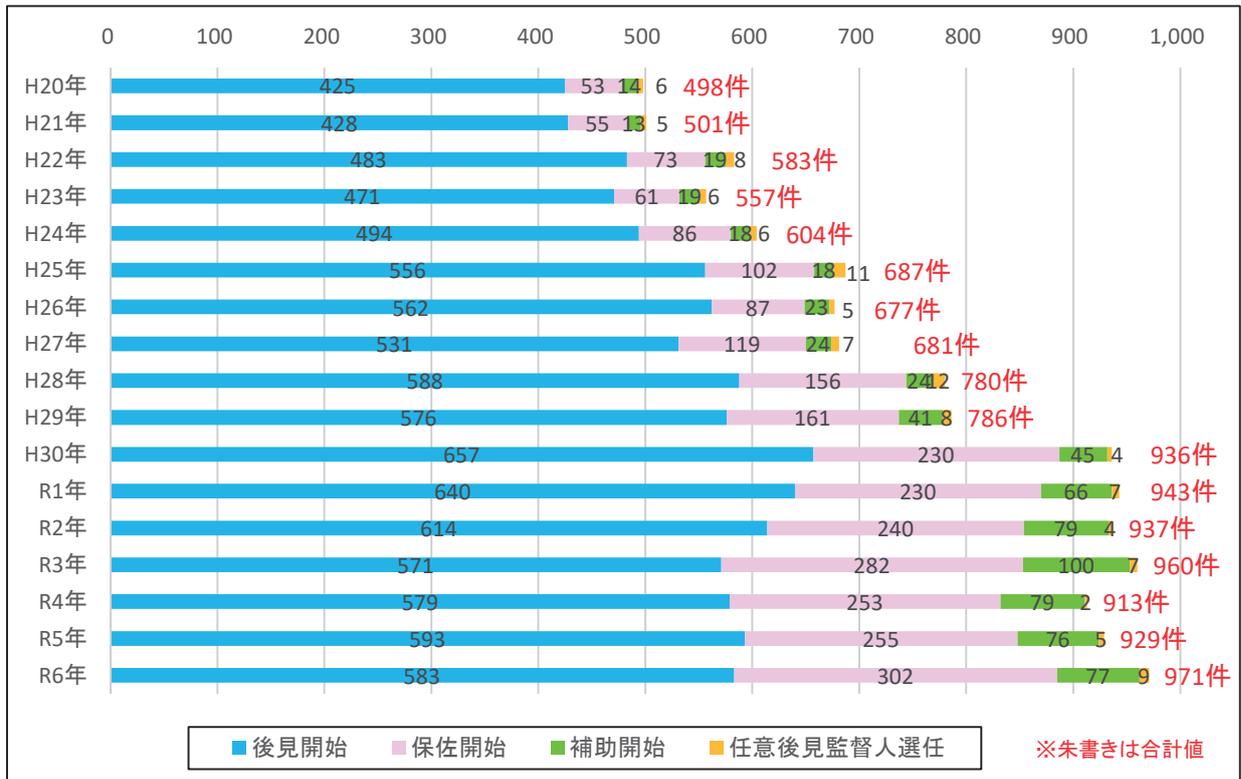
### 【新潟家庭裁判所支部別の管轄市町村】

新潟家庭裁判所本庁	新潟市、燕市(旧吉田町)、五泉市、阿賀町、弥彦村
三条支部	三条市、加茂市、燕市(旧燕市、旧分水町)、田上町
新発田支部	新発田市、村上市、阿賀野市、胎内市、聖籠町、関川村、粟島浦村
長岡支部	長岡市、柏崎市、小千谷市、見附市、魚沼市、南魚沼市、出雲崎町、湯沢町、刈羽村
高田支部	上越市、糸魚川市、妙高市、十日町市(旧松代町、旧松之山町)
佐渡支部	佐渡市
十日町出張所	十日町市(旧十日町市、旧川西町、旧中里村)、津南町

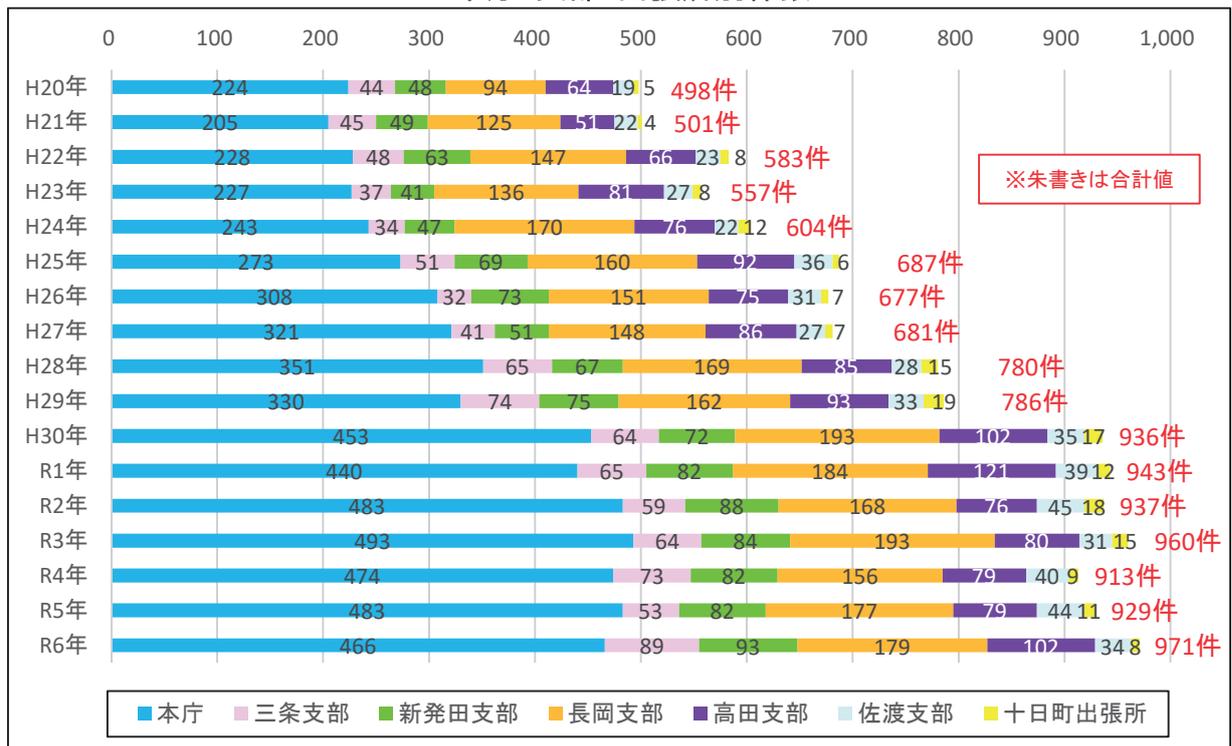
# 1 成年後見関係事件の申立件数

※ ここで言う「成年後見関係事件」とは、後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のこと。

- 令和6年の成年後見関係事件の申立件数は971件。(前年比42件増)
- 類型別では、後見開始583件(前年比10件減)、保佐開始302件(前年比47件増)、補助開始77件(前年比1件増)、任意後見監督人選任9件(前年比4件増)となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、本庁466件(前年比17件減)、長岡支部179件(前年比2件増)、高田支部102件(前年比23件増)の順に多くなっている。

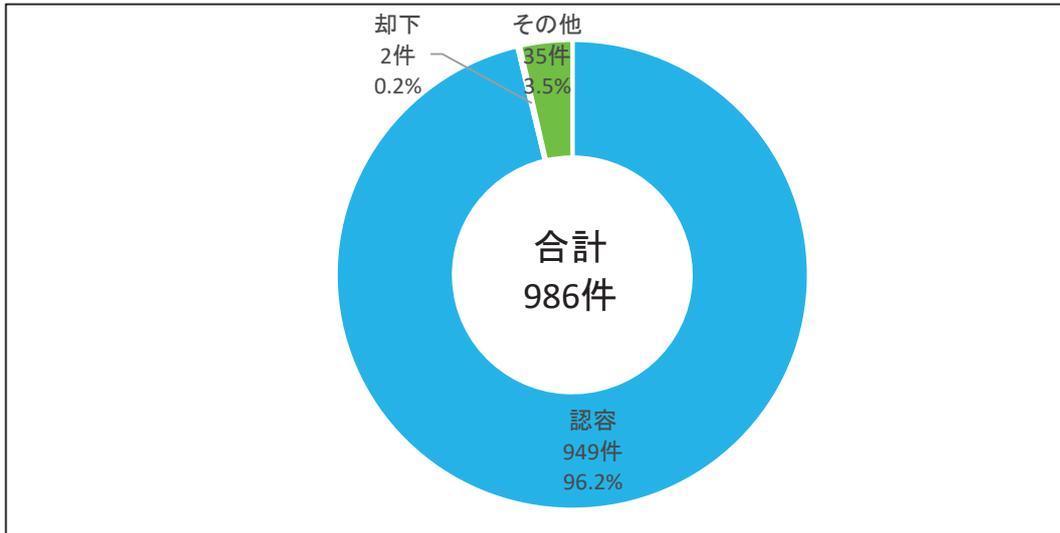


## 《本庁・支部・出張所別件数》

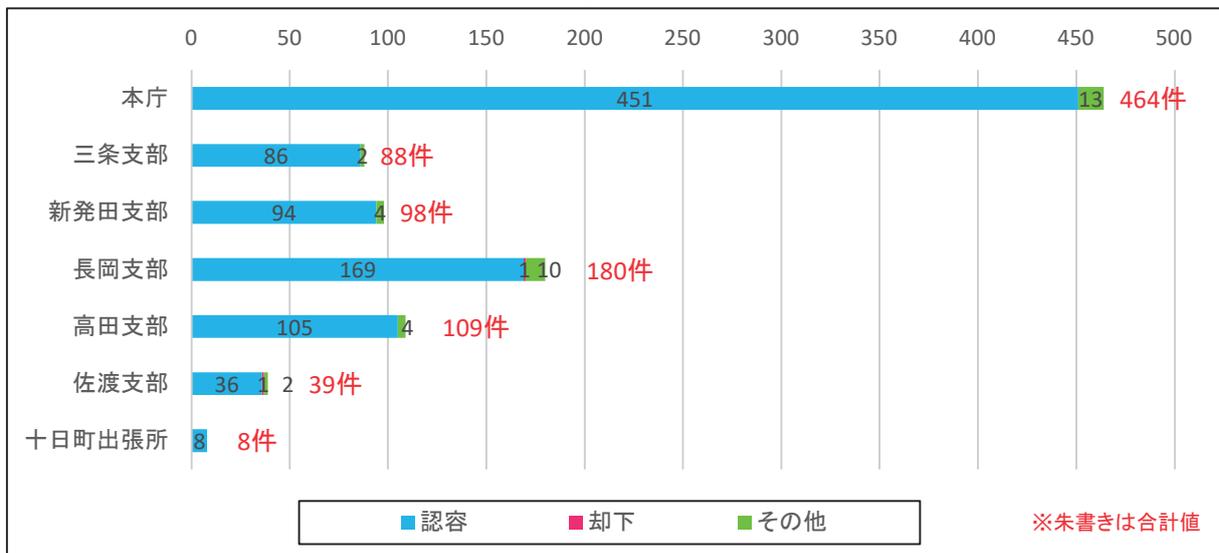


## 2 終局区分別件数

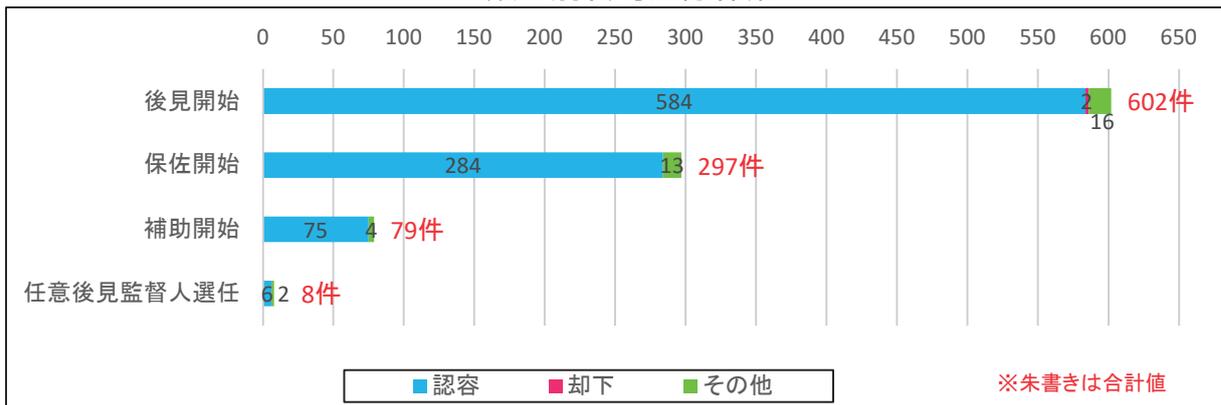
- 令和6年の成年後見関係事件の終局事件数は986件で、その内訳は「認容」949件(96.2%)、「却下」2件(0.2%)、「その他」35件(3.5%)となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、本庁464件(認容451件、その他13件)、長岡支部180件(認容169件、却下1件、その他10件)、高田支部109件(認容105件、その他4件)の順に多くなっている。
- 類型別にみると、「後見開始」が602件(認容584件、却下2件、その他16件)、「保佐開始」が297件(認容284件、その他13件)、「補助開始」が79件(認容75件、その他4件)、「任意後見監督人選任」が8件(認容6件、その他2件)となっている。



### 《本庁・支部・出張所別件数》

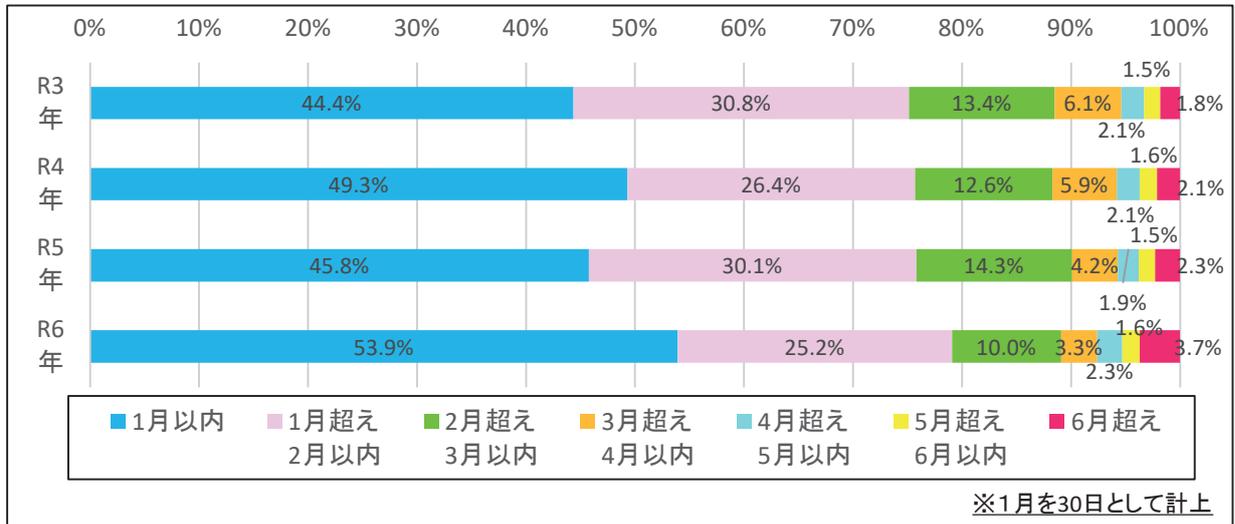


### 《類型別終局区分別件数》



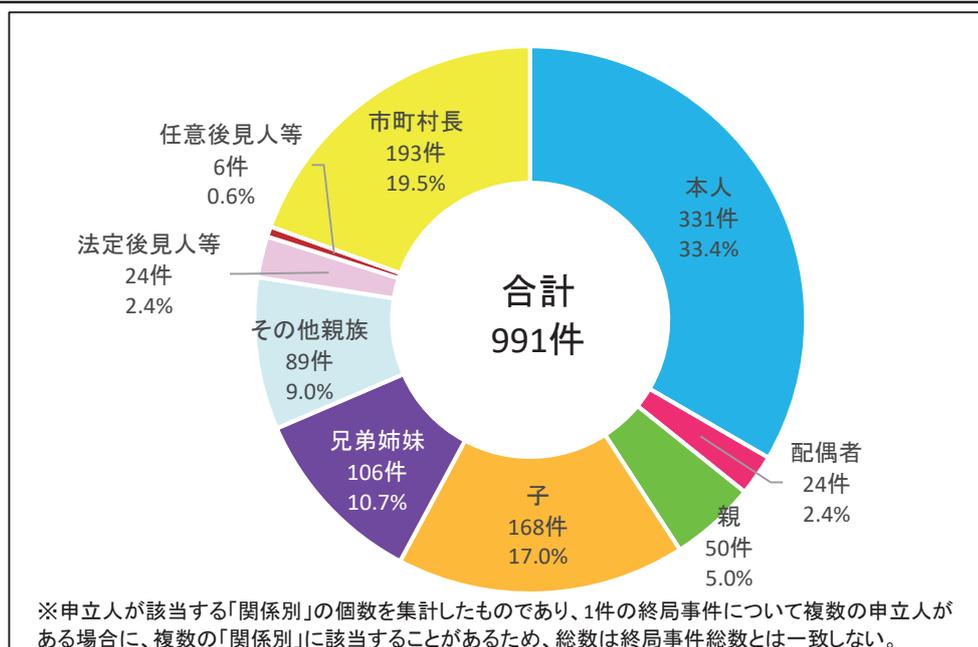
### 3 審理期間

- 令和6年の終局事件数に対する審理期間は、「1月以内」53.9%（前年比8.1ポイント増）、「1月超え2月以内」25.2%（前年比4.9ポイント減）、「2月超え3月以内」10.0%（前年比4.3ポイント減）、「3月超え4月以内」3.3%（前年比0.9ポイント減）、「4月超え5月以内」2.3%（前年比0.4ポイント増）、「5月超え6月以内」1.6%（前年比0.1ポイント増）、「6月超え」3.7%（前年比1.4ポイント増）となっている。

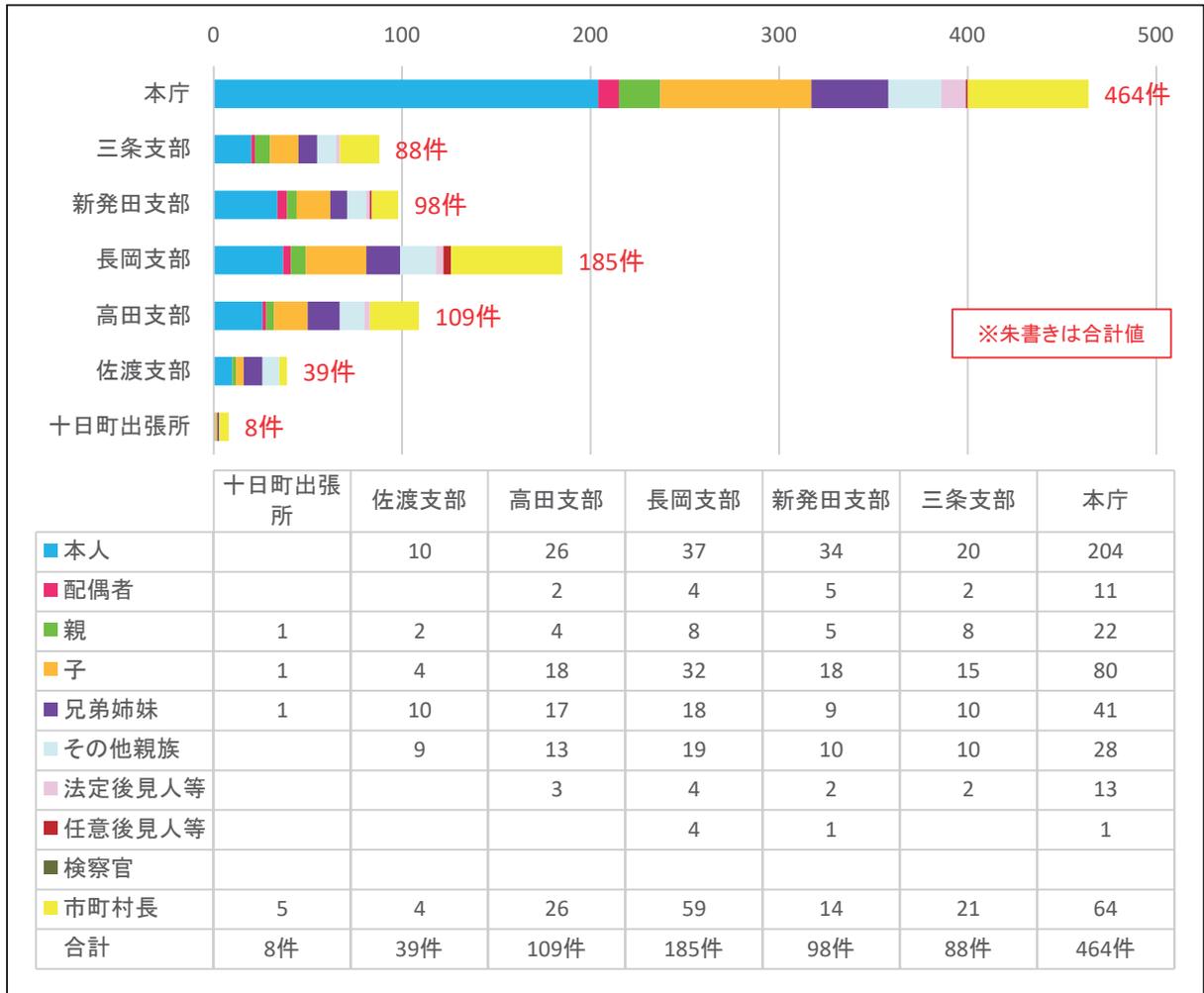


### 4 申立人の属性

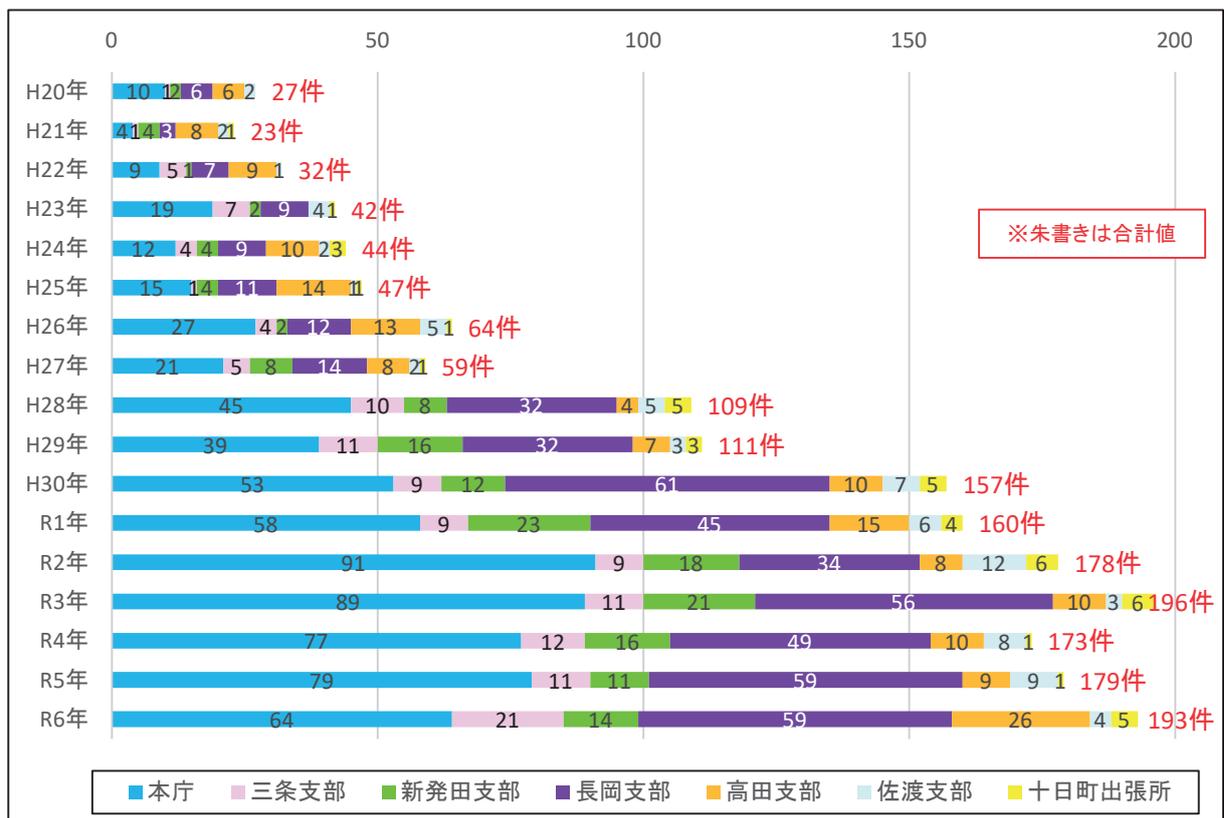
- 申立人と本人との関係は、「本人」が331件(33.4%)と最も多く、次いで「市町村長」193件(19.5%)、「子」168件(17.0%)、「兄弟姉妹」106件(10.7%)、「その他親族」89件(9.0%)、「親」50件(5.0%)、「配偶者」24件(2.4%)、「法定後見人等」24件(2.4%)、「任意後見人等」6件(0.6%)の順となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、本庁及び新発田支部は「本人」、三条支部、長岡支部及び十日町出張所は「市町村長」、高田支部は「本人」と「市町村長」、佐渡支部は「本人」と「兄弟姉妹」がそれぞれ最も多くなっている。
- 近年、申立件数が増加傾向にある「市町村長」は、令和6年は193件(前年比14件増)であった。



### 《本庁・支部・出張所別件数》



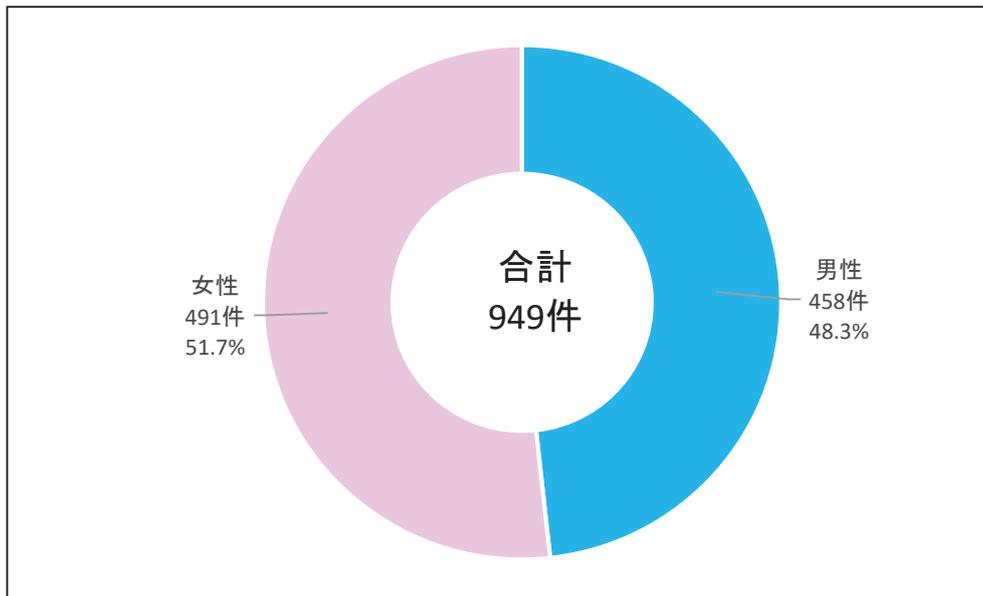
### 《本庁・支部・出張所別市町村長申立件数の推移》



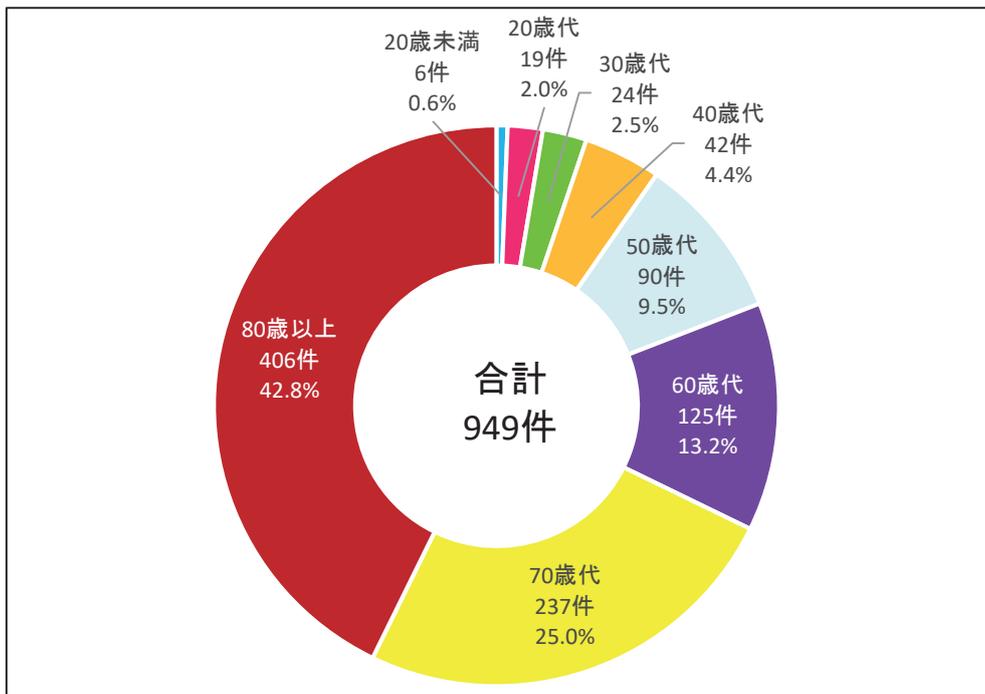
## 5 本人の性別・年齢

- 認容で終局した事件のうち、本人の男女別件数は男性458件(48.3%)、女性491件(51.7%)である。
- 本人の年齢別件数は、「80歳以上」が406件(42.8%)と最も多く、次いで「70歳代」237件(25.0%)、「60歳代」125件(13.2%)の順となっている。一方、最も少ないのは「20歳未満」で6件(0.6%)である。
- 本人の男女別・年齢別割合をみると、「80歳以上」が女性の方が多く、「30歳代」は男女同数、その他の年代では男性の方が多くなっている。

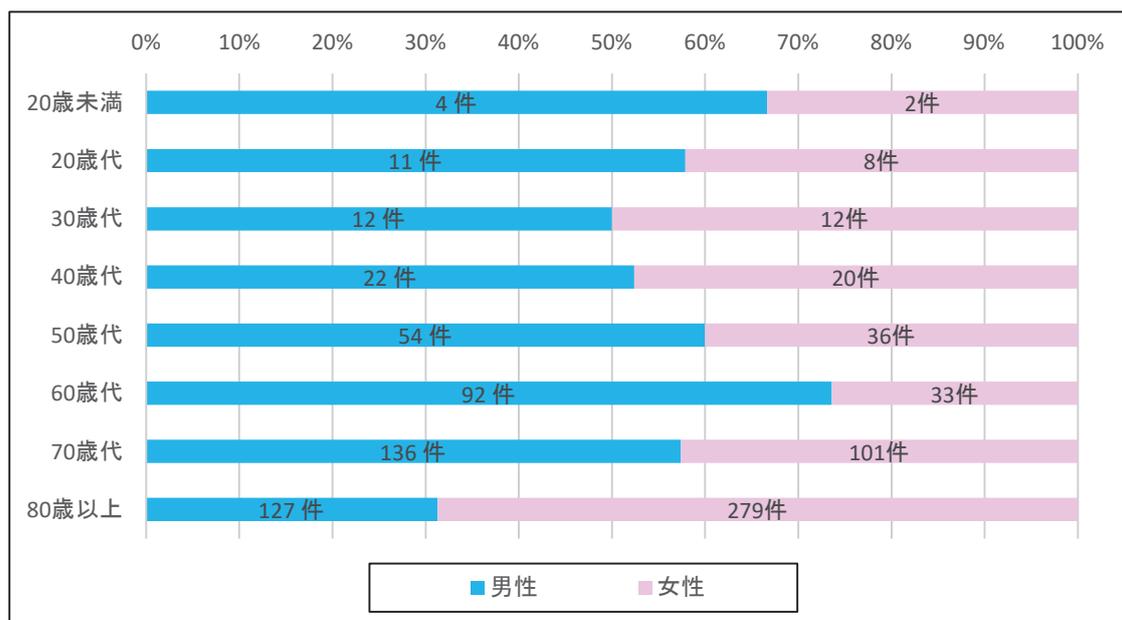
《本人の男女別割合》



《本人の年齢別割合》

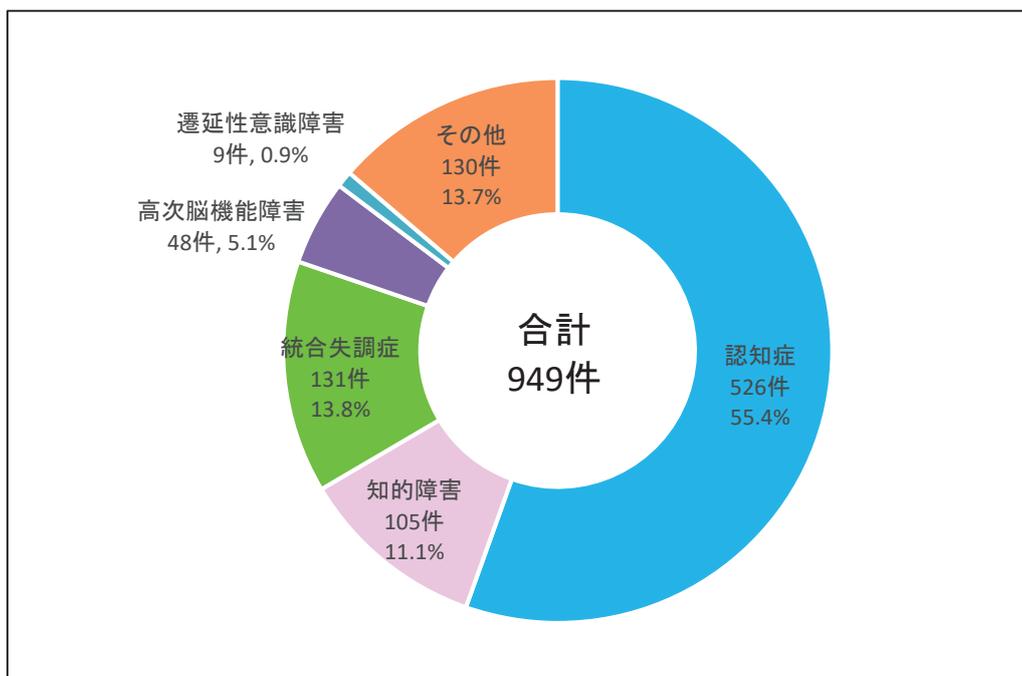


### 《本人の男女別・年齢別割合》



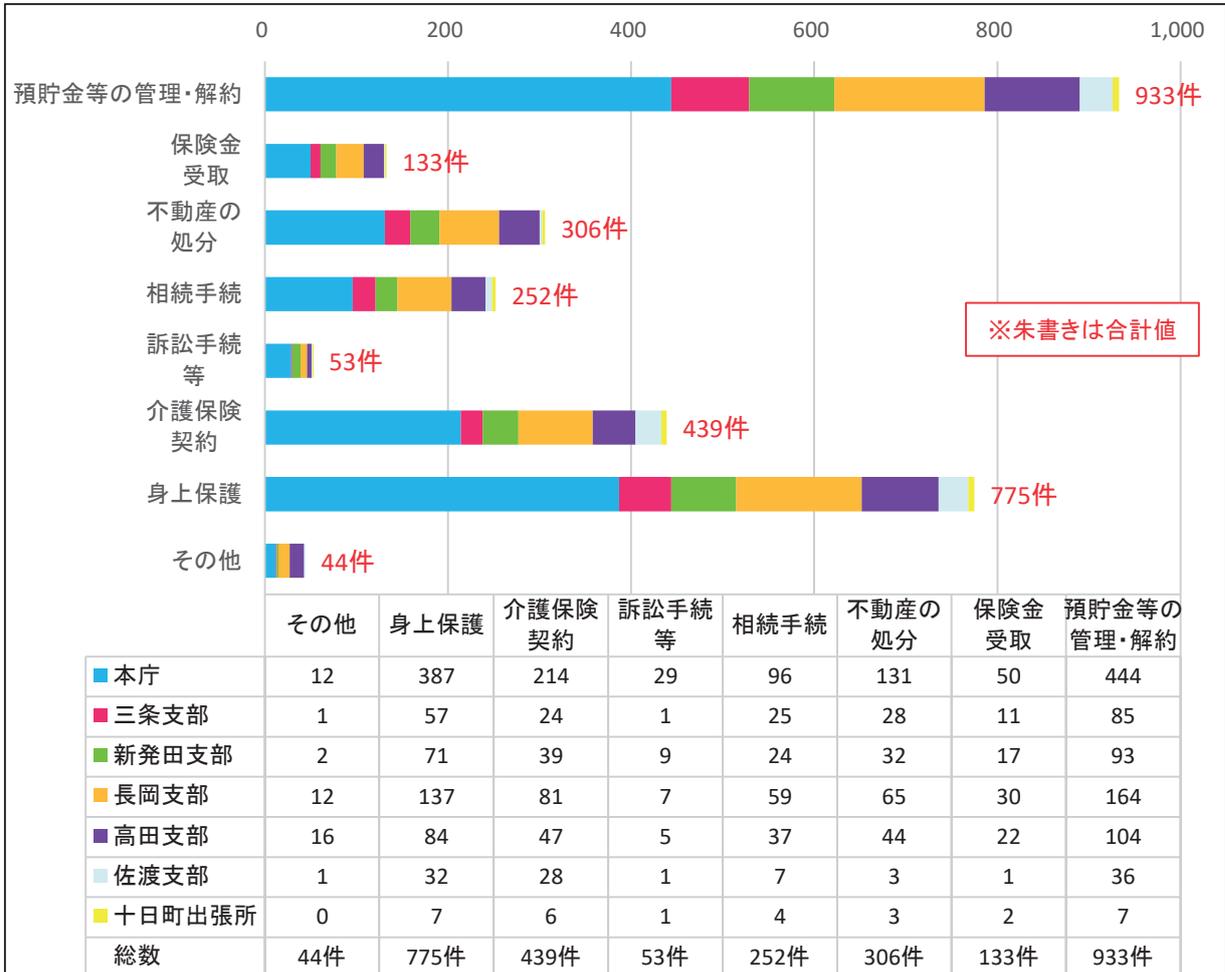
## 6 開始原因

➤ 認容で終局した事件のうち、開始原因として「認知症」が526件(55.4%)と最も多く、次いで「統合失調症」131件(13.8%)、「その他」130件(13.7%)、「知的障害」105件(11.1%)、「高次脳機能障害」48件(5.1%)、「遷延性意識障害」9件(0.9%)の順となっている。



## 7 主な申立ての動機

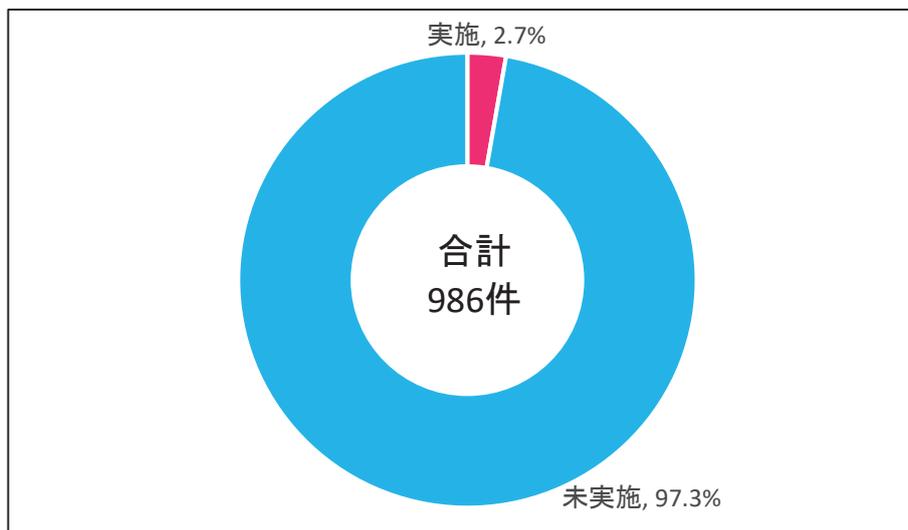
➤ 主な申立ての動機として、「預貯金等の管理・解約」が933件と最も多く、次いで「身上保護」775件、「介護保険契約」439件、「不動産の処分」306件、「相続手続」252件、「保険金受取」133件、「訴訟手続等」53件、「その他」44件の順となっている。



※1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、終局事件総数とは一致しない。

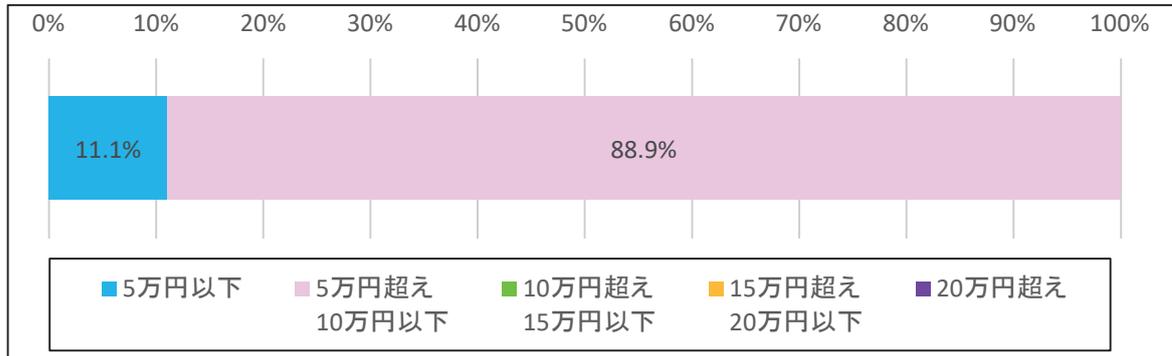
## 8 鑑定の実施状況

➤ 終局事件のうち鑑定を実施した事件は2.7%となっている。



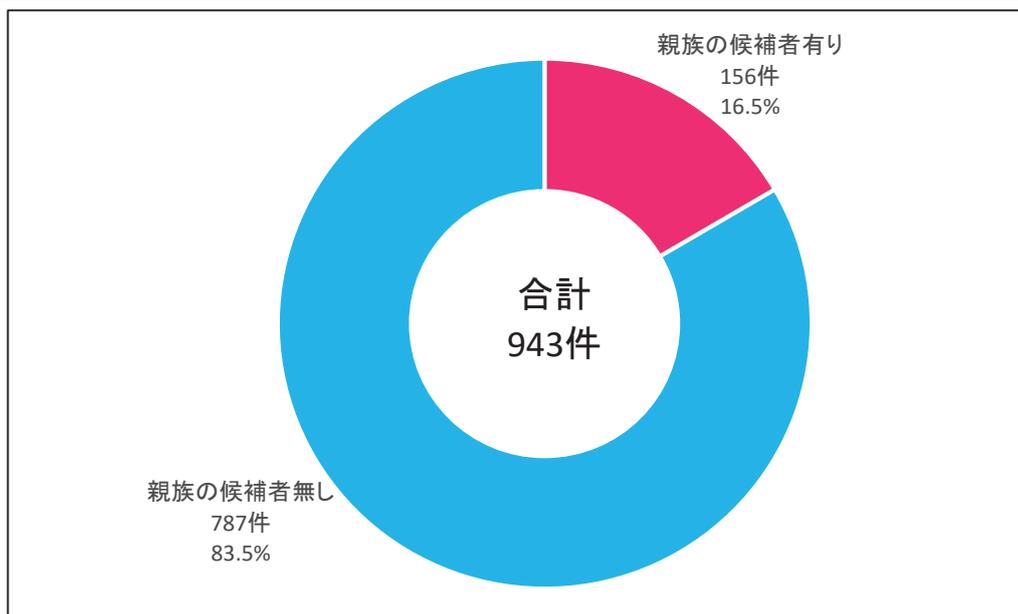
## 9 鑑定の費用

- 鑑定を実施した事件のうち鑑定費用が「5万円以下」が11.1%、「5万円超え10万円以下」が88.9%となっている。



## 10 成年後見人等の候補者について

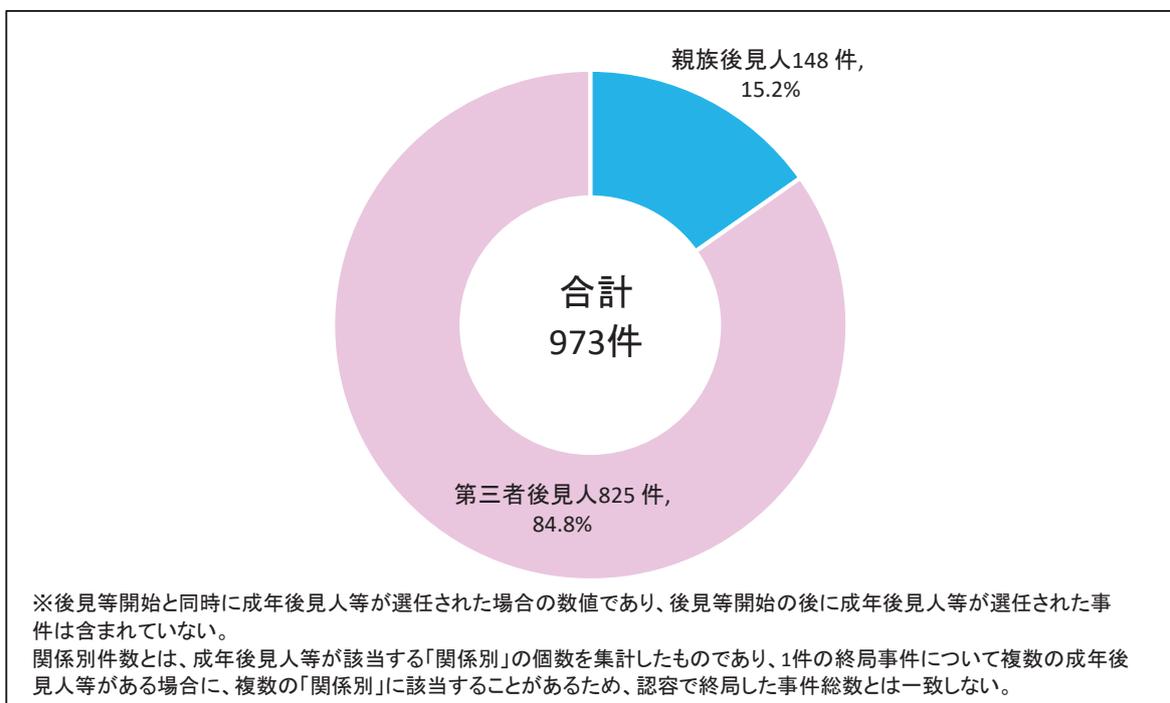
- 認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち、親族が成年後見人等候補者として各開始申立書に記載されている件数は156件(16.5%)、親族の成年後見人等候補者の記載が無い件数は787件(83.5%)となっている。



## 11 成年後見人等と本人との関係

- 認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち、成年後見人等が選任された件数は973件(前年比52件増)で、そのうち親族が後見人として選任された件数は148件(15.2%、前年比5件増)で、親族以外の第三者が後見人に選任された件数は825件(84.8%、前年比47件増)となっている。
- 親族後見人の内訳をみると、「子」が86件(58.1%)で最も多く、次いで「兄弟姉妹」26件(17.6%)、「その他親族」19件(12.8%)、「配偶者」9件(6.1%)、「親」8件(5.4%)の順となっている。
- 第三者後見人の内訳をみると、「司法書士」が216件(26.2%)で最も多く、次いで「弁護士」が175件(21.2%)、「社会福祉士」150件(18.2%)、「その他法人」138件(16.7%)、「行政書士」76件(9.2%)、「社会福祉協議会」58件(7.0%)、「市民後見人」10件(1.2%)、「税理士」と「精神保健福祉士」がそれぞれ1件(0.1%)の順となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、全ての本庁・支部・出張所別において第三者後見人の選任数が親族後見人の選任数を上回っている。

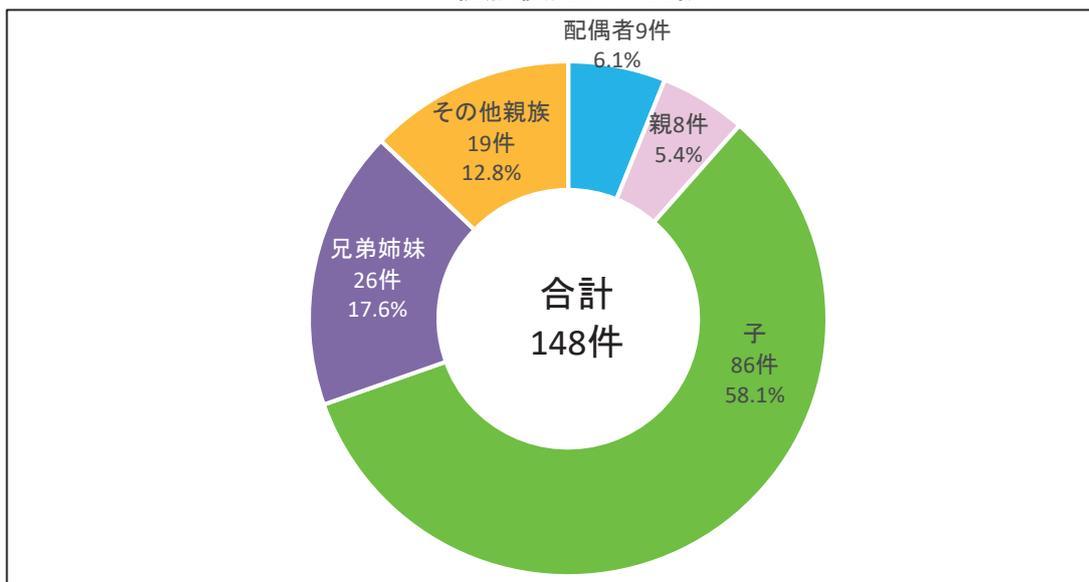
### 《親族後見人・第三者後見人の別》



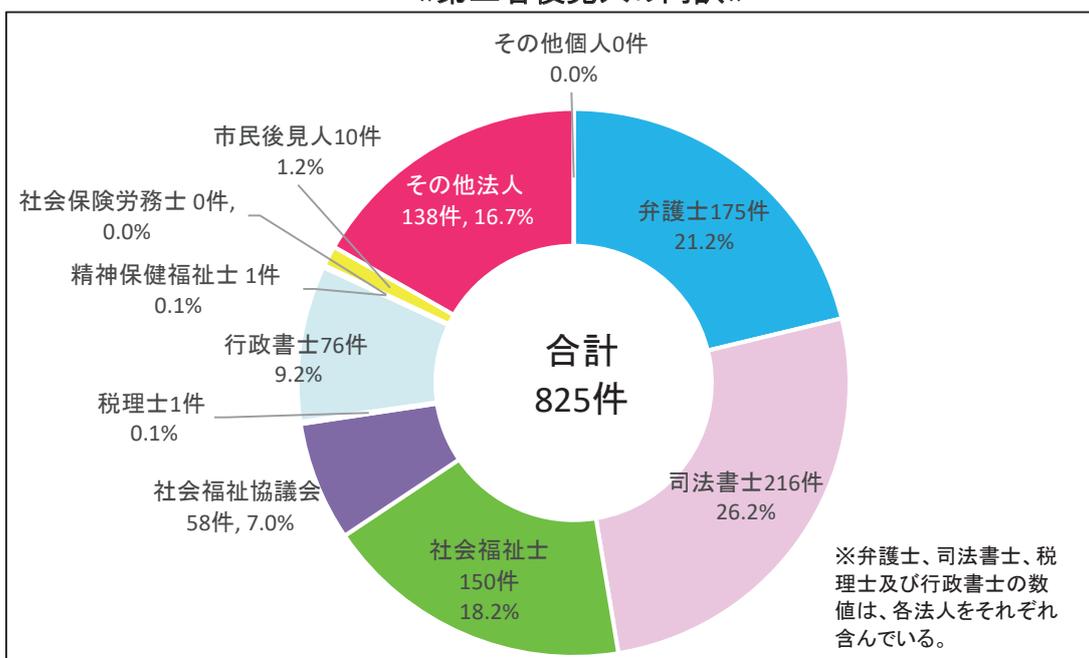
### 《成年後見人等と本人との関係別件数の推移》



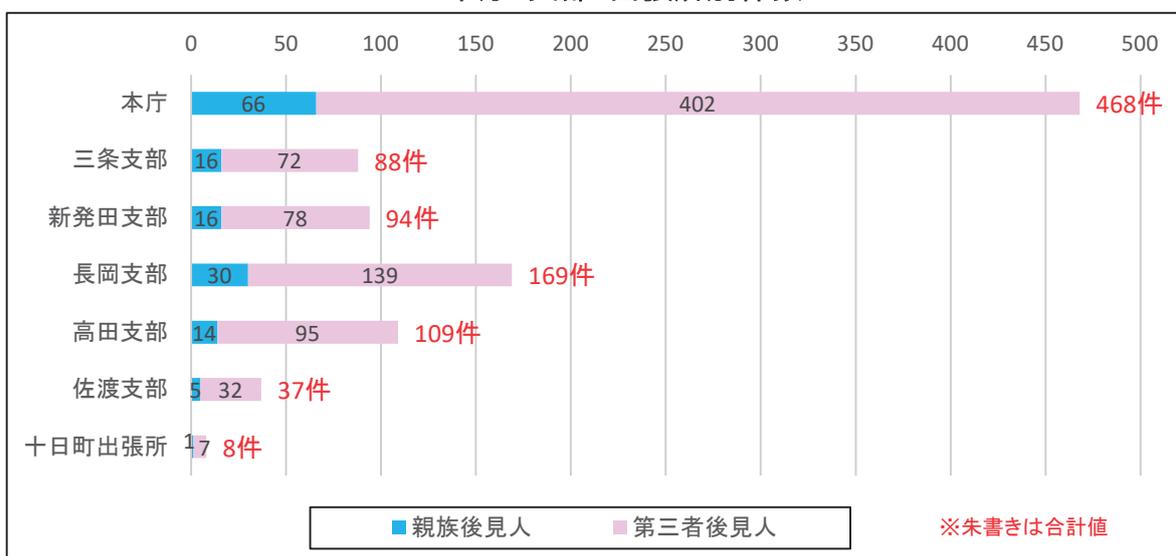
《親族後見人の内訳》



《第三者後見人の内訳》

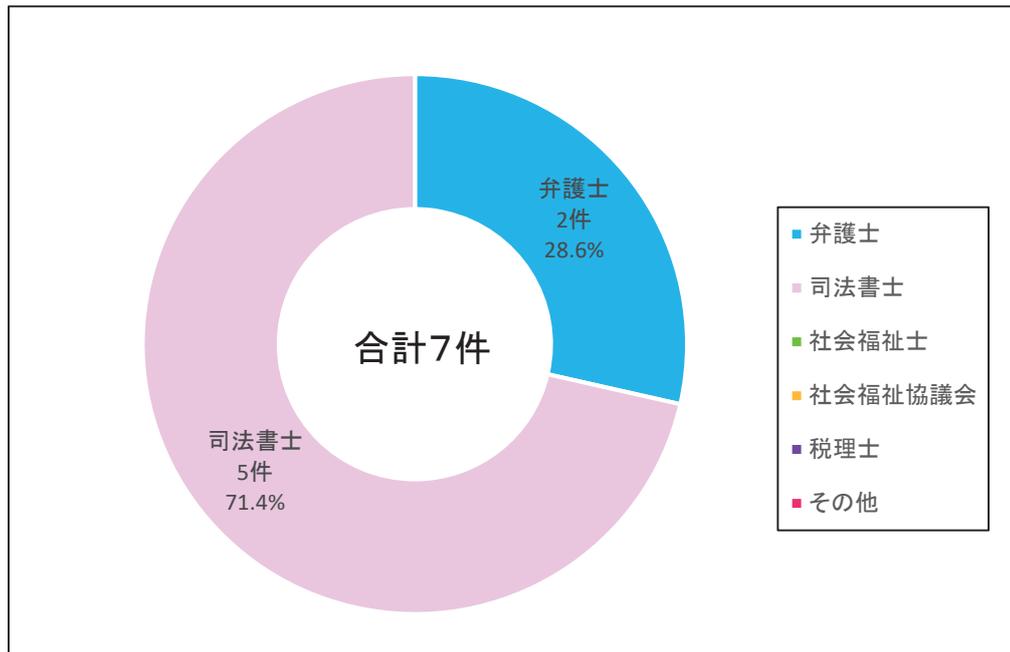


《本庁・支部・出張所別件数》



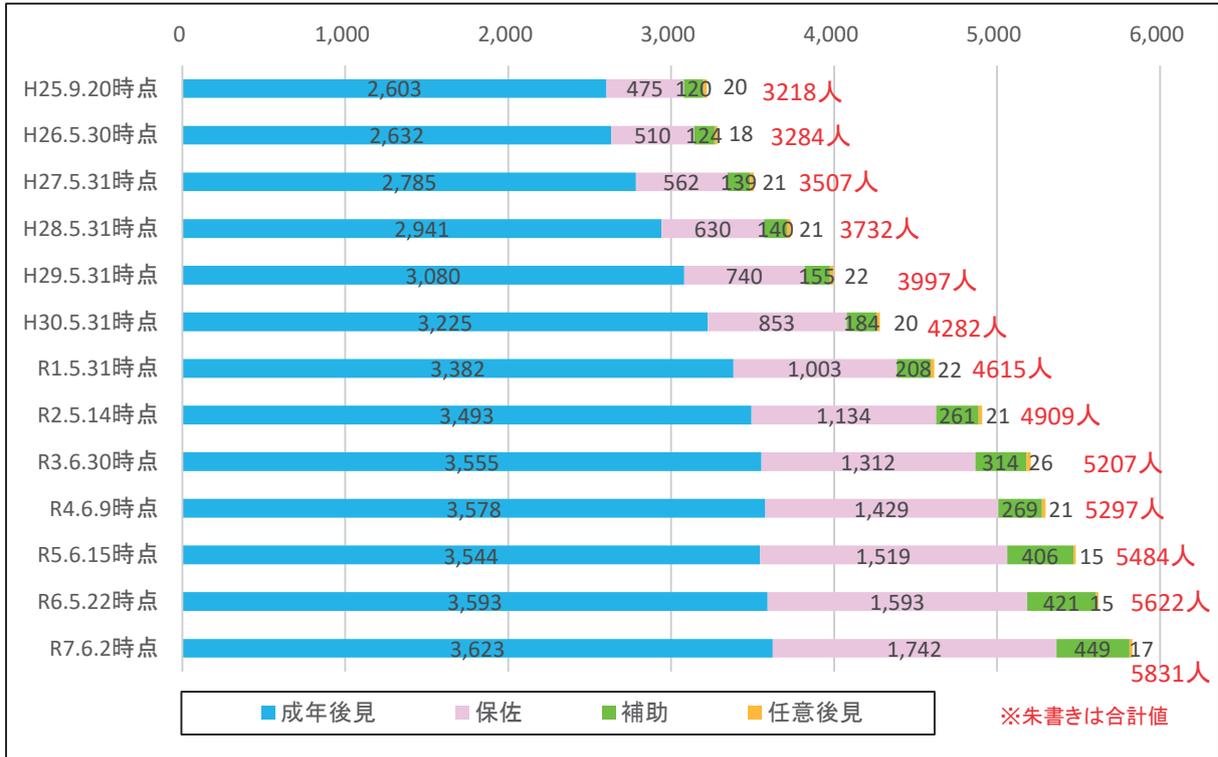
## 12 成年後見監督人等の選任件数

- 認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件のうち、成年後見監督人等(成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人)が選任された事件は7件。
- 内訳は、「弁護士」2件(28.6%)、「司法書士」5件(71.4%)となっている。

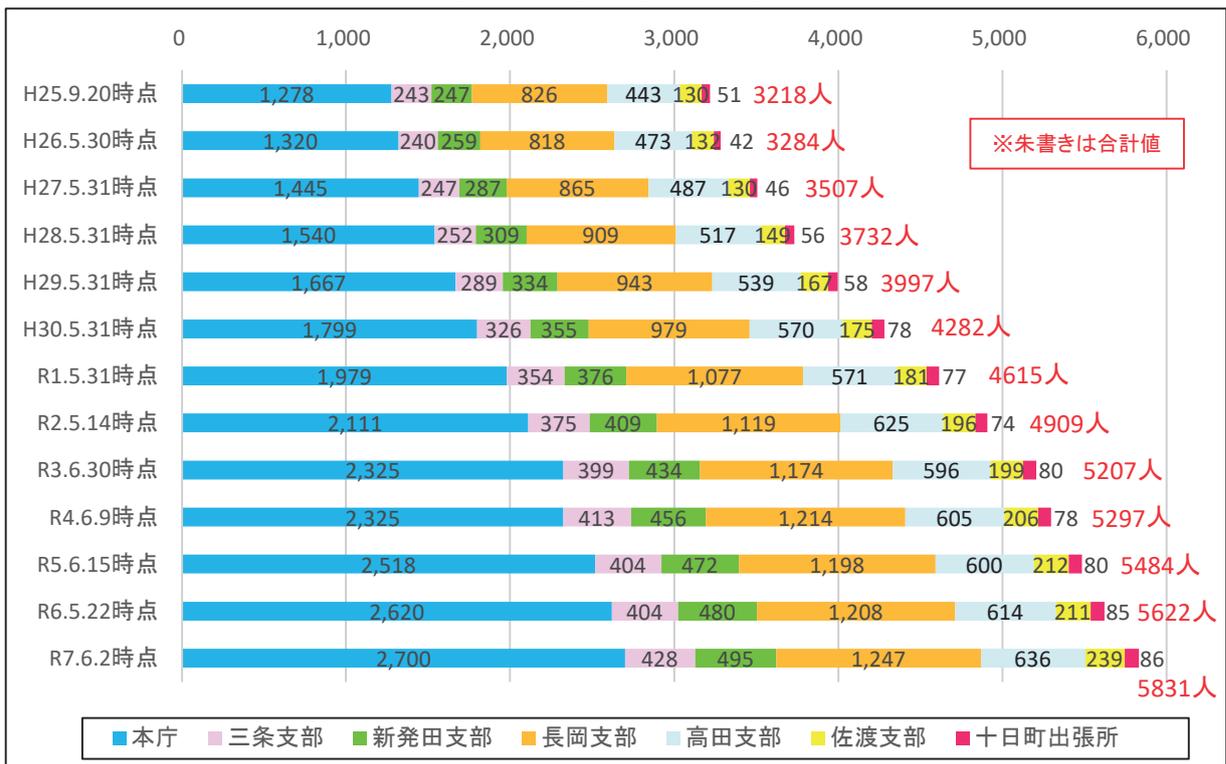


### 13 成年後見制度の利用者数の推移

- 令和7年6月2日時点における成年後見制度(成年後見・保佐・補助・任意後見)の利用者数は合計5,831人となり、前年と比べて209人増加している。
- 「成年後見」の利用者数は3,623人(前年比30人増)、「保佐」の利用者数は1,742人(前年比149人増)、「補助」の利用者数は449人(前年比28人増)、「任意後見」の利用者数は17人(前年比2人増)となっている。
- 本庁・支部・出張所別にみると、本庁で2,700人(前年比80人増)と一番多く、次いで長岡支部1,247人(前年比39人増)、高田支部636人(前年比22人増)、新発田支部495人(前年比15人増)、三条支部428人(前年比24人増)、佐渡支部で239人(前年比28人増)、十日町出張所で86人(前年比1人増)の順となっている。



#### 《本庁・支部・出張所別件数》



---

---

Ⅲ  
成年後見制度利用促進体制整備状況  
に関する実態調査の結果

---

---

## 成年後見制度利用促進体制整備状況に関する実態調査の結果

### 【調査概要】

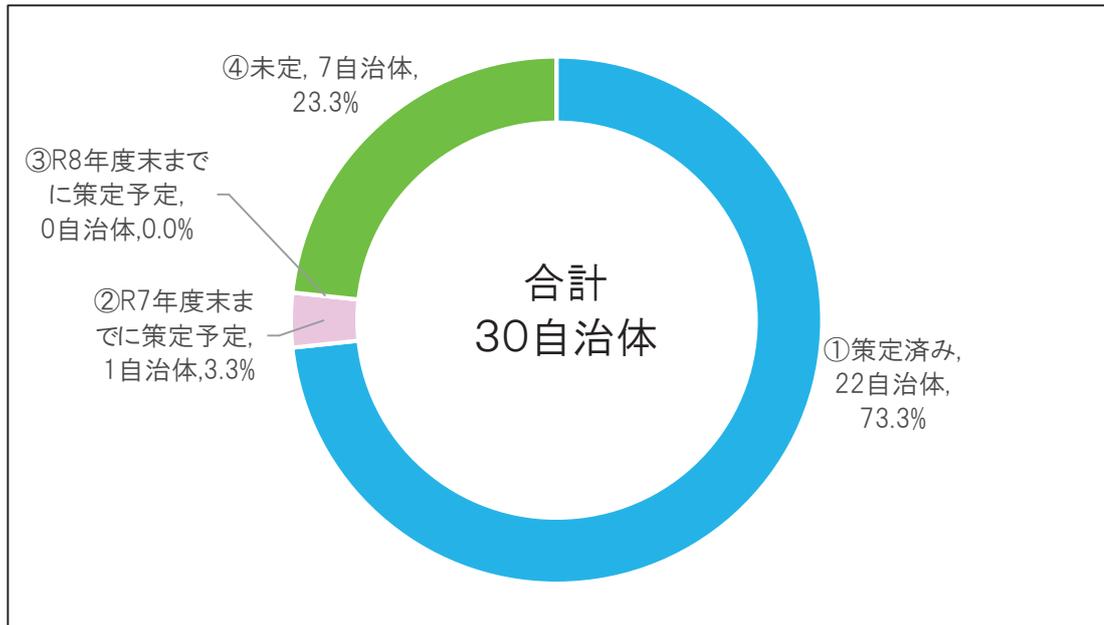
目的	新潟県内の成年後見制度利用促進体制整備状況等の把握
対象	新潟県内の市町村成年後見制度担当課(30市町村)
調査時期	令和7年5月12日から6月20日
調査時点	令和7年5月1日(時点指定されている設問は除く)
調査方法	メールによる依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は小数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

# 1 成年後見制度利用促進体制の整備状況について

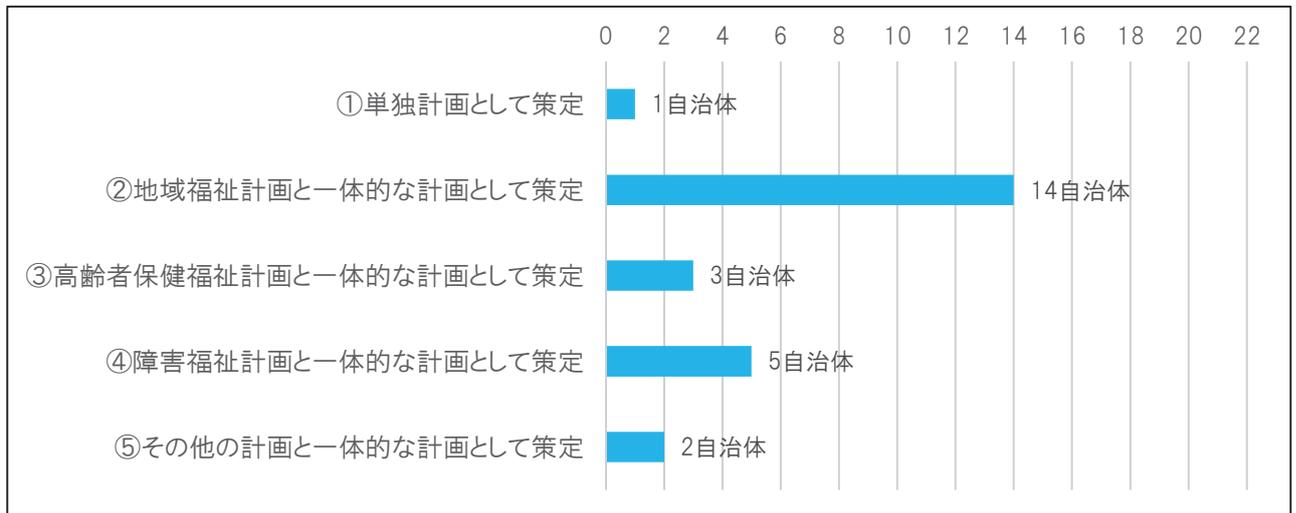
## ①市町村計画の策定状況

➤ 市町村計画を策定しているのは22自治体。令和7年度末までに策定予定が1自治体、未定が7自治体。



## ②市町村計画の策定形態(※上記①で「策定済み」と回答した22自治体が対象、複数回答)

➤ 「地域福祉計画と一体的な計画として策定」しているのは14自治体と一番多く、「単独計画として策定」しているのは1自治体のみ。

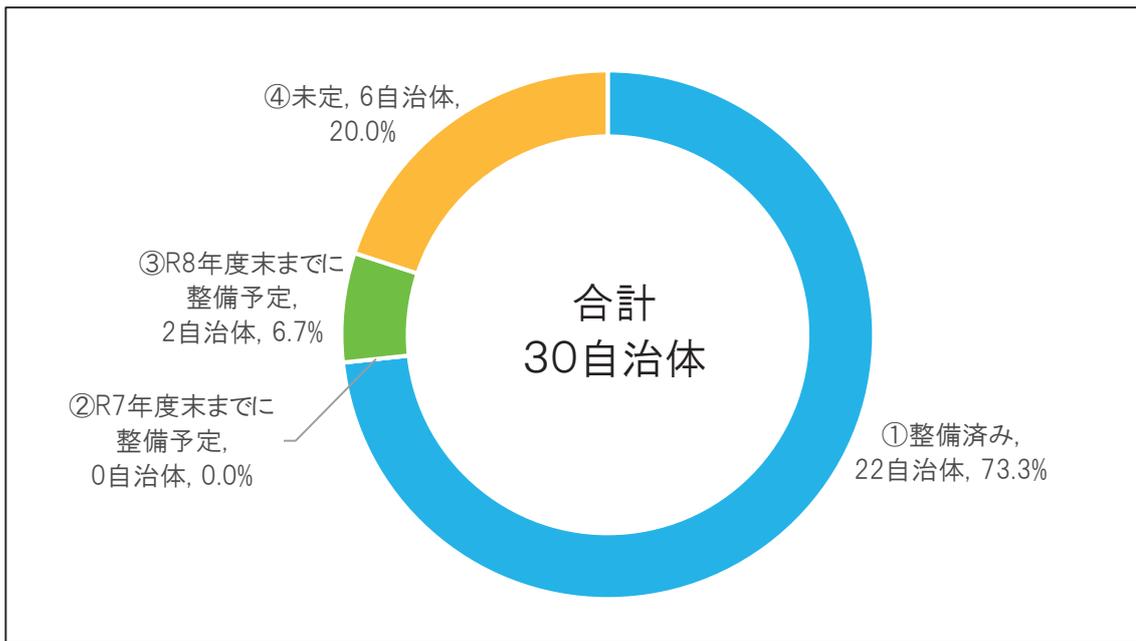


### 【その他の計画の名称】

- ・介護保険事業計画・高齢者福祉計画
- ・介護保険事業計画、障がい者計画

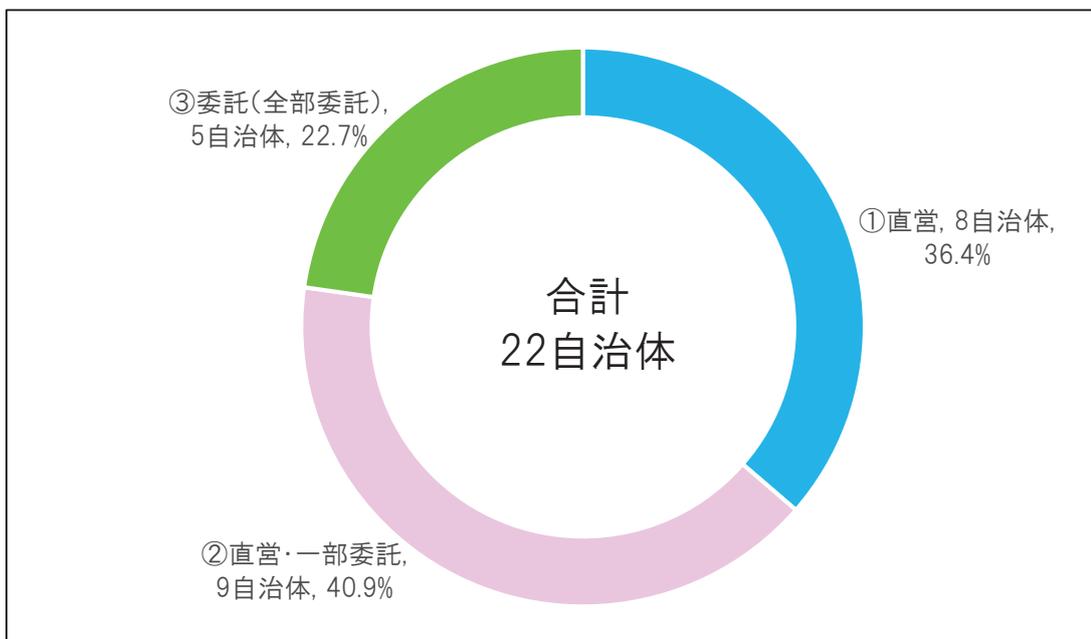
### ③中核機関の整備状況

➤ 中核機関が整備されているのは22自治体。令和8年度末までに整備予定が2自治体、未定が6自治体。



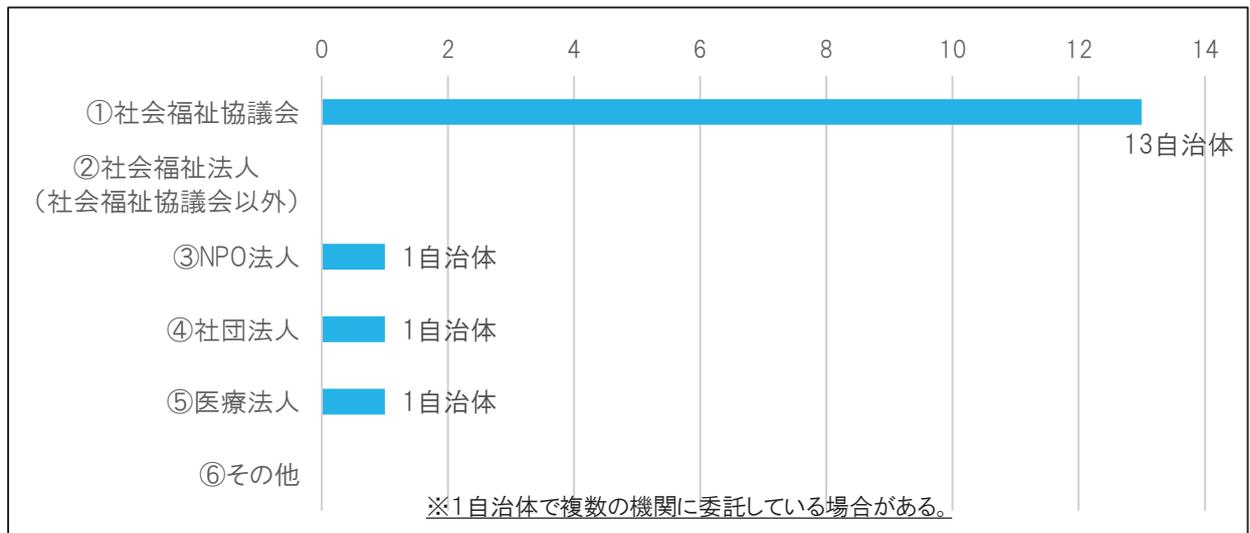
### ④中核機関の運営形態(※上記③で「整備済み」と回答した22自治体が対象)

➤ 「直営」が8自治体、「直営・一部委託」が9自治体、「委託(全部委託)」が5自治体。



⑤中核機関の委託先(※上記④で「直営・一部委託」「委託(全部委託)」と回答した合計14自治体が対象)

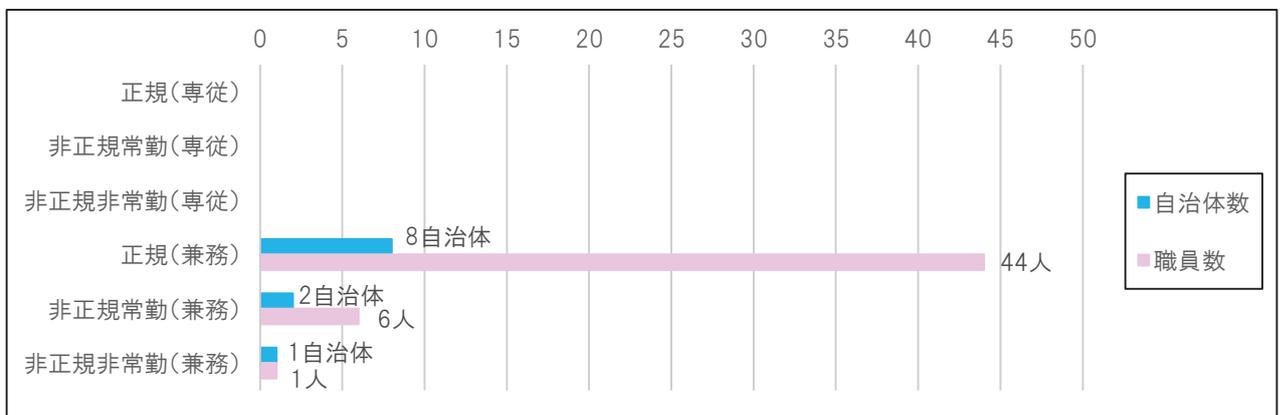
➤ 中核機関の一部または全部を委託している14自治体のうち、「社会福祉協議会」へ委託しているのは13自治体、「NPO法人」「社団法人」「医療法人」へ委託しているのはそれぞれ1自治体。



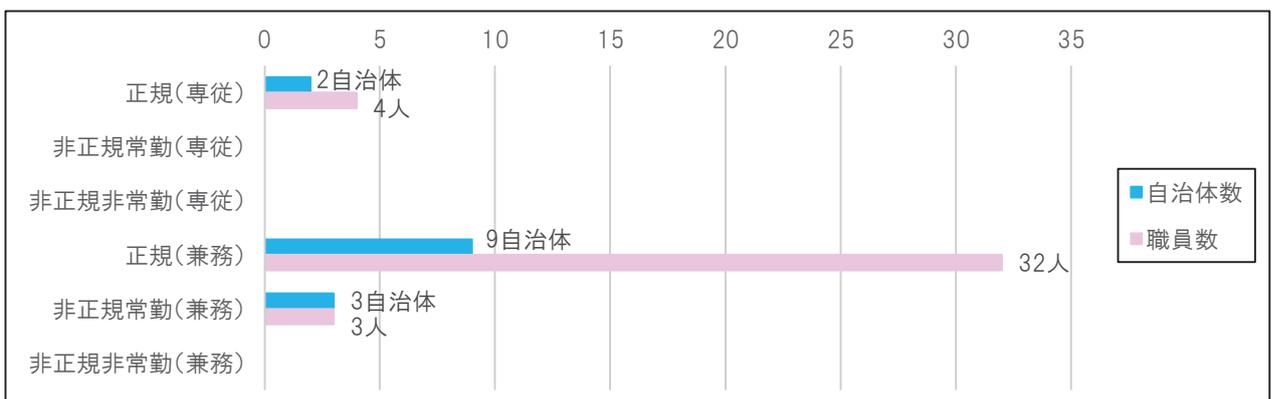
⑥中核機関職員配置状況(※上記③で「整備済み」と回答した22自治体が対象)

➤ 「直営」形態の自治体においては、「正規(兼務)」が8自治体で合計44人と雇用形態の中で一番多い。  
 ➤ 「直営・一部委託」形態の自治体においても、「正規(兼務)」が9自治体で合計32人と雇用形態の中で一番多い。  
 ➤ 「委託(全部委託)」形態の自治体においては、「正規(専従)」が4自治体で合計6人と雇用形態の中で一番多い。

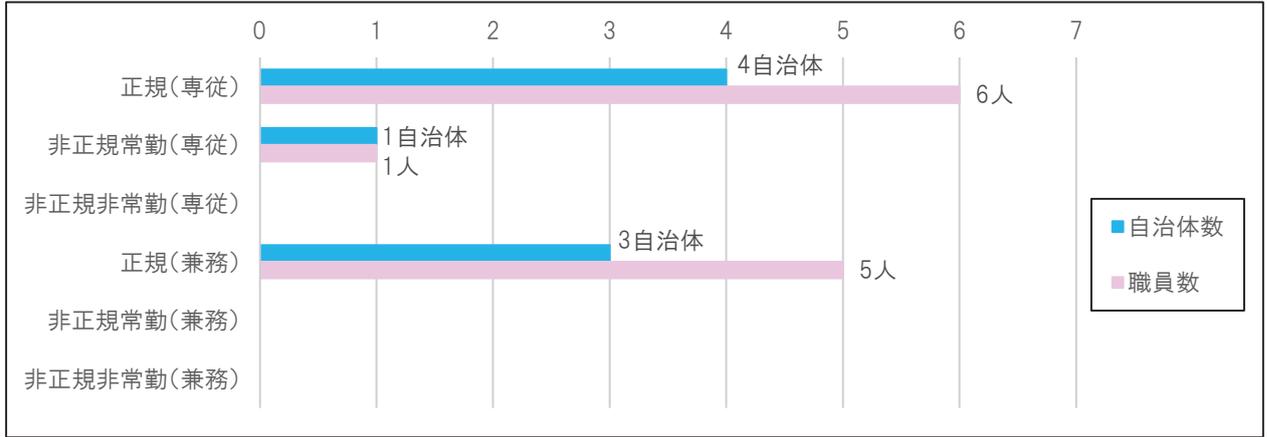
<「直営」形態の自治体(8自治体)>



<「直営・一部委託」形態の自治体(9自治体)>

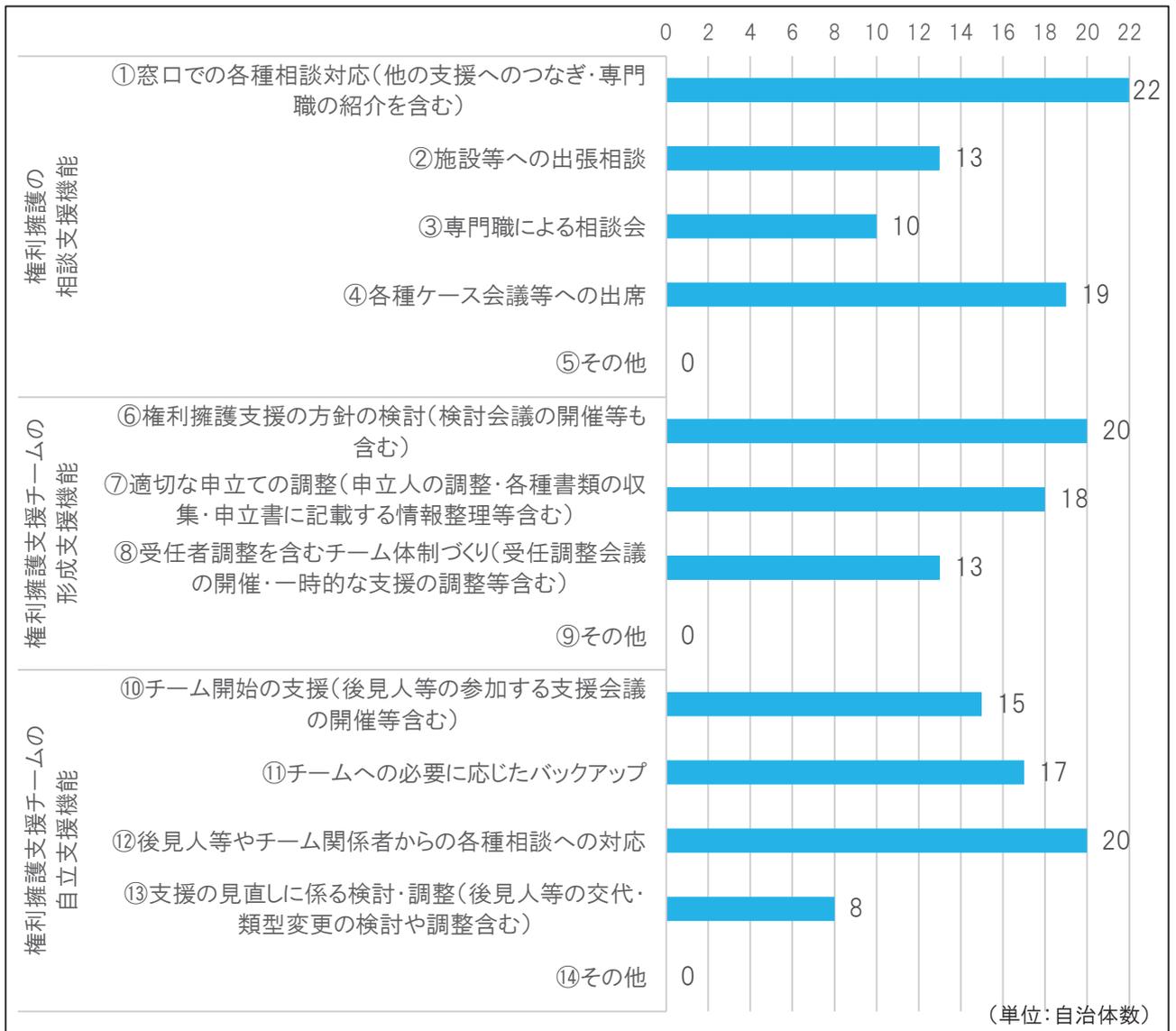


<「委託(全部委託)」形態の自治体(5自治体)>



⑦中核機関の支援機能(※上記③で「整備済み」と回答した22自治体が対象、複数回答)

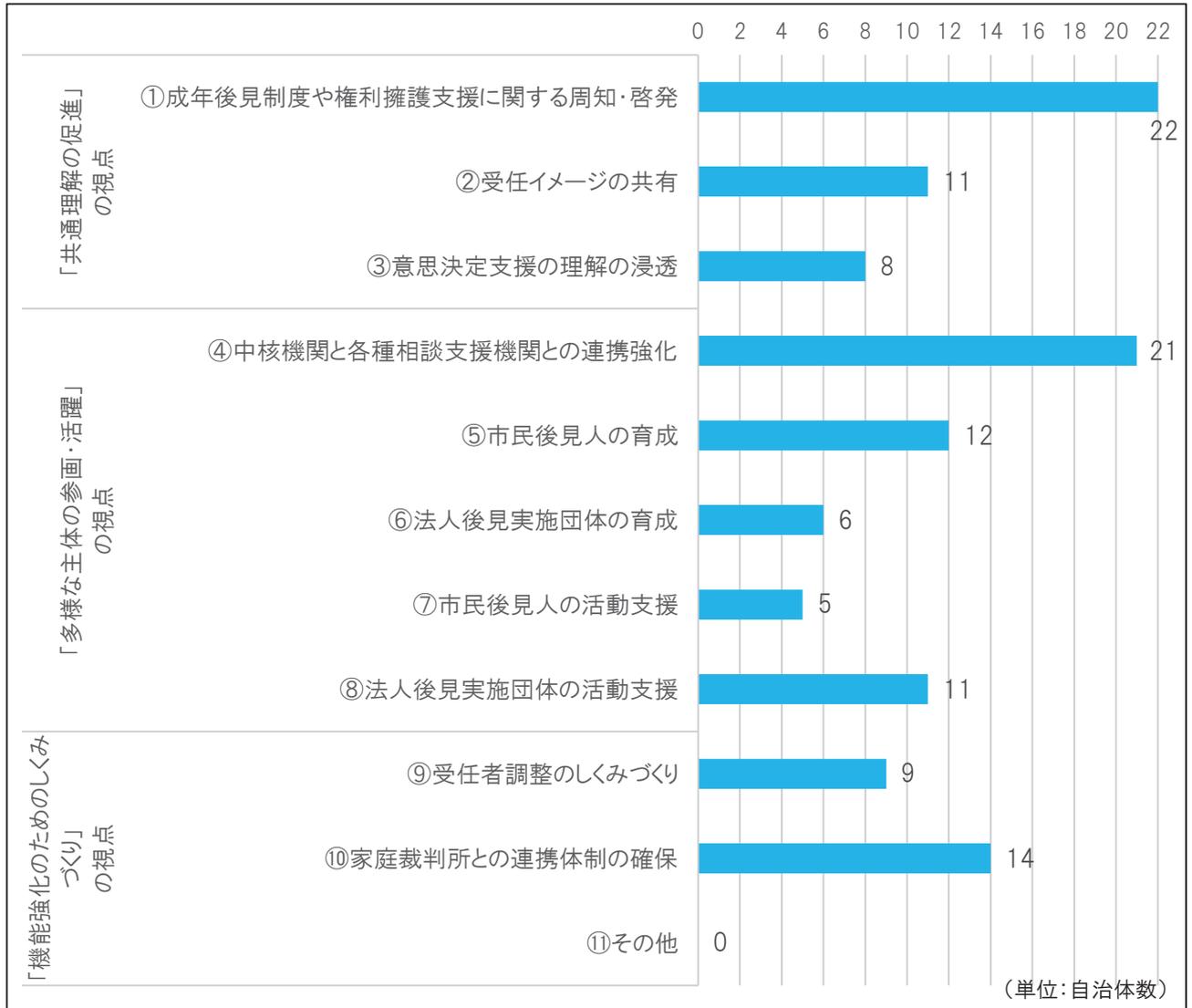
➤ 「①窓口での各種相談対応」が全22自治体、次いで「⑥権利擁護支援の方針の検討」「⑫後見人等やチーム関係者からの各種相談への対応」がそれぞれ20自治体、「④各種ケース会議等への出席」が19自治体、「⑦適切な申立ての調整」が18自治体と続く。



⑧「権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能」を強化するための取組

(※上記③で「整備済み」と回答した22自治体が対象、複数回答)

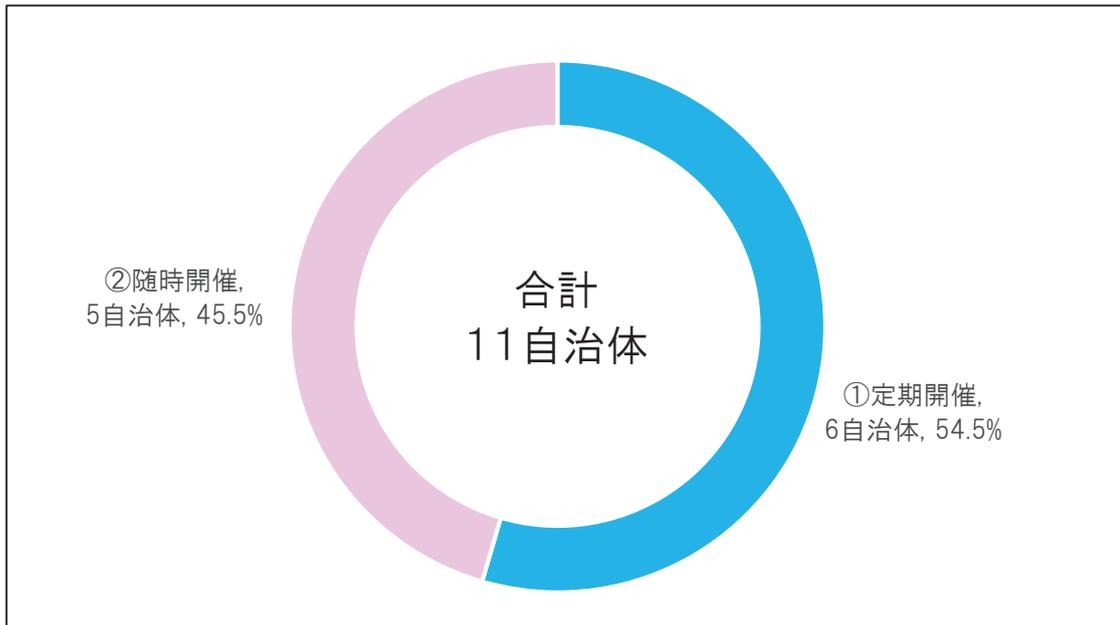
➤ 「①成年後見制度や権利擁護支援に関する周知・啓発」が全22自治体、次いで「④中核機関と各種相談支援機関との連携強化」が21自治体、「⑩家庭裁判所との連携体制の確保」が14自治体、「⑤市民後見人の育成」が12自治体、「②受任イメージの共有」「⑧法人後見実施団体の活動支援」がそれぞれ11自治体と続く。



⑨受任調整会議の開催形態

(※上記⑦で「受任者調整を含むチーム体制づくり」に回答した13自治体が対象のうち、2自治体が無回答)

➤ 「定期開催」が6自治体、「随時開催」が5自治体。



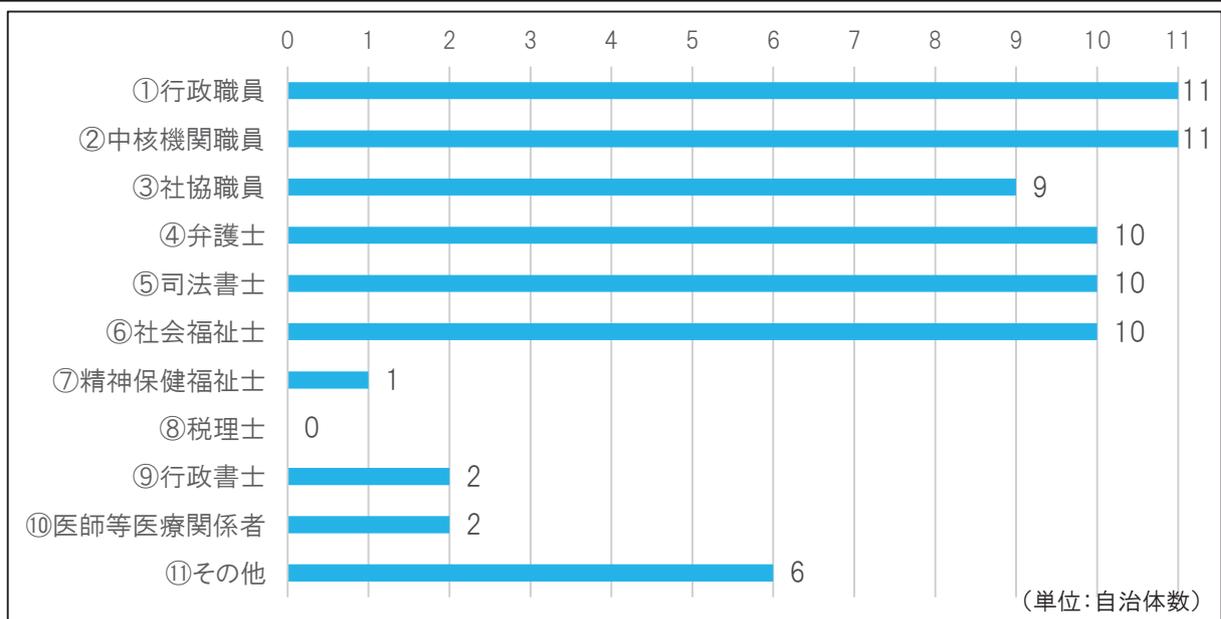
【「定期開催」の頻度】

- ・月1回(検討事案がない場合は見送る)
- ・原則として、毎月第4水曜日
- ・年6回
- ・2か月に1回程度
- ・年5回程度
- ・年4回。ただし急を要する案件はメールで依頼。

⑩受任調整会議の構成員

(※上記⑦で「受任者調整を含むチーム体制づくり」に回答した13自治体が対象のうち、2自治体が無回答)

➤ 「行政職員」「中核機関職員」がそれぞれ11自治体と一番多く、次いで「弁護士」「司法書士」「社会福祉士」がそれぞれ10自治体、「社協職員」が9自治体と続く。



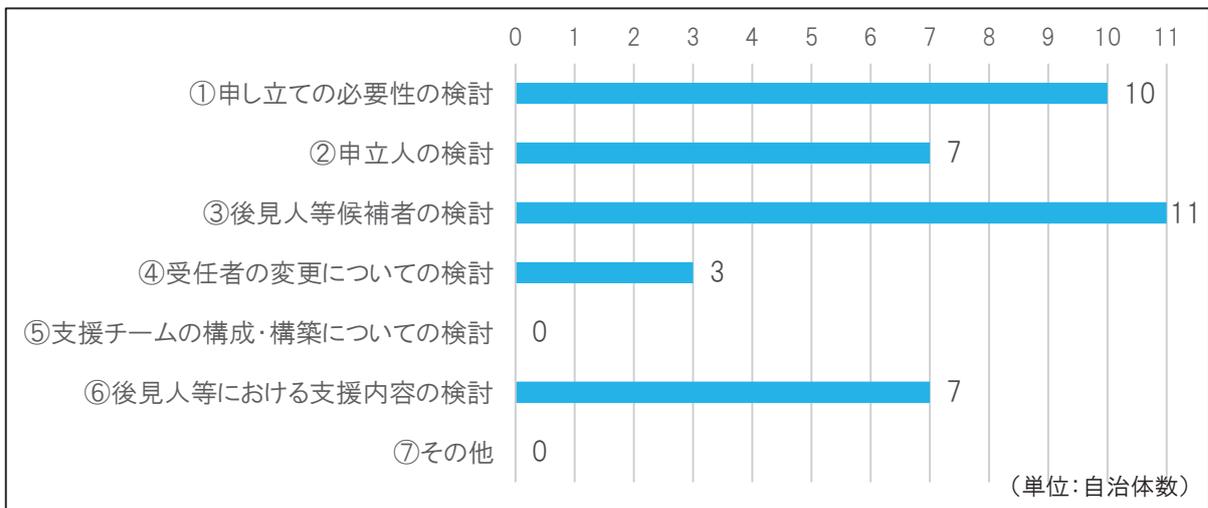
【その他の内容】

- ・検討事案の関係者(包括や相談支援事業所職員等)
- ・地域包括支援センター職員、相談支援事業所相談員、介護支援専門員
- ・調整ケースの主な担当者
- ・ケースごとに地域包括支援センターや障害相談支援事業所
- ・福祉関係者
- ・該当ケースの支援者

①受任調整会議での検討内容

(※上記⑦で「受任者調整を含むチーム体制づくり」に回答した13自治体が対象のうち、2自治体が無回答)

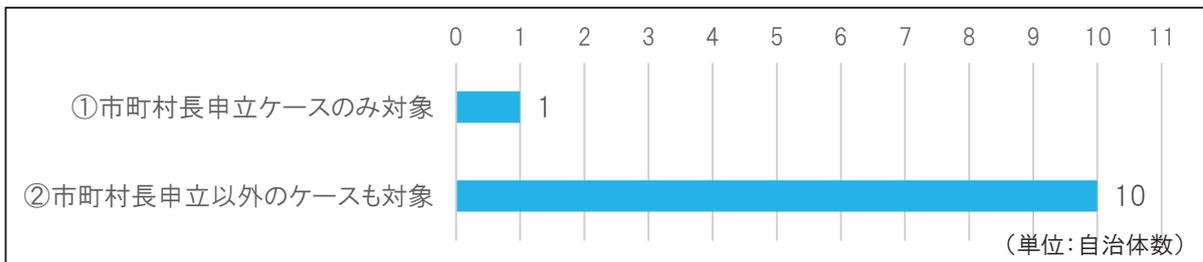
➤ 「後見人等候補者の検討」が11自治体と一番多く、次いで「申し立ての必要性の検討」が10自治体、「申立人の検討」「後見人等における支援内容の検討」がそれぞれ7自治体と続く。



②受任調整会議での検討対象となる申立人

(※上記⑦で「受任者調整を含むチーム体制づくり」に回答した13自治体が対象のうち、2自治体が無回答)

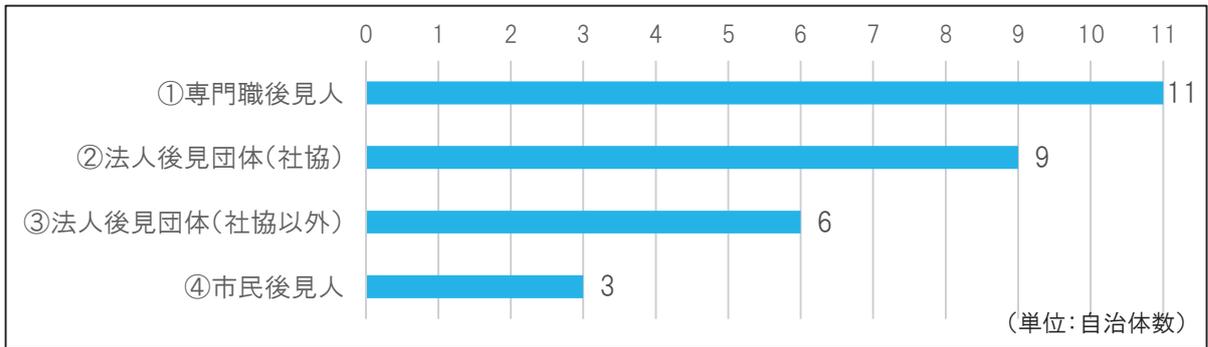
➤ 「市町村長申立ケースのみ対象」が1自治体、「市町村長申立以外のケースも対象」が10自治体。



⑬受任調整会議での検討対象となる後見人等候補者

(※上記⑦で「受任者調整を含むチーム体制づくり」に回答した13自治体が対象のうち、2自治体が無回答)

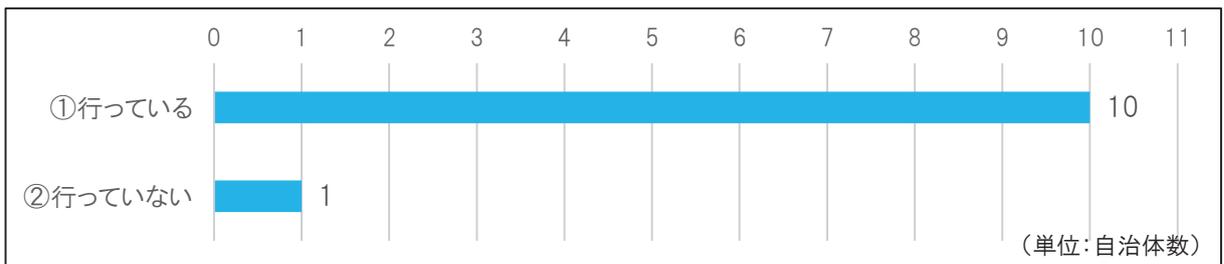
➤ 「専門職後見人等」が11自治体と一番多く、次いで「法人後見団体(社協)」が9自治体、「法人後見団体(社協以外)」が6自治体、「市民後見人」が3自治体となっている。



⑭受任調整会議での協議を経た上での専門職団体への後見人等候補者推薦依頼事務

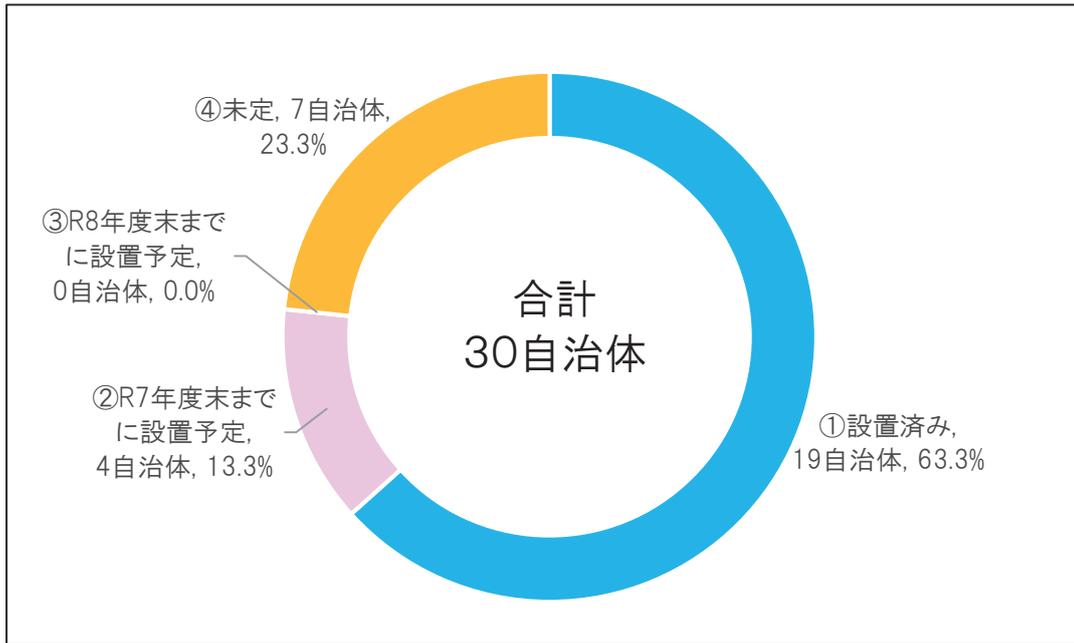
(※上記⑦で「受任者調整を含むチーム体制づくり」に回答した13自治体が対象のうち、2自治体が無回答)

➤ 「行っている」が10自治体、「行っていない」が1自治体。



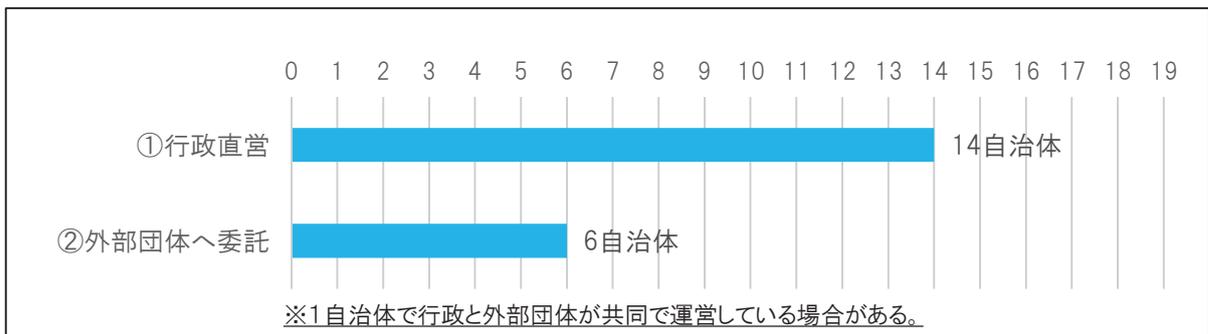
⑮協議会等の合議体の設置状況

➤ 協議体等の合議体を設置しているのは19自治体。令和7年度末までに設置予定が4自治体、未定が7自治体。



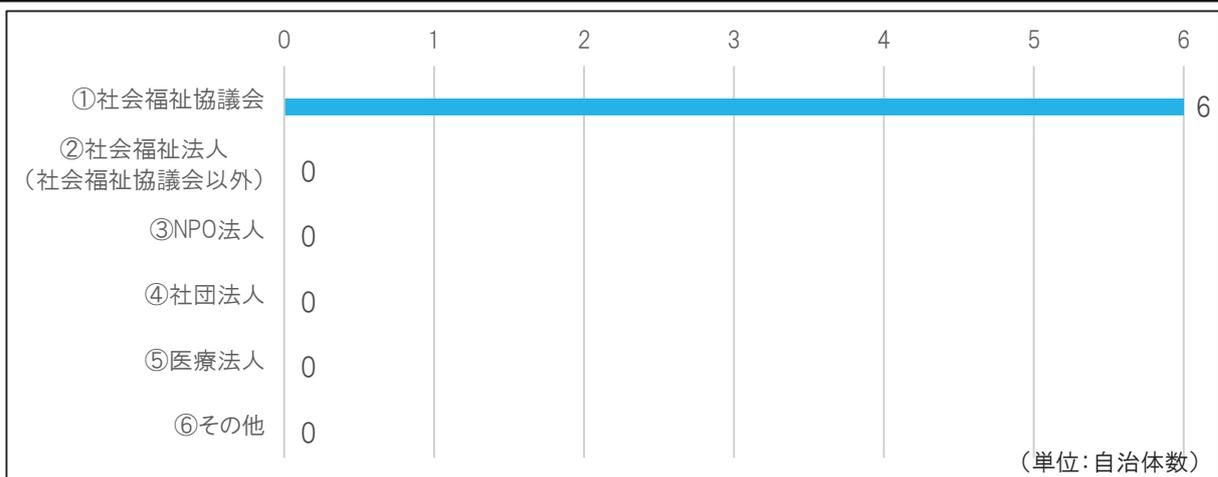
⑯合議体事務局の運営形態(※上記⑮で「設置済み」と回答した19自治体が対象)

➤ 「行政直営」で運営しているのは14自治体、「外部団体へ委託」しているのは6自治体。



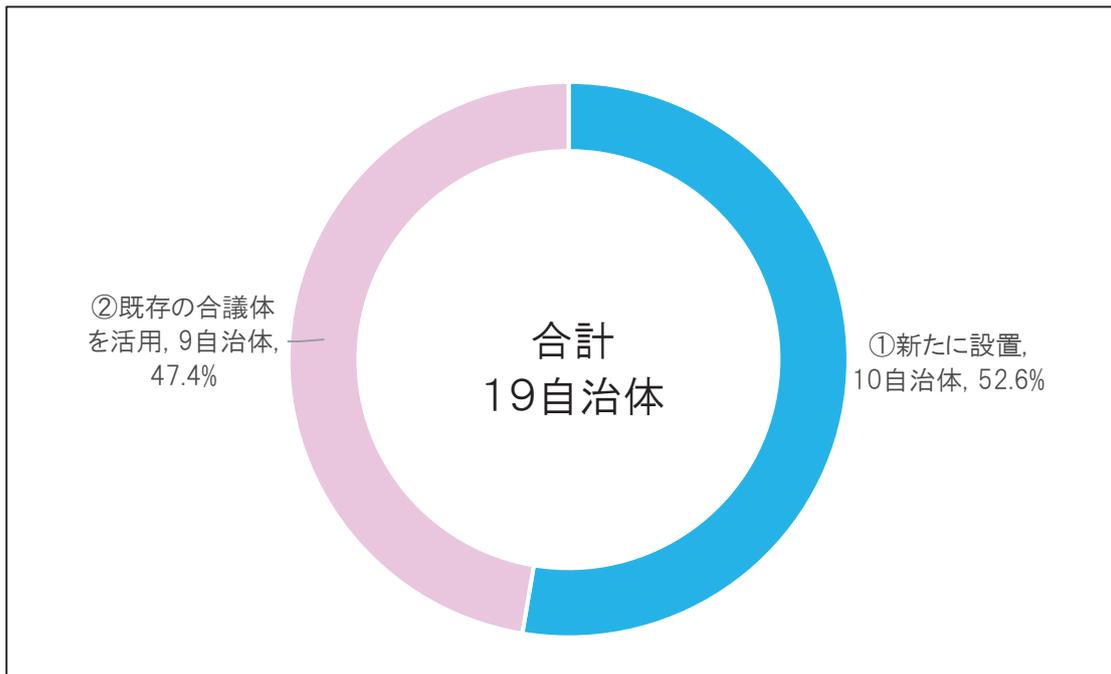
⑰合議体事務局の委託先(※上記⑯で「外部団体へ委託」と回答した6自治体が対象)

➤ 外部団体へ委託している6自治体の全てが「社会福祉協議会」へ委託している。



⑱合議体の設置態様(※上記⑮で「設置済み」と回答した19自治体が対象)

➤ 「新たに設置」が10自治体、「既存の合議体を活用」が9自治体。

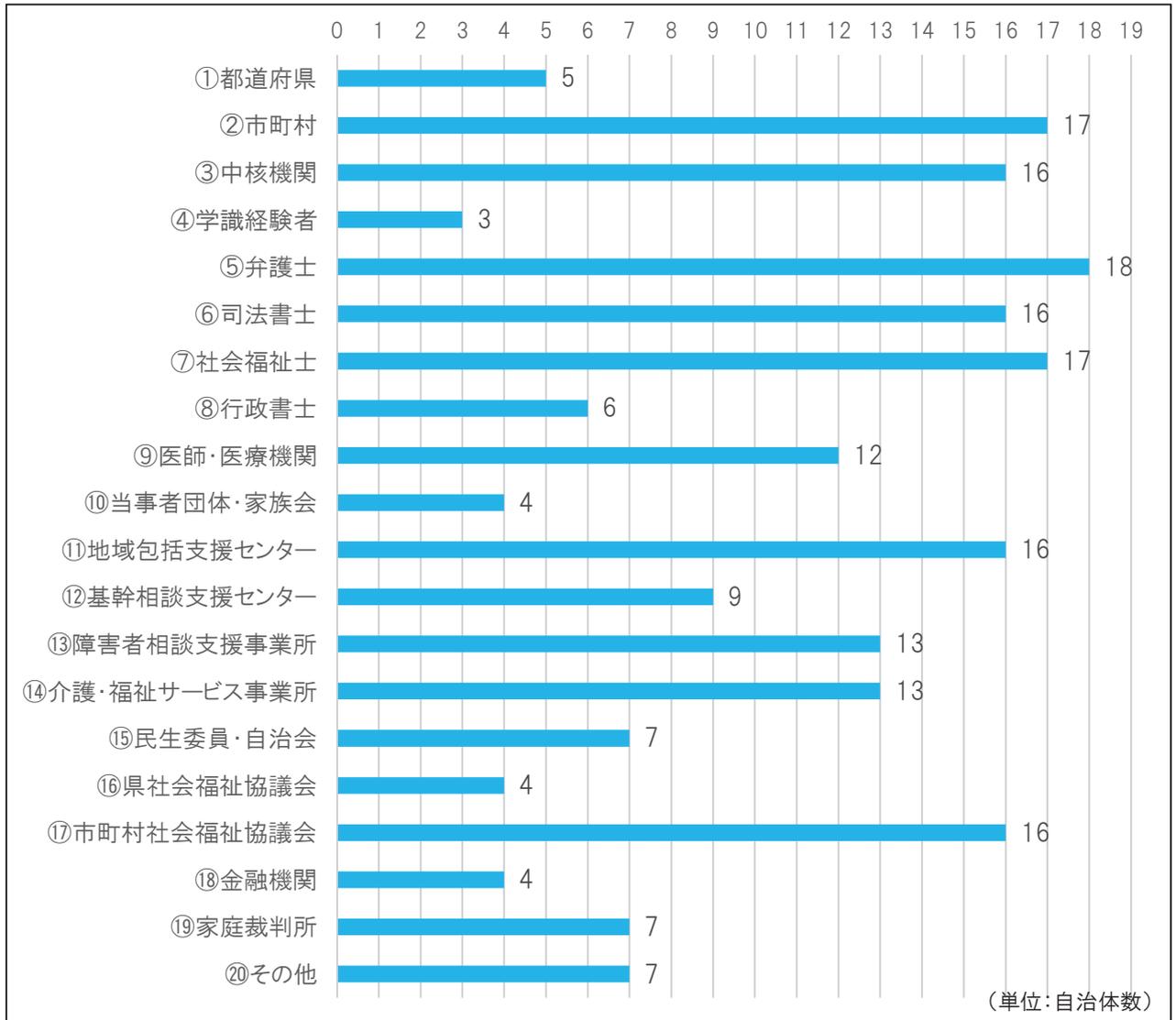


【活用している既存の合議体の名称(※合議体の名称に市町村名が付してある場合は市町村名を削除して記載)】

- ・地域福祉計画策定・推進委員会、成年後見制度推進ネットワーク会議
- ・成年後見制度利用促進連絡連携会議
- ・社協福祉後見・権利擁護センター運営委員会
- ・成年後見制度利用支援体制検討委員会
- ・成年後見センター運営委員会
- ・地域包括ケア推進会議、自立支援協議会
- ・法人後見運営委員会
- ・成年後見センター運営委員会
- ・法人後見運営委員会

⑱合議体の構成員(※上記⑮で「設置済み」と回答した19自治体が対象、複数回答)

➤ 「⑤弁護士」を構成員としているのは18自治体と一番多く、次いで「②市町村」「⑦社会福祉士」がそれぞれ17自治体、「③中核機関」「⑥司法書士」「⑪地域包括支援センター」「⑰市町村社会福祉協議会」がそれぞれ16自治体と続く。

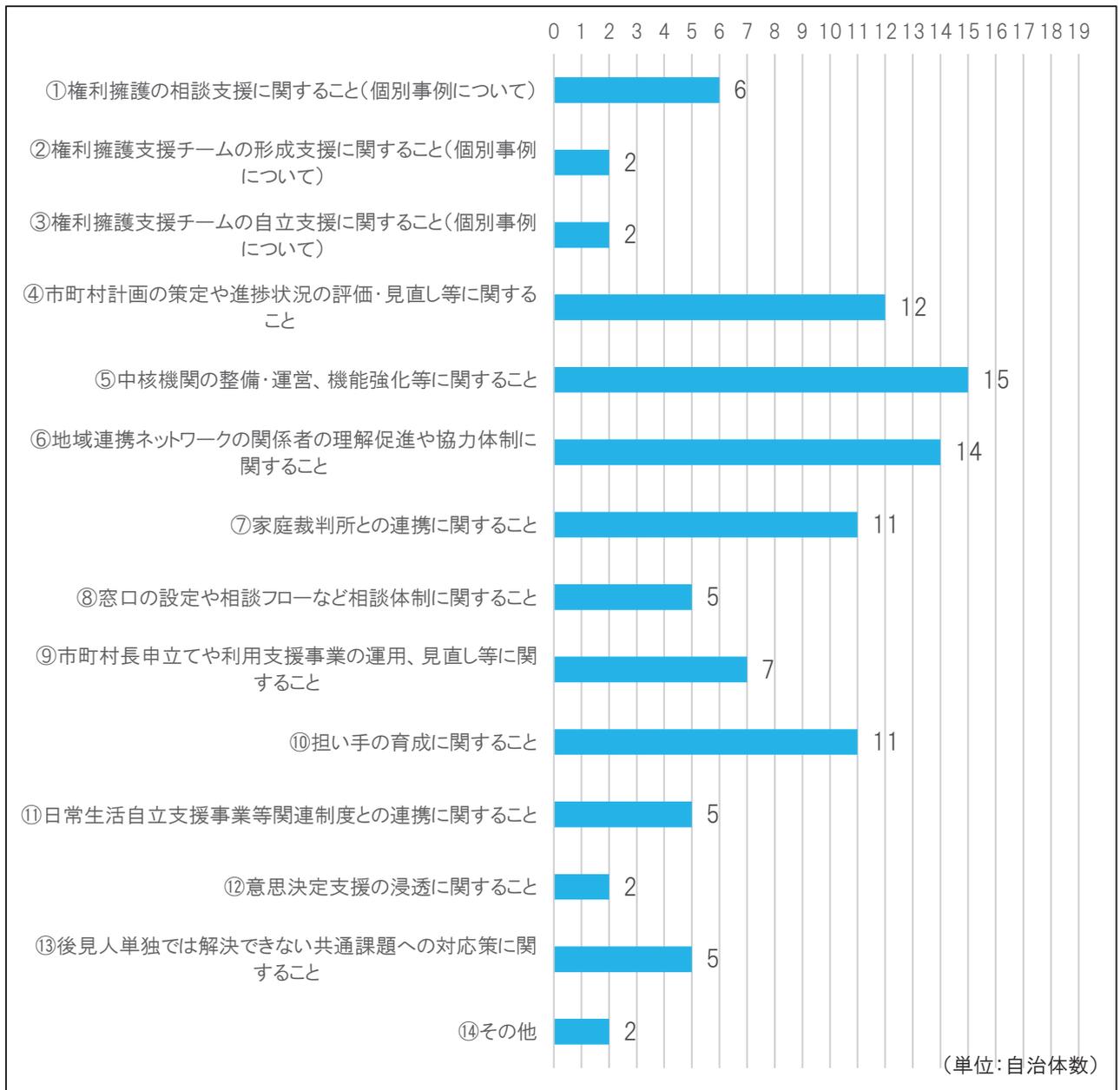


【その他の内容】

- ・保護観察所、保護司、検察庁等
- ・医療ソーシャルワーカー
- ・法人後見受任団体
- ・認知症地域支援推進員
- ・警察署、消防署、保健所
- ・障がい者施設代表
- ・地域活動支援センター

⑳合議体における検討事項(※上記⑮で「設置済み」と回答した19自治体が対象、複数回答)

➤ 「⑤中核機関の整備・運営、機能強化等に関する事」が15自治体と一番多く、次いで「⑥地域連携ネットワークの関係者の理解促進や協力体制に関する事」が14自治体、「④市町村計画の策定や進捗状況の評価・見直し等に関する事」が12自治体、「⑦家庭裁判所との連携に関する事」「⑩担い手の育成に関する事」がそれぞれ11自治体と続く。

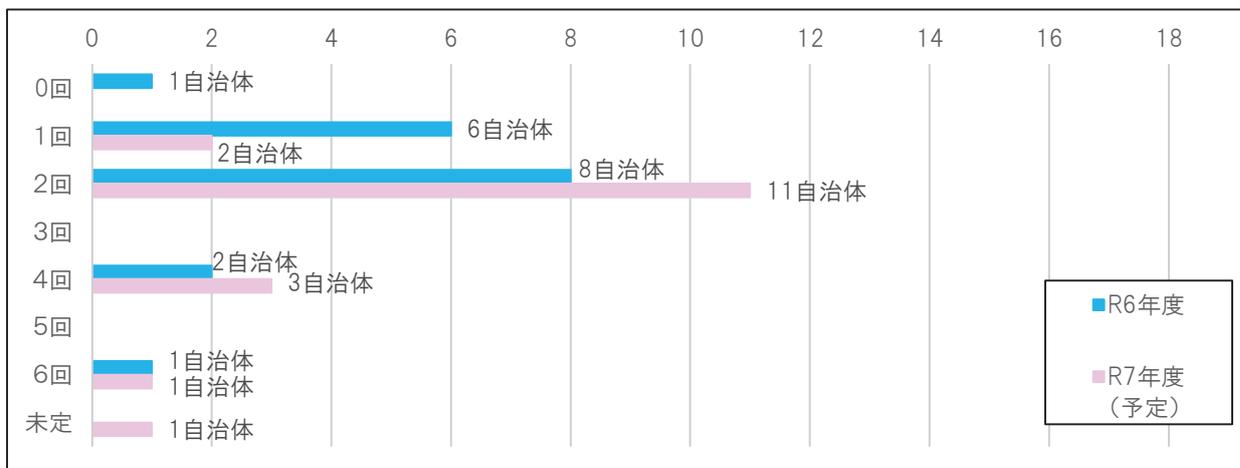


【その他の内容】

- ・権利擁護の地域課題共有・意見聴取・施策反映
- ・中核機関の設置に向けて

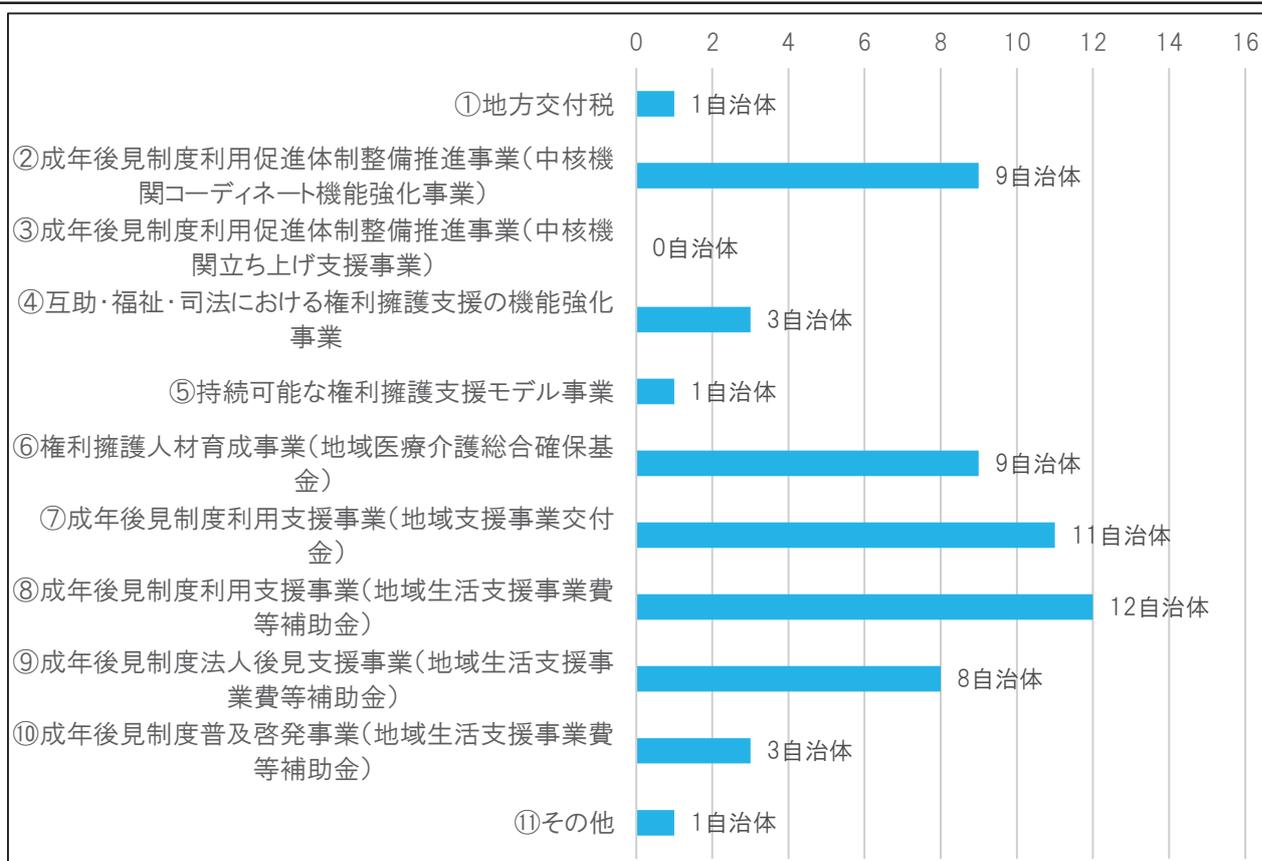
②1 合議体の開催回数(※上記①5で「設置済み」と回答した19自治体が対象のうち、1自治体が無回答)

- 令和6年度の開催回数は「2回」が8自治体と一番多く、次いで「1回」が6自治体、「4回」が2自治体と続く。
- 令和7年度の開催予定回数は「2回」が11自治体と一番多く、次いで「4回」が3自治体、「1回」が2自治体と続く。



②2 中核機関整備・権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに活用している財源(複数回答)

- 「⑧成年後見制度利用支援事業(地域生活支援事業費等補助金)」が12自治体と一番多く、次いで「⑦成年後見制度利用支援事業(地域支援事業交付金)」が11自治体、「②成年後見制度利用促進体制整備推進事業(中核機関コーディネート機能強化事業)」 「⑥権利擁護人材育成事業(地域医療介護総合確保基金)」がそれぞれ9自治体、「⑨成年後見制度法人後見支援事業(地域生活支援事業費等補助金)」が8自治体と続く。



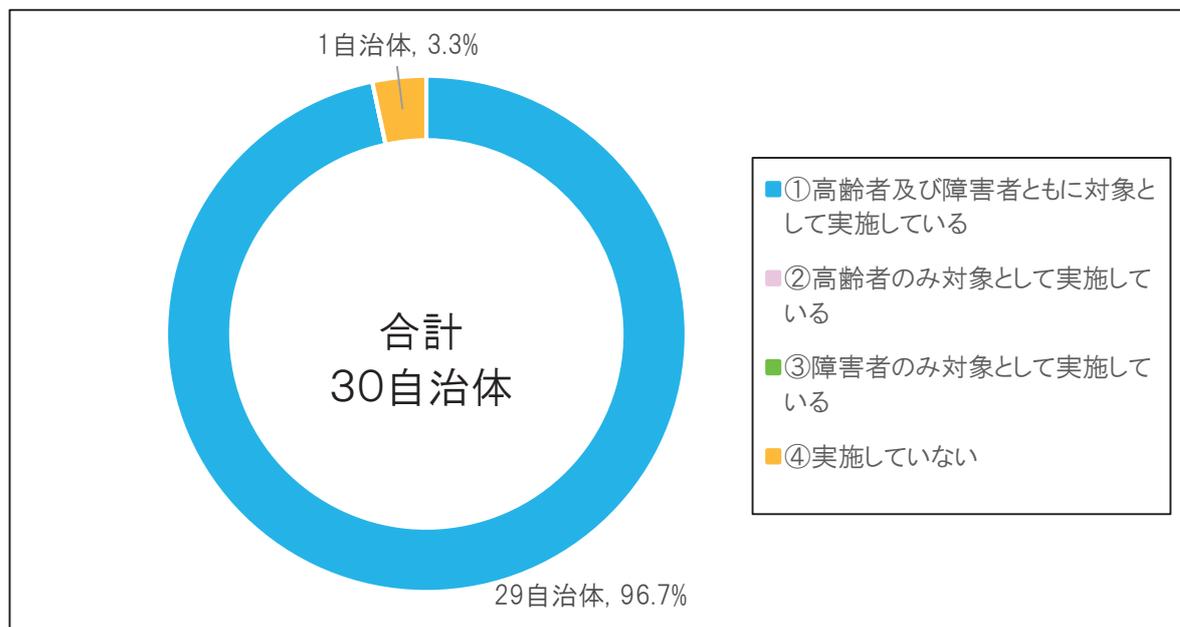
<その他の内容>

・単独

## 2 成年後見制度利用支援事業について

### ③ 申し立て費用の助成状況

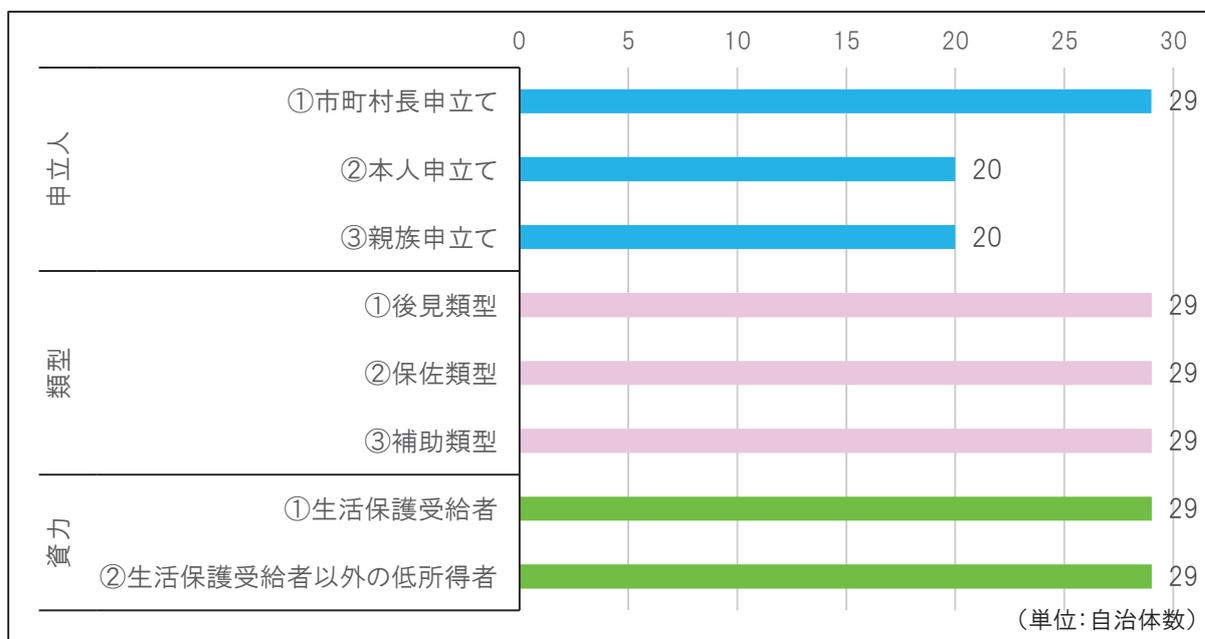
➤ 29自治体で「高齢者及び障害者ともに対象として実施している」が、1自治体は「実施していない」。



### ④ 申し立て費用の助成対象要件

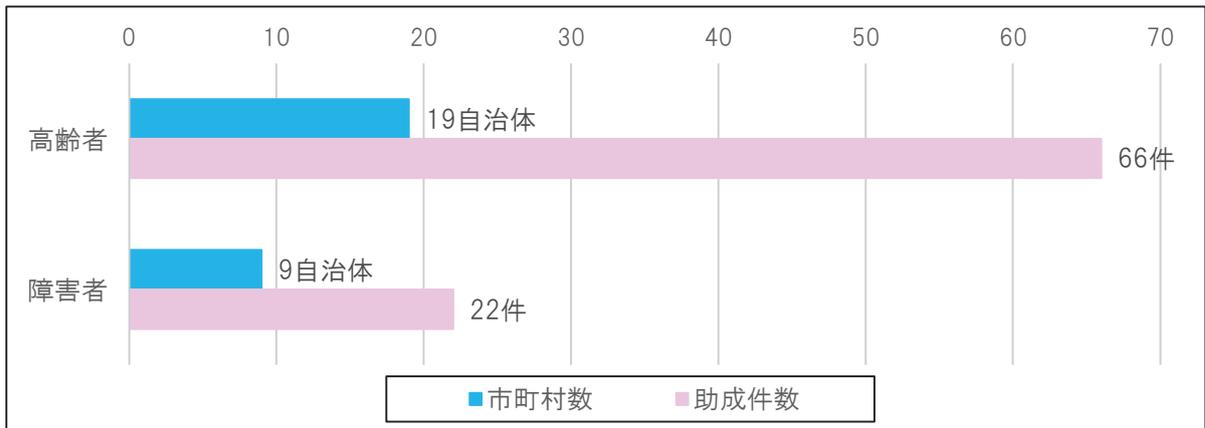
(※上記③で「高齢者及び障害者ともに対象として実施している」と回答した29自治体が対象)

➤ 申立人別では、「市町村長申立て」は29自治体で対象としている一方、「本人申立て」「親族申立て」はそれぞれ20自治体でのみ対象となっている。



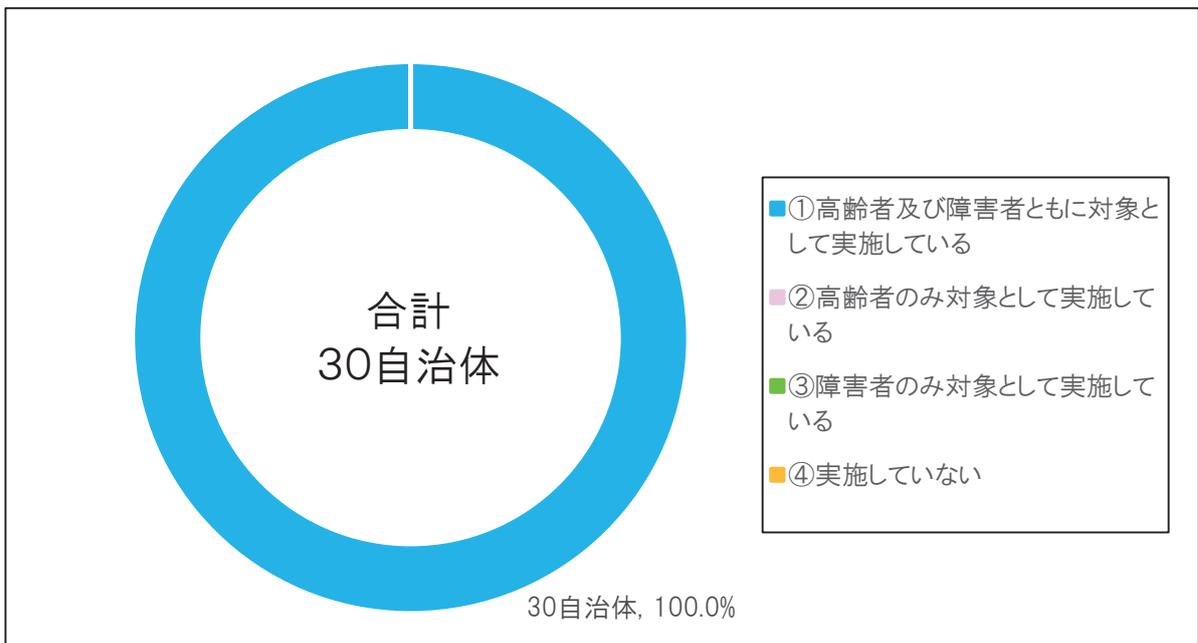
②⑤ 令和6年度の申し立て費用助成件数

➤ 高齢者を対象とした助成件数は19自治体で合計66件、障害者を対象とした助成件数は9自治体で合計22件となっている。



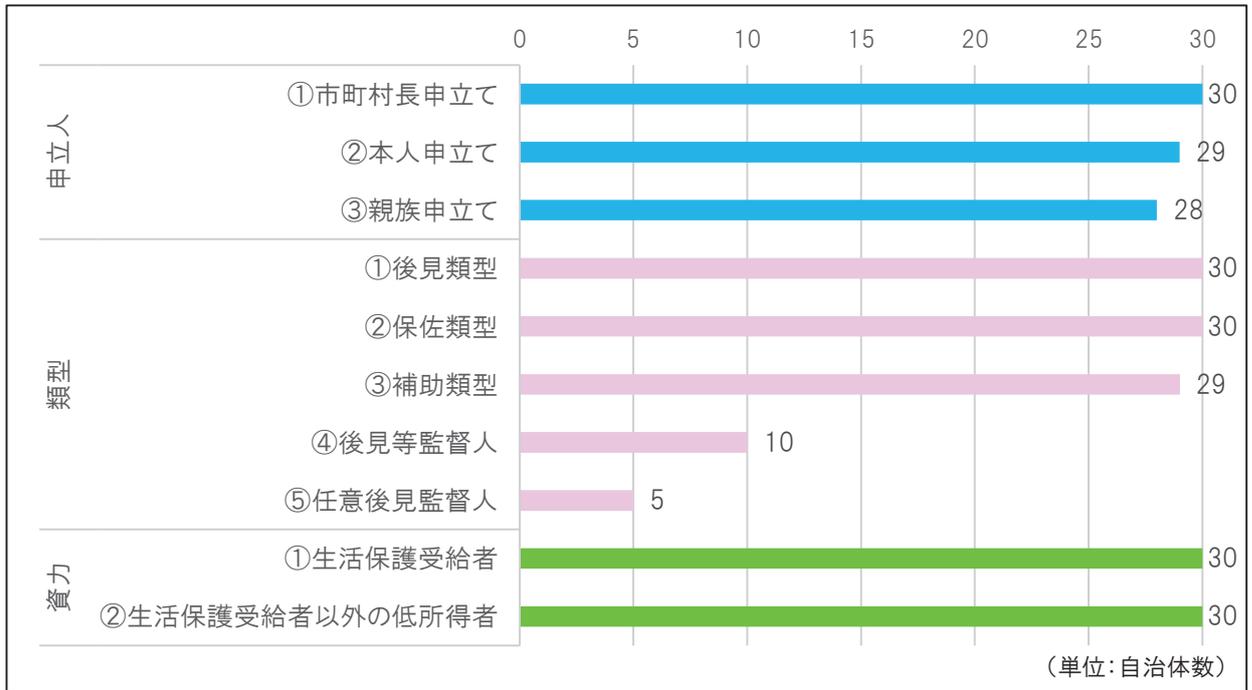
②⑥ 成年後見人等への報酬助成状況

➤ 30自治体の全てにおいて、「高齢者及び障害者ともに対象として実施している」。



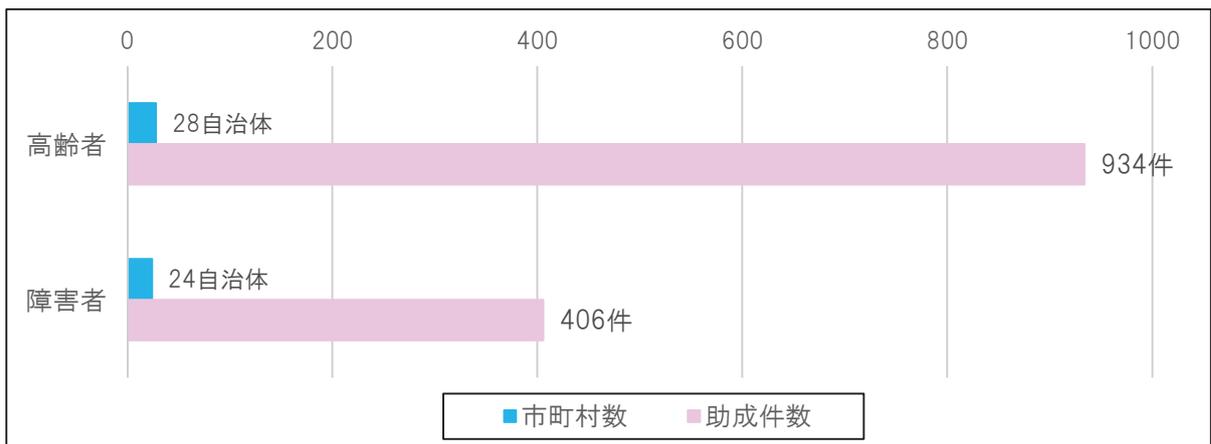
⑳報酬助成の対象要件

- 申立人別では、「市町村長申立て」は全30自治体で対象としている一方、「本人申立て」は29自治体、「親族申立て」は28自治体で対象となっている。
- 類型別では、「後見」「保佐」はそれぞれ全30自治体で対象としている一方、「補助」は29自治体、「後見等監督人」は10自治体、「任意後見監督人」は5自治体でのみ対象となっている。



㉑令和6年度の報酬助成件数

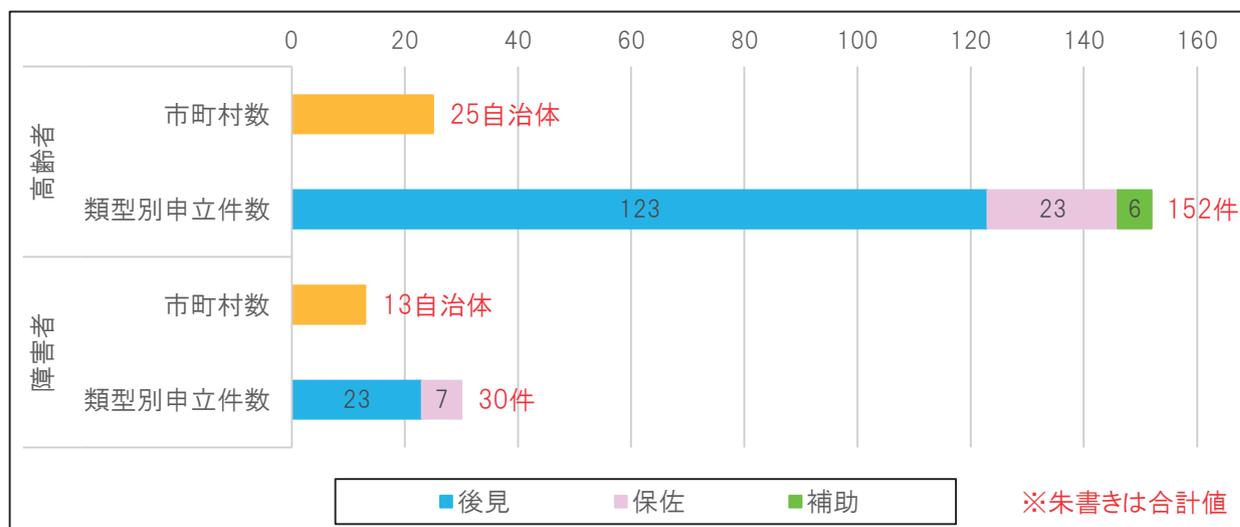
- 高齢者を対象とした助成件数は28自治体で合計934件、障害者を対象とした助成件数は24自治体で合計406件となっている。



### 3 市町村長申立てについて

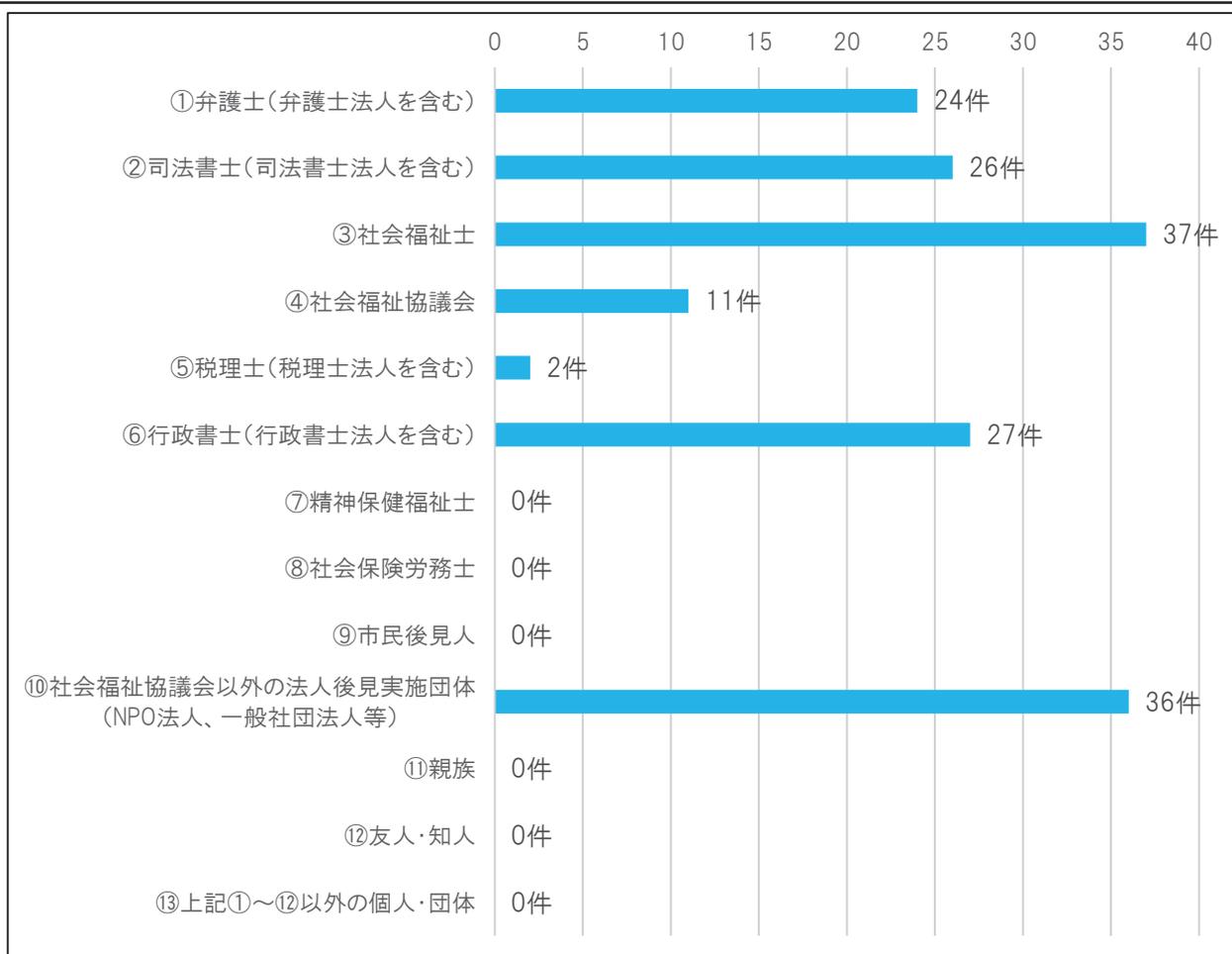
#### ⑳令和6年度の市町村長申立件数

➤ 高齢者を対象とした市町村長申立件数は25自治体で合計152件、障害者を対象とした市町村長申立件数は13自治体で合計30件となっている。



#### ㉑令和6年度の市町村長申立ケースにおける後見人等候補者別件数

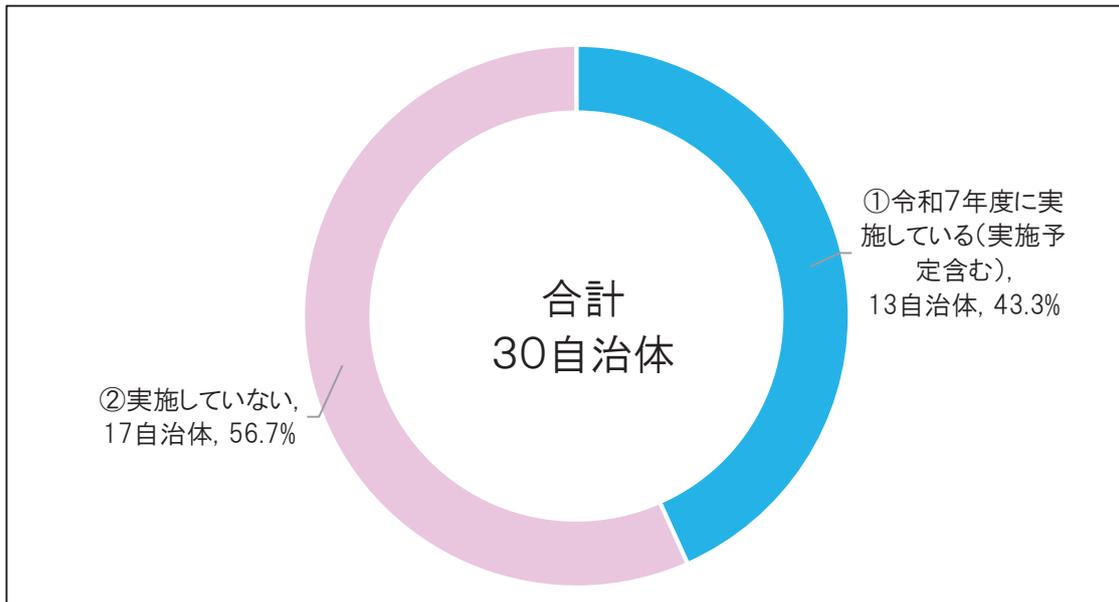
➤ 「③社会福祉士」が37件と一番多く、次いで「⑩社会福祉協議会以外の法人後見実施団体」が36件、「⑥行政書士」が27件、「②司法書士」が26件、「①弁護士」が24件と続く。



## 4 市民後見人について

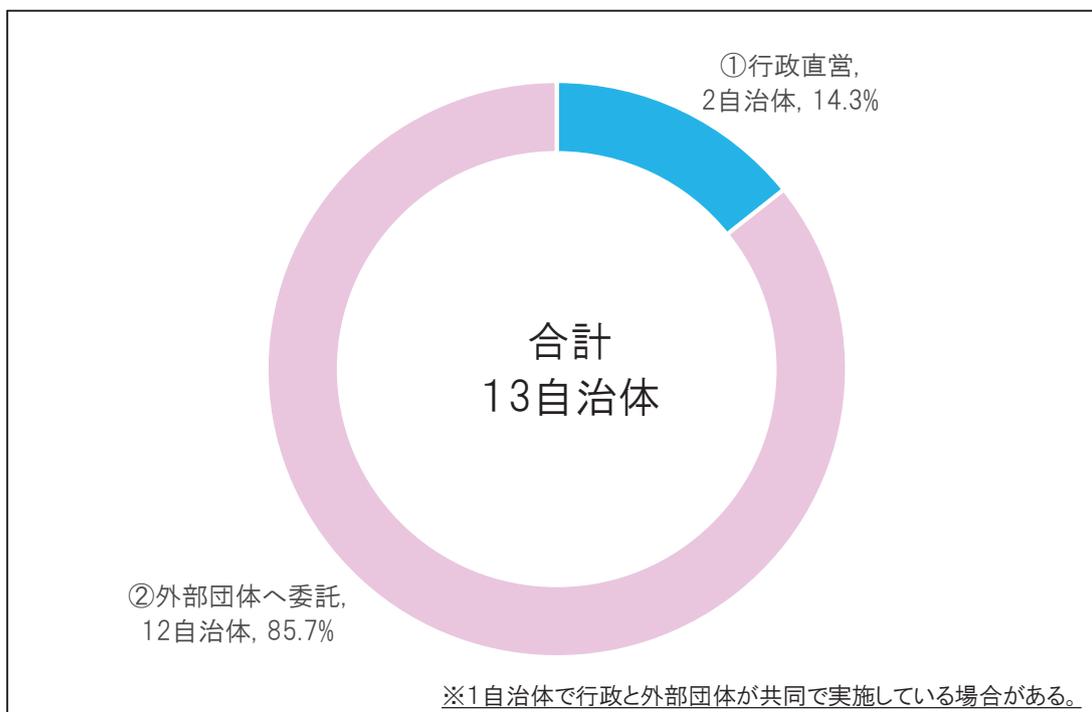
### ③1 市民後見推進事業の実施状況

➤ 「令和7年度に実施している(実施予定含む)」は13自治体。



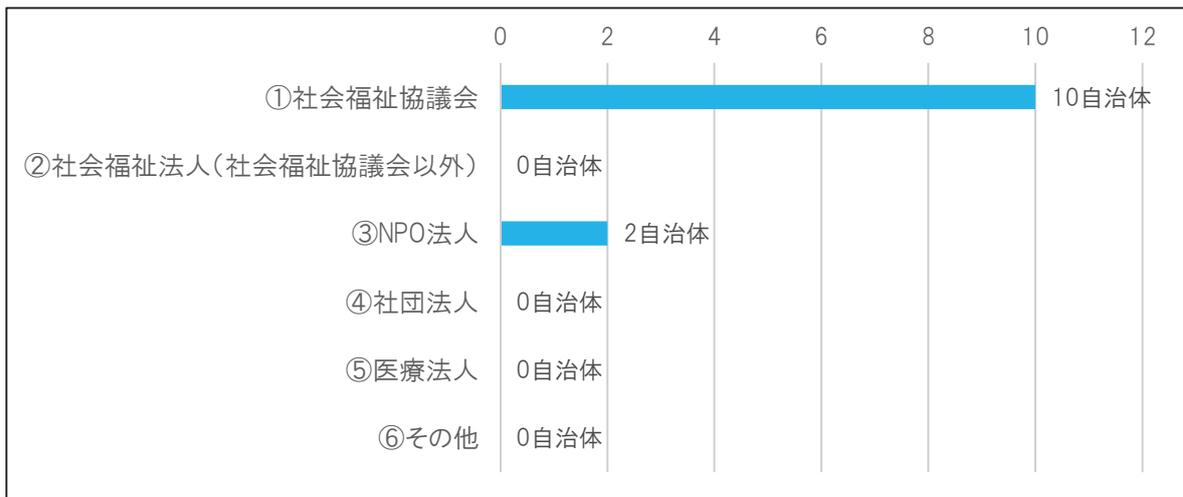
### ③2 事業実施形態(※上記③1で「令和7年度に実施している(実施予定含む)」と回答した13自治体が対象)

➤ 「行政直営」が2自治体、「外部団体へ委託」が12自治体となっている。



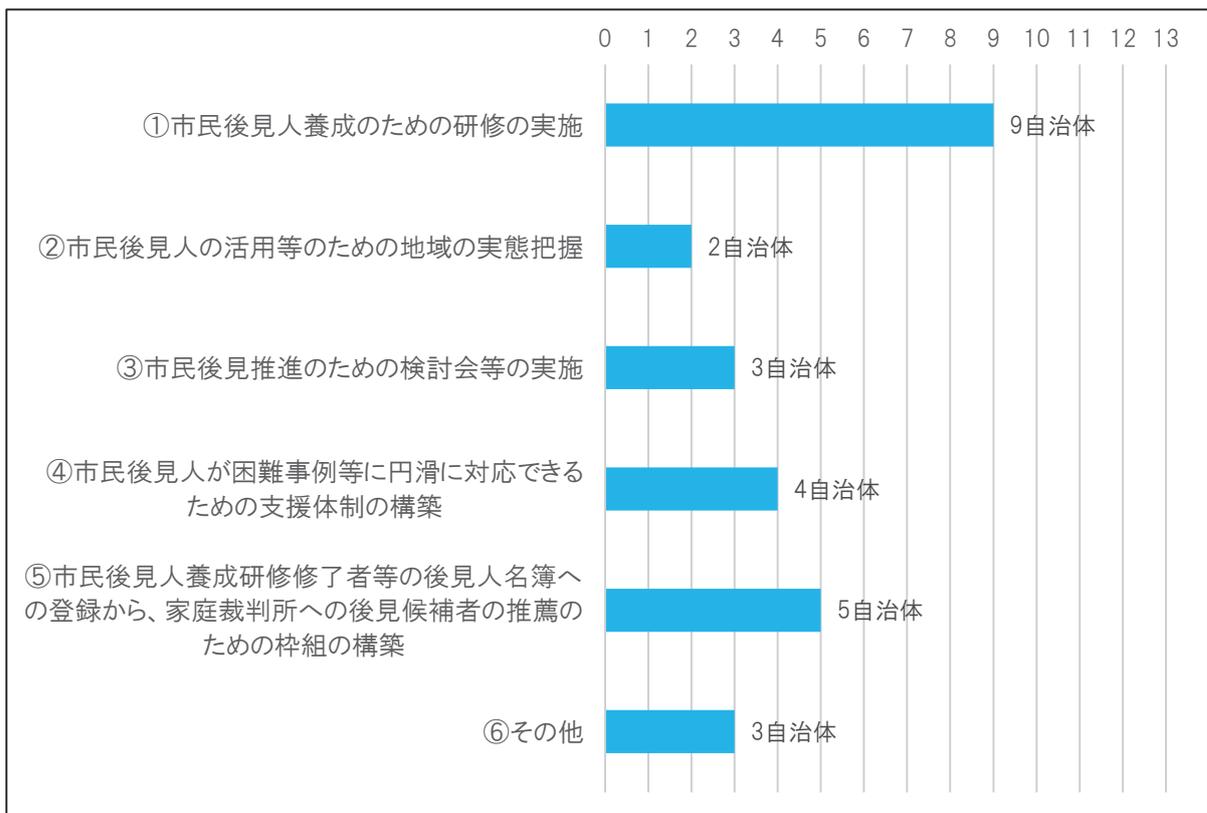
③事業委託先(※上記②で「外部団体へ委託」と回答した12自治体が対象)

➤ 事業の委託先として「社会福祉協議会」が10自治体、「NPO法人」が2自治体となっている。



④実施内容(※上記③で「令和7年度に実施している(実施予定含む)」と回答した13自治体が対象、複数回答)

➤ 「①市民後見人養成のための研修の実施」が9自治体と一番多く、次いで「⑤市民後見人養成研修修了者等の後見人名簿への登録から、家庭裁判所への後見候補者の推薦のための枠組の構築」が5自治体、「④市民後見人が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築」が4自治体と続く。



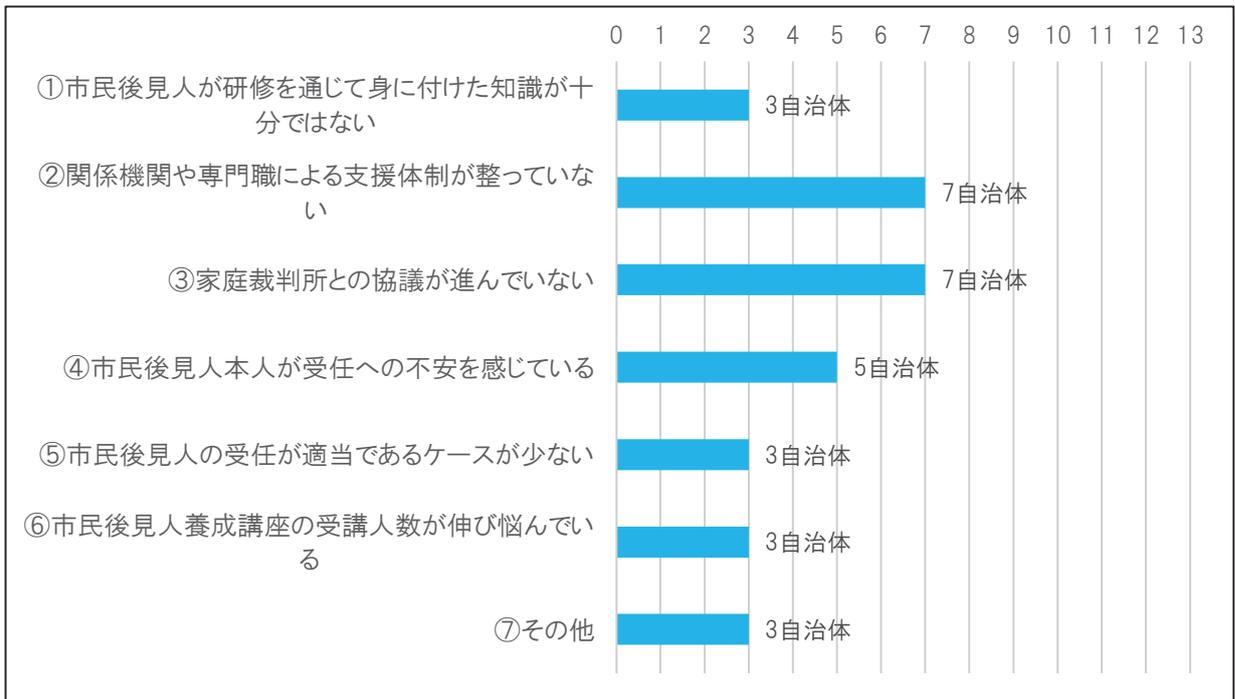
【その他の内容】

- ・将来的な市民後見人及び法人後見支援員養成に向けた市民向けの権利擁護に関する研修の実施
- ・市民後見人養成研修修了者へのフォローアップ
- ・成年後見制度の理解と市民後見人の役割研修

③⑤ 市民後見人の受任にあたっての課題

(※上記③⑤で「令和7年度に実施している(実施予定含む)」と回答した13自治体が対象、複数回答)

➤ 「②関係機関や専門職による支援体制が整っていない」、「③家庭裁判所との協議が進んでいない」がそれぞれ7自治体と一番多く、次いで「④市民後見人本人が受任への不安を感じている」が5自治体と続く。

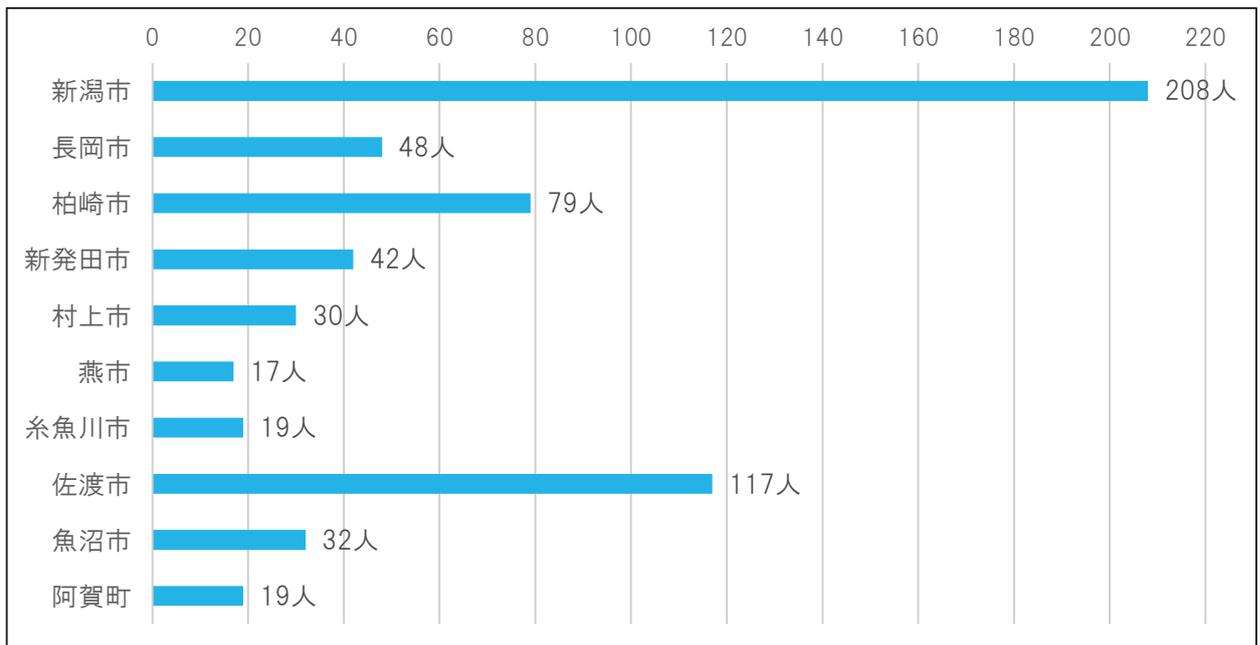


【その他の内容】

- ・今年度開催予定のため課題の把握には至っていない
- ・これからの取組になるので、課題把握には至っていない。

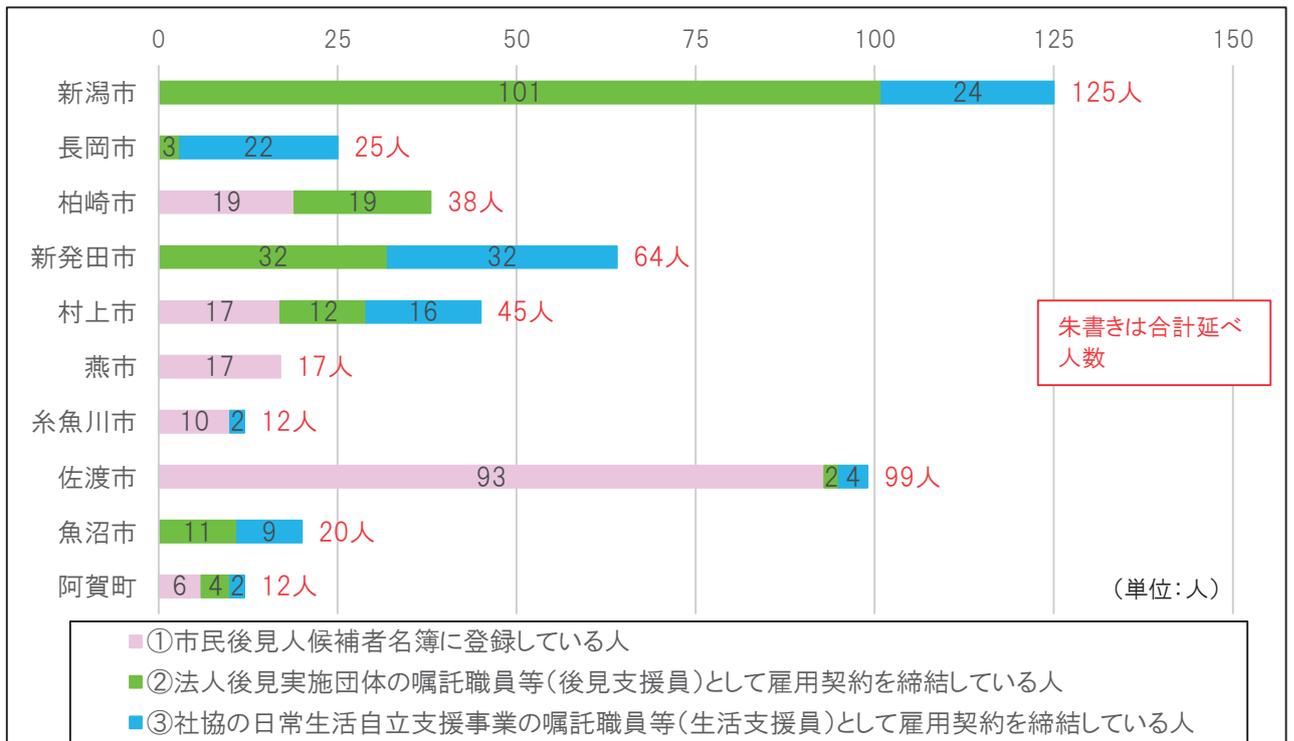
③⑥ 市民後見人養成研修修了者数(※過去に市民後見人養成研修を開催した実績のある自治体が対象)

➤ 10自治体で合計611人が市民後見人養成研修を修了している。



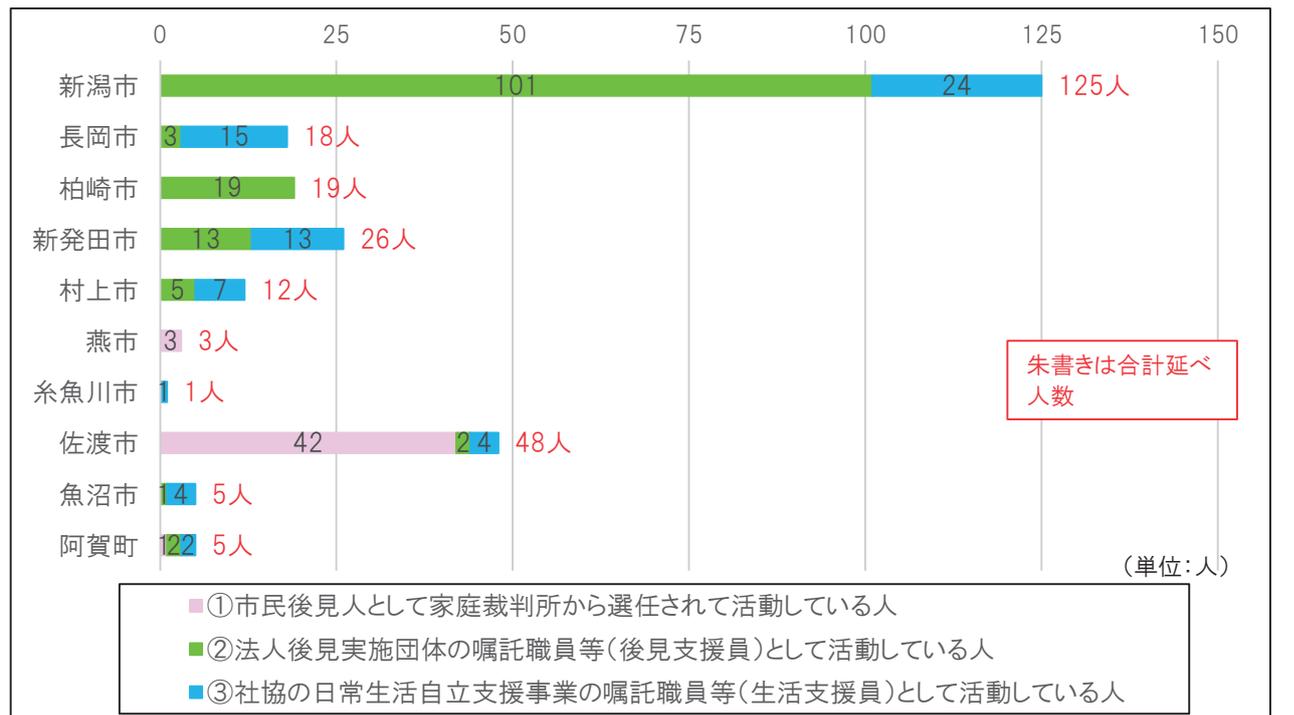
③⑦活動できる状況にある方の人数(延べ人数)(※上記③⑥に回答した10自治体が対象)

➤「①市民後見人候補者名簿に登録している人」は6自治体で合計162人、「②法人後見実施団体の嘱託職員等(後見支援員)として雇用契約を締結している人」は8自治体で合計184人、「③社協の日常生活自立支援事業の嘱託職員等(生活支援員)として雇用契約を締結している人」は8自治体で合計111人となっている。



③⑧現に活動している方の人数(延べ人数)(※上記③⑥に回答した10自治体が対象)

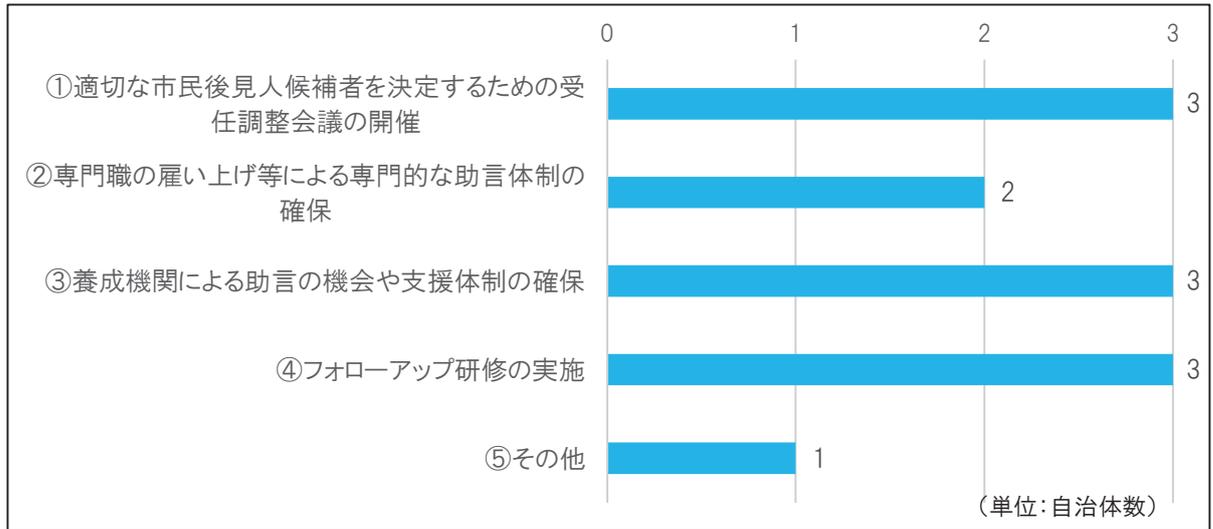
➤「①市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」は3自治体で合計46人、「②法人後見実施団体の嘱託職員等(後見支援員)として活動している人」は8自治体で合計146人、「③社協の日常生活自立支援事業の嘱託職員等(生活支援員)として活動している人」は8自治体で合計70人となっている。



③⑨ 市民後見人の受任調整・支援体制(複数回答)

(※上記③⑧で「市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」に回答した3自治体が対象)

➤ 「①適切な市民後見人候補者を決定するための受任調整会議の開催」「③養成機関による助言の機会や支援体制の確保」「④フォローアップ研修の実施」がそれぞれ3自治体となっている。



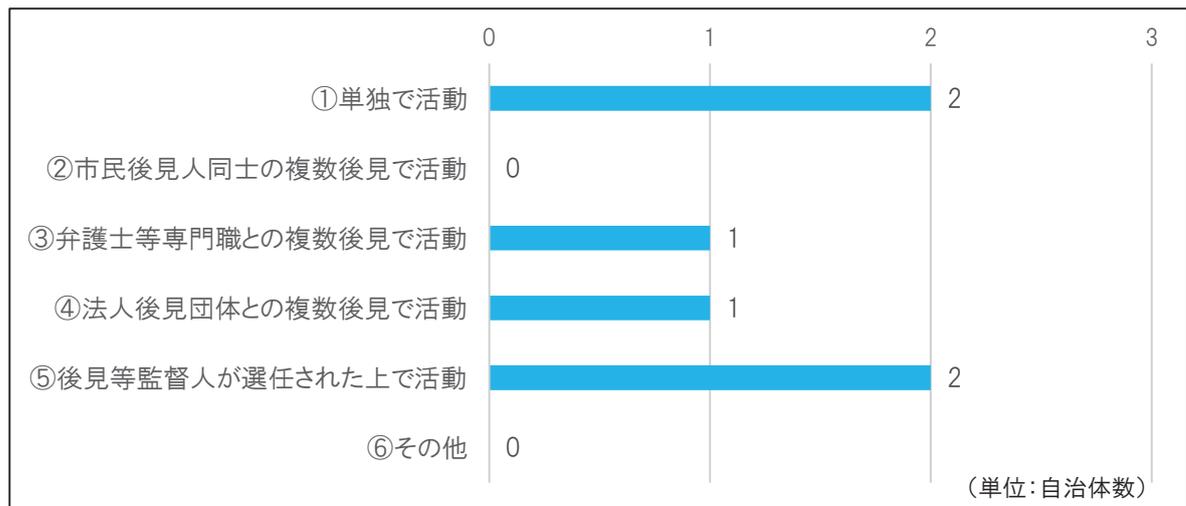
【その他の内容】

・賠償責任保険の斡旋

④⑩ 市民後見人の活動形態(複数回答)

(※上記③⑧で「市民後見人として家庭裁判所から選任されて活動している人」に回答した3自治体が対象)

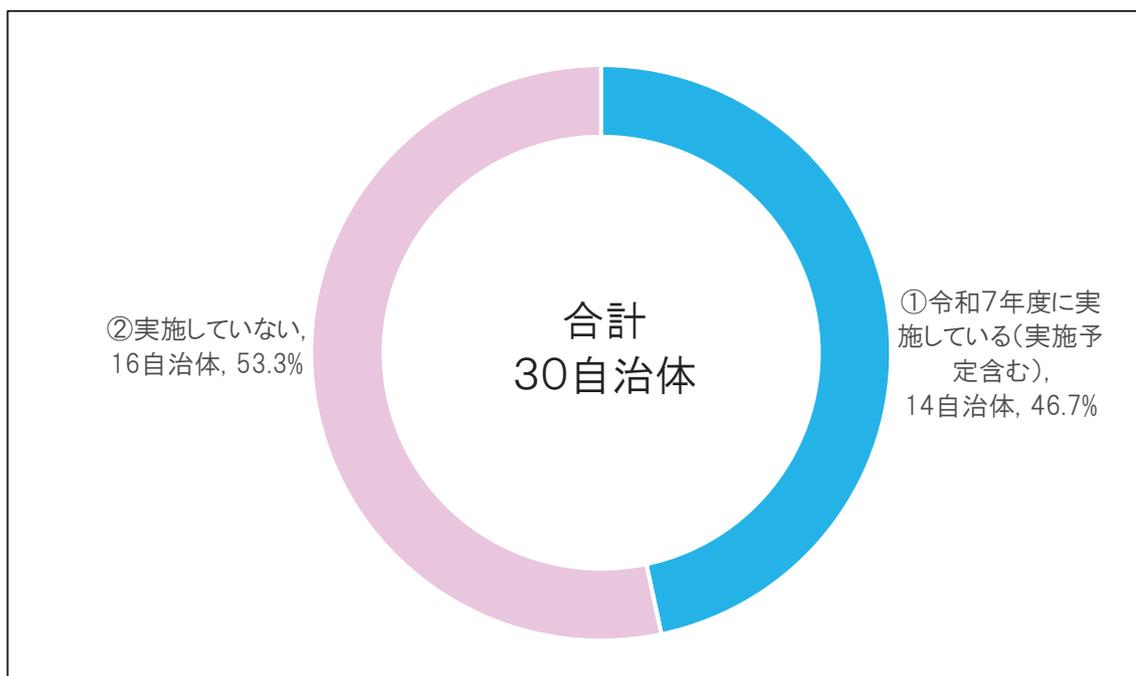
➤ 「①単独で活動」「⑤後見等監督人が選任された上で活動」がそれぞれ2自治体、「③弁護士等専門職との複数後見で活動」「④法人後見団体との複数後見で活動」がそれぞれ1自治体となっている。



## 5 法人後見について

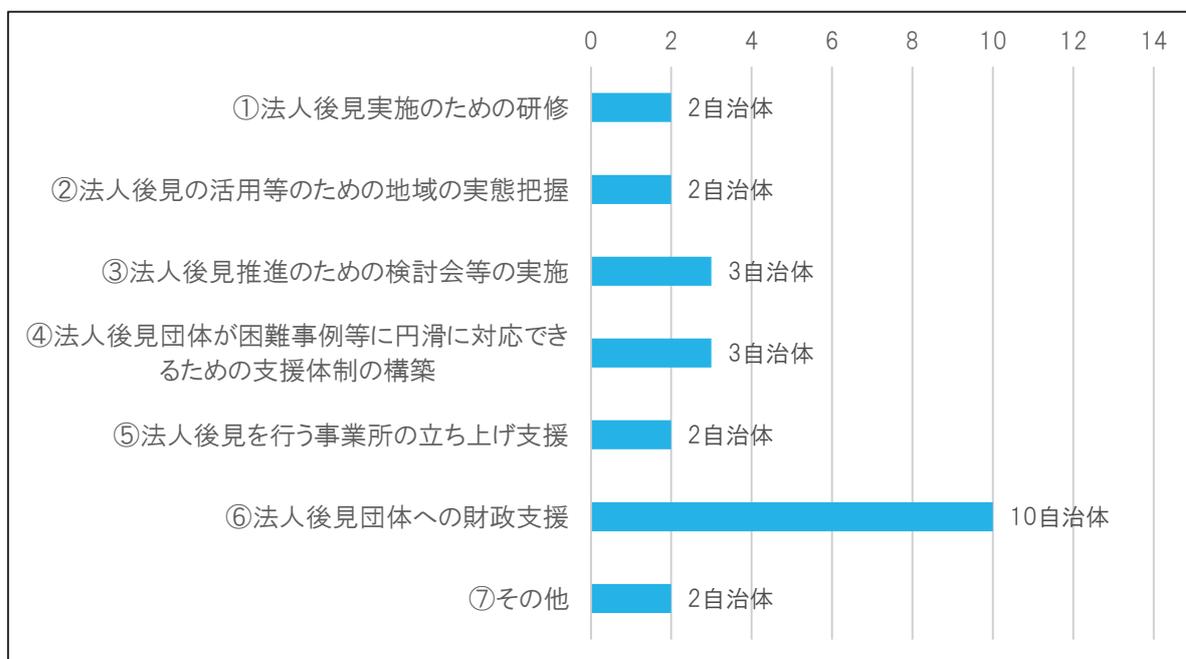
### ④ 成年後見制度法人後見支援事業の実施状況

➤ 「令和7年度に実施している(実施予定含む)」が14自治体となっている。



### ④ 実施内容(※上記④で「令和7年度に実施している(実施予定含む)」と回答した14自治体が対象、複数回答)

➤ 「⑥法人後見団体への財政支援」が10自治体と一番多く、次いで「③法人後見推進のための検討会等の実施」「④法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築」がそれぞれ3自治体と続く。



#### 【その他の内容】

- ・中核機関による、法人後見実施団体の活動支援
- ・講演会又は研修会等の実施

④ 成年後見制度利用促進体制の整備にかかる課題

<b>■ 体制整備に関すること</b>
・ 中核機関が直営となっており、職員は他業務も兼務しているため、中核機関の機能を強化するためのマンパワーが不足している。
・ 当市においては、成年後見制度の窓口が高齢、障がい等で分かれており一元的になっていないことや、中核機関の設置などにおいても人的余裕がなく整備できていない状況にある。
・ 国・県による更なる財政支援の拡充を期待したい。
・ 制度や被後見人等からの苦情について、ある程度の対応マニュアルを提示していただけるとありがたい。
<b>■ 成年後見人等の担い手に関すること</b>
・ 後見人等受任者の不足。
・ 成年後見人のなり手不足。
・ 人的資源の不足。
・ 後見実施団体等との共通認識。
・ 法人後見の受託が進んでいない。
・ 法人後見実施団体が村内にない。
・ 市民後見が進んでいない。
・ 市民後見人の養成について、人口減少の中で個々の市町村で行うには限界がある。(広域での養成を検討する必要がある。)
・ 市民後見人養成研修修了者は多数存在するものの、市民後見人に適した事案はどういったものか、また、市民後見人への支援体制はどうあるべきかといった選任までの流れ・選任後の体制等を、中核機関をはじめとする関係者で共有できるものとして確立していく必要がある。
・ 養成研修修了者の人数、年齢層から見て、毎年もしくは年次計画的に新規養成を行い修了生を増やすことが望ましいが、受講者確保が非常に難しいため開催を見送っている。
<b>■ 受任者調整に関すること</b>
・ 受任者調整の仕組みづくり。
・ 受任者調整をどのように進めていくか。
・ 中核機関に法的な権限がないため、調整機能に限界がある。
・ 支援者から中核機関への受任調整に関する相談が増加しているため、受任調整会議の実施を検討し、支援体制の整備を図る必要がある。
・ 市長申立の場合、関わりが希薄なケースもあり、申立前に把握できる財産面等が限られていることから(負債まではわかりにく)、受任調整を行っても詳細がわからないということで断られることがある。
<b>■ 成年後見制度利用支援事業について</b>
・ 申立て費用助成制度等で、基準よりも僅かに収入が多いがために助成の対象とならない人への救済手段がない。
・ 申立て費用助成制度の対象外だが、収入や資産が僅少である人で成年後見監督人が選任された場合に、報酬面で支援者を支える仕組みがない。

※具体の市町村名は削除している。

---

---

IV  
社協における法人後見事業に関する  
実態調査の結果

---

---

---

## 社協における法人後見事業に関する実態調査の結果

---

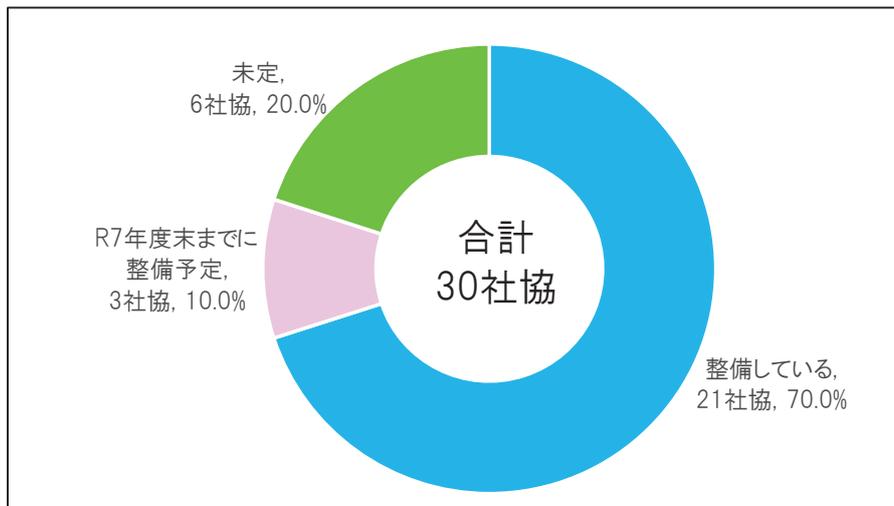
### 【調査概要】

目的	新潟県内の社会福祉協議会における法人後見事業への取組み状況の把握
対象	新潟県内の市町村社会福祉協議会(30社協)
調査時期	令和7年5月12日から6月20日
調査時点	令和7年5月1日
調査方法	メール及び郵送による依頼及び回収
発送数	30
回収数	30

※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は小数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

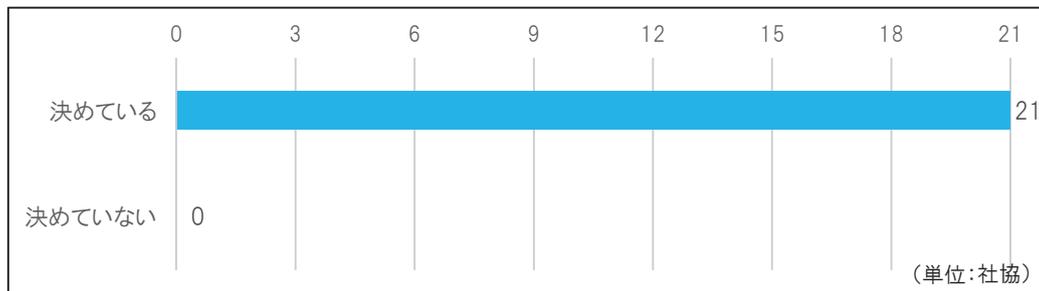
## 1 法人後見事業の体制整備状況

- 法人後見事業の実施体制を「整備している」は21社協、「R7年度末までに整備予定」が3社協、「未定」が6社協となっている。

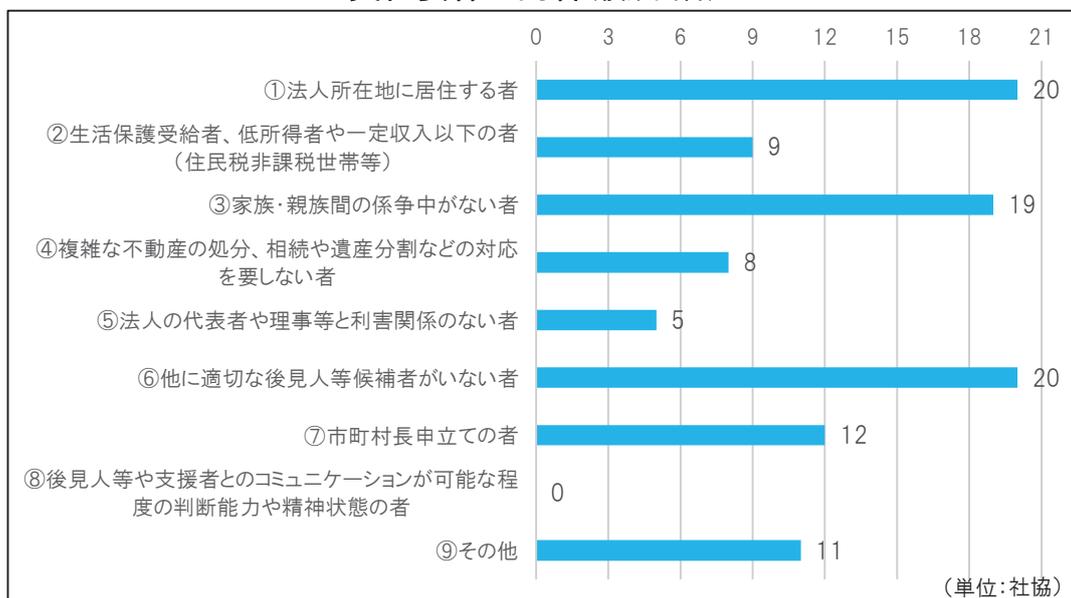


## 2 法人後見受任要件の設定

- 法人後見事業の実施体制を整備している21社協全てにおいて、法人後見受任要件をあらかじめ「決めている」。
- 設定している受任要件として、「①法人所在地に居住する者」「⑥他に適切な後見人等候補者がいない者」がそれぞれ20社協と一番多く、次いで「③家族・親族間の係争中がない者」が19社協、「⑦市町村長申立ての者」が12社協と続く。



### 《受任要件の内容(複数回答)》



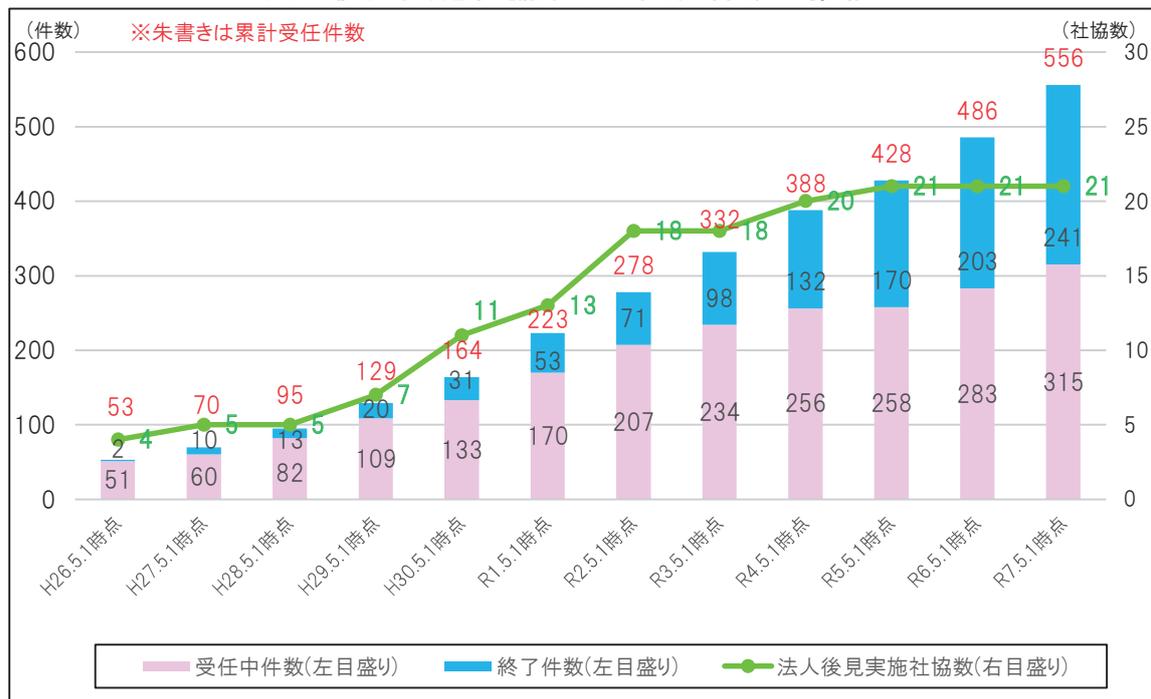
【その他の内容】

- ・本会が認める者
- ・家裁からの受任依頼によるもの、または日常生活自立支援事業からの移行
- ・法人後見業務による支援が必要と本会が認める者
- ・日常生活自立支援事業利用者で判断能力が低下した者
- ・日自利用者で⑥または⑦にあたる方
- ・若年で長期にわたる安定的な支援を要する者
- ・本会及び運営委員会が、特に必要と認める場合
- ・日常生活自立支援事業利用者で判断能力が低下した者のうち、⑥か⑦に当てはまる者
- ・社協会長及び運営委員会が特に必要と認める者
- ・本会会長が特に必要であると認められる方

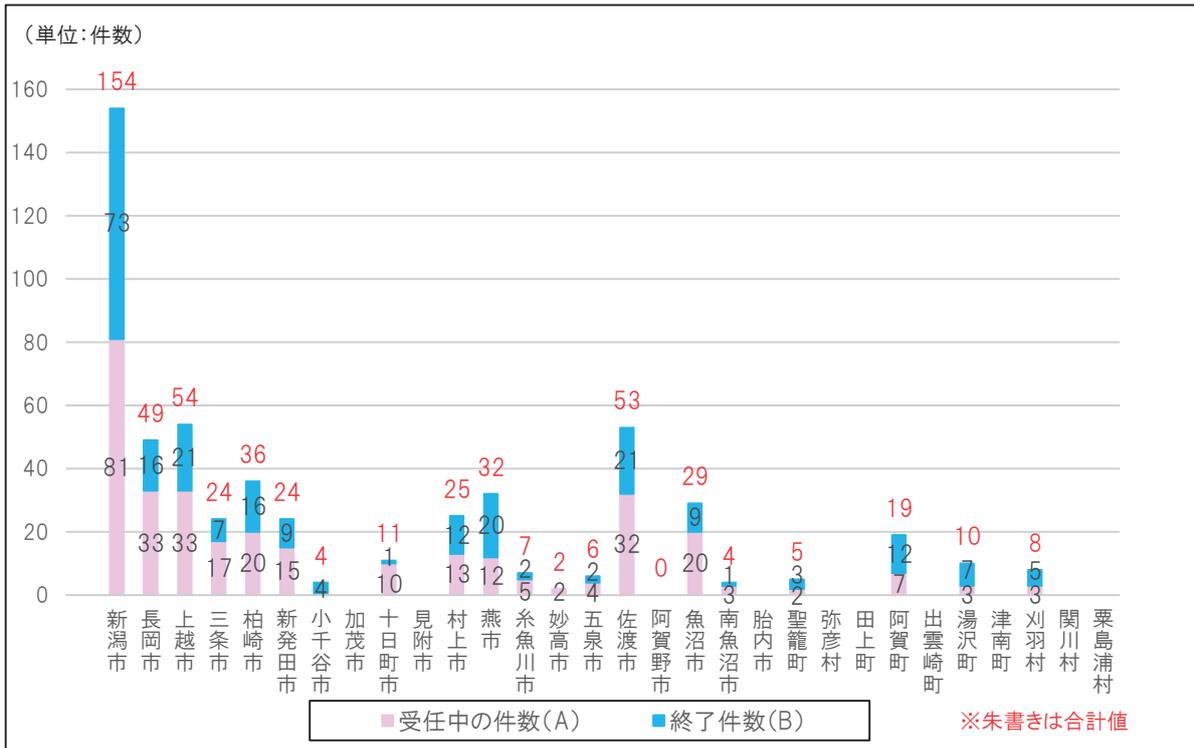
### 3 法人後見事業における受任状況

➤ 法人後見事業の実施体制を整備している21社協において、これまでに累計556件受任している。そのうち、受任中件数は315件、終了件数は241件となっている。

《法人後見実施社協数及び受任件数の推移》



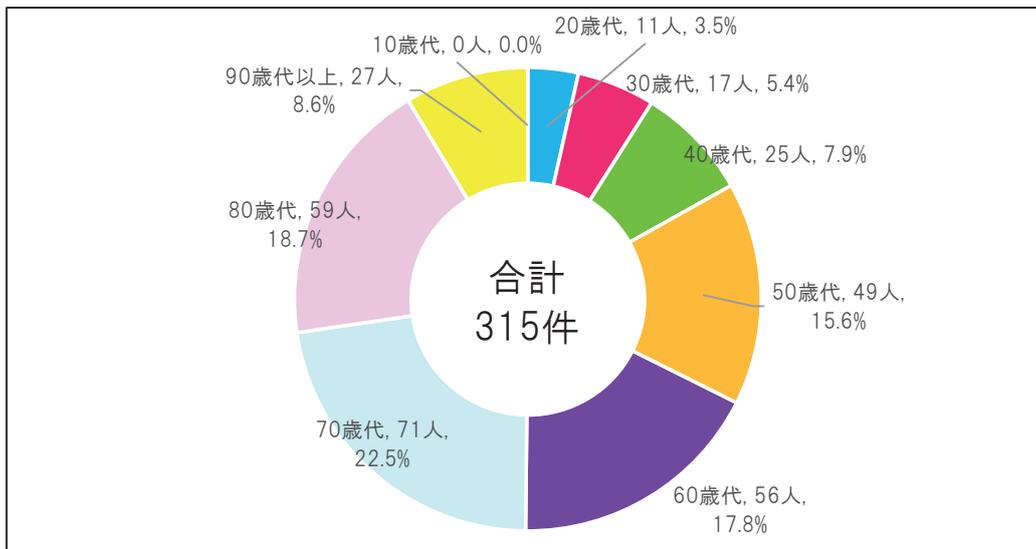
## 《市町村社協別受任件数》



## 4 受任中のケース概要

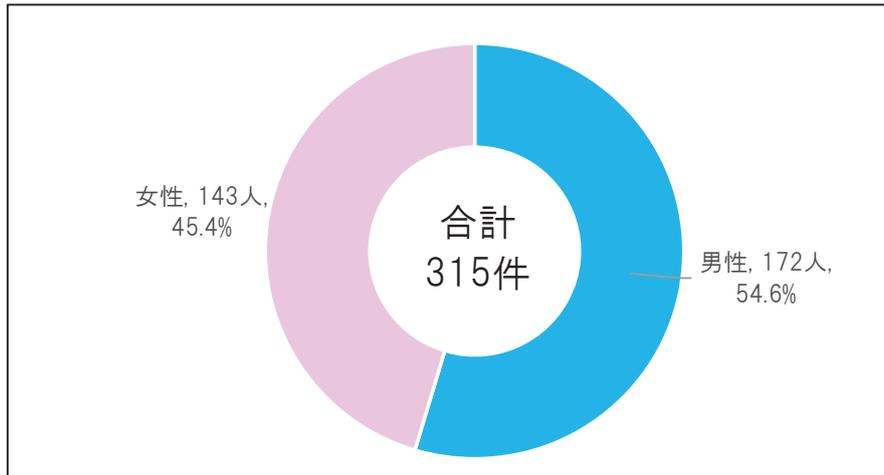
### (1)年代

➢ 「70歳代」が71人(22.5%)と一番多く、次いで「80歳代」59人(18.7%)、「60歳代」56人(17.8%)、「50歳代」49人(15.6%)と続く。



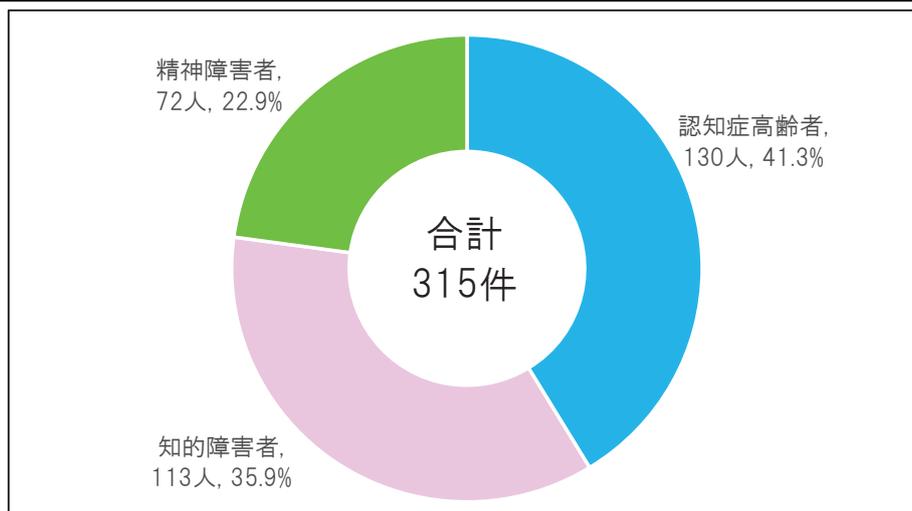
## (2)性別

➤ 「男性」が172人(54.6%)、「女性」が143人(45.4%)となっている。



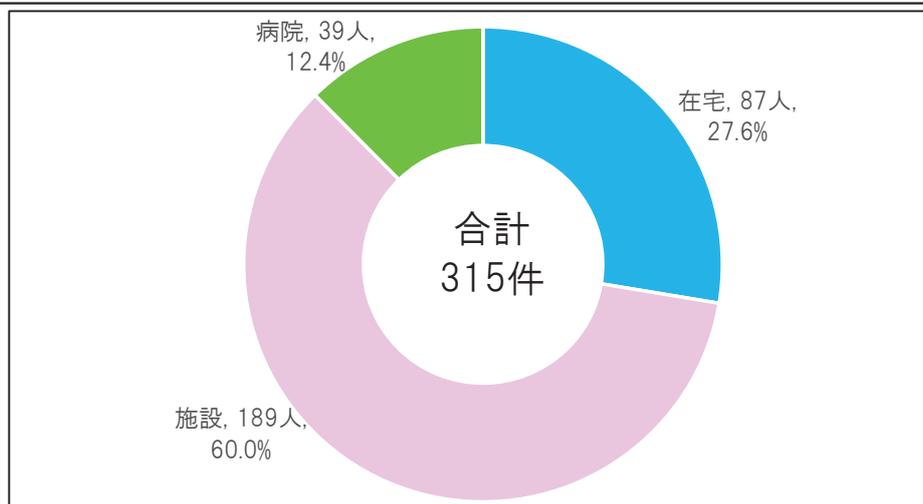
## (3)障害等区分

➤ 「認知症高齢者」が130人(41.3%)と一番多く、次いで「知的障害者」113人(35.9%)、「精神障害者」72人(22.9%)となっている。



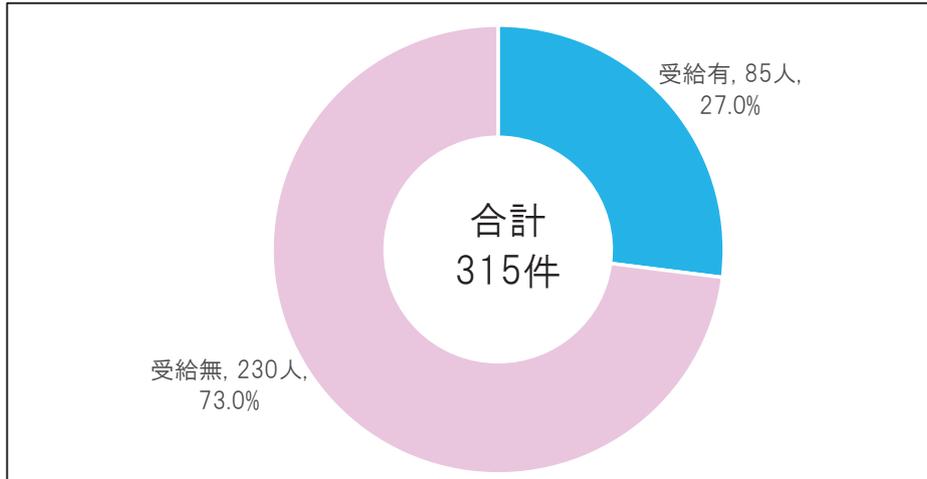
## (4)居所

➤ 「施設」が189人(60.0%)と一番多く、次いで「在宅」87人(27.6%)、「病院」39人(12.4%)となっている。



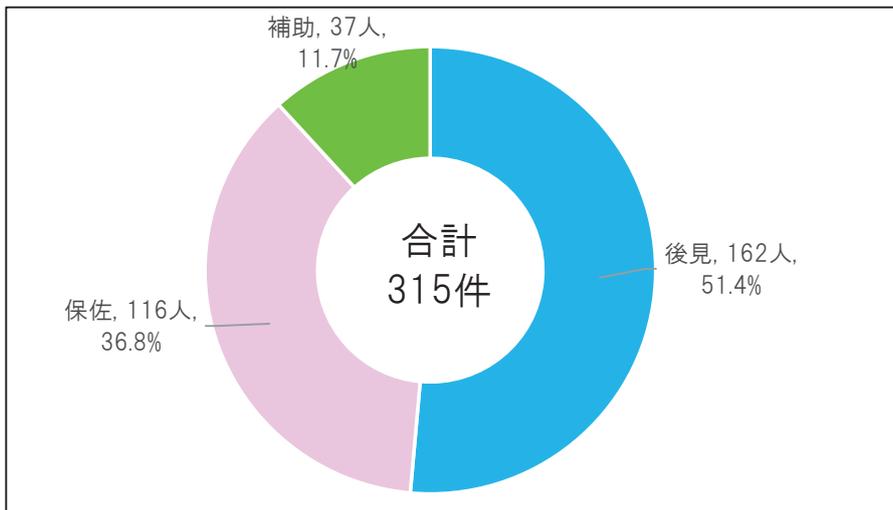
### (5)生活保護受給有無

➤ 生活保護の「受給有」が85人(27.0%)、「受給無」が230人(73.0%)となっている。



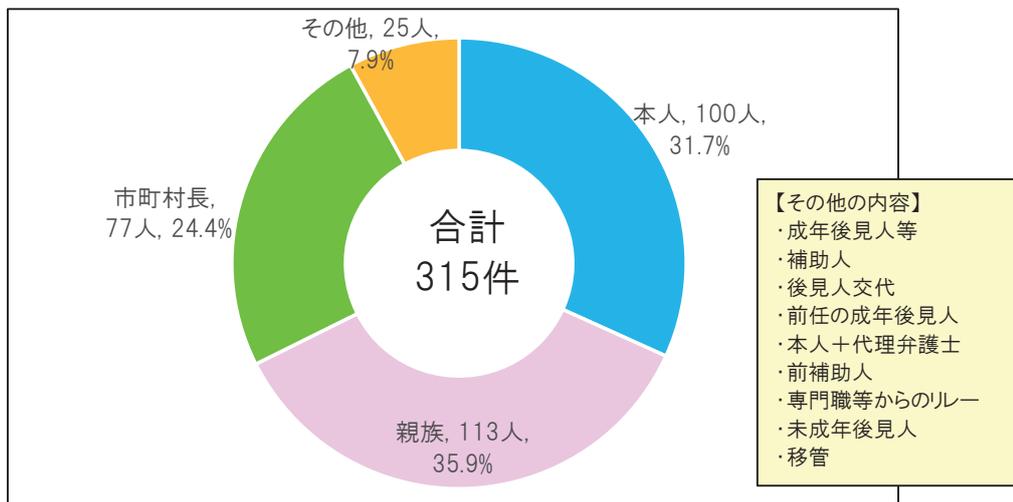
### (6)後見等類型

➤ 「後見」が162人(51.4%)と一番多く、次いで「保佐」116人(36.8%)、「補助」37人(11.7%)となっている。



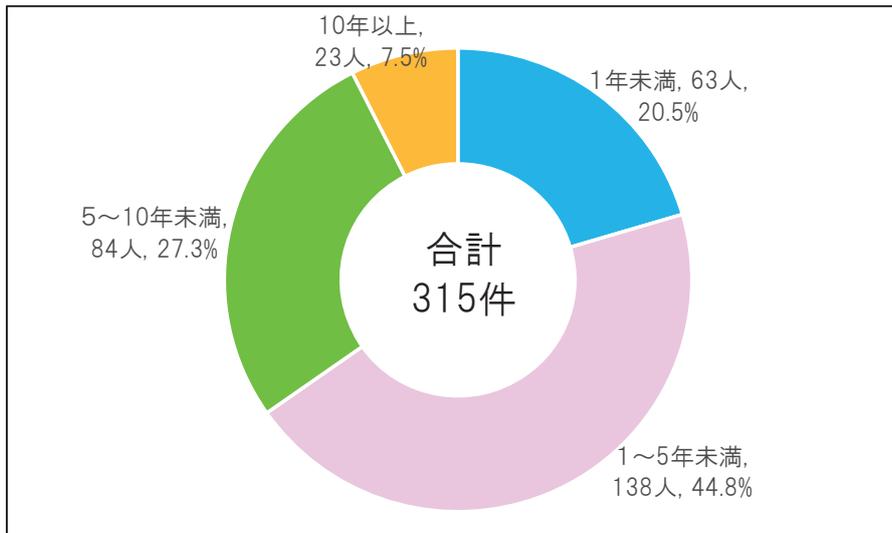
### (7)申立人

➤ 「親族」が113人(35.9%)と一番多く、次いで「本人」100人(31.7%)、「市町村長」77人(24.4%)、「その他」25人(7.9%)の順となっている。



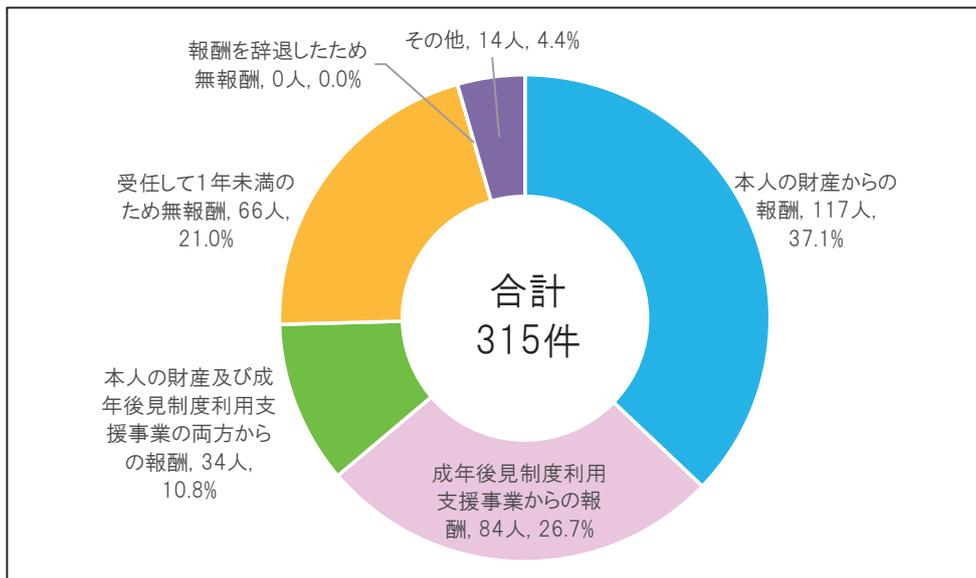
### (8) 受任期間

➤ 「1～5年未満」が138人(44.8%)と一番多く、次いで「5～10年未満」84人(27.3%)、「1年未満」63人(20.5%)、「10年以上」23人(7.5%)の順となっている。



### (9) 報酬状況

➤ 「本人の財産からの報酬」が117人(37.1%)と一番多く、次いで「成年後見制度利用支援事業からの報酬」84人(26.7%)、「受任して1年未満のため無報酬」66人(21.0%)、「本人の財産及び成年後見制度利用支援事業の両方からの報酬」34人(10.8%)、「その他」14人(4.4%)の順となっている。

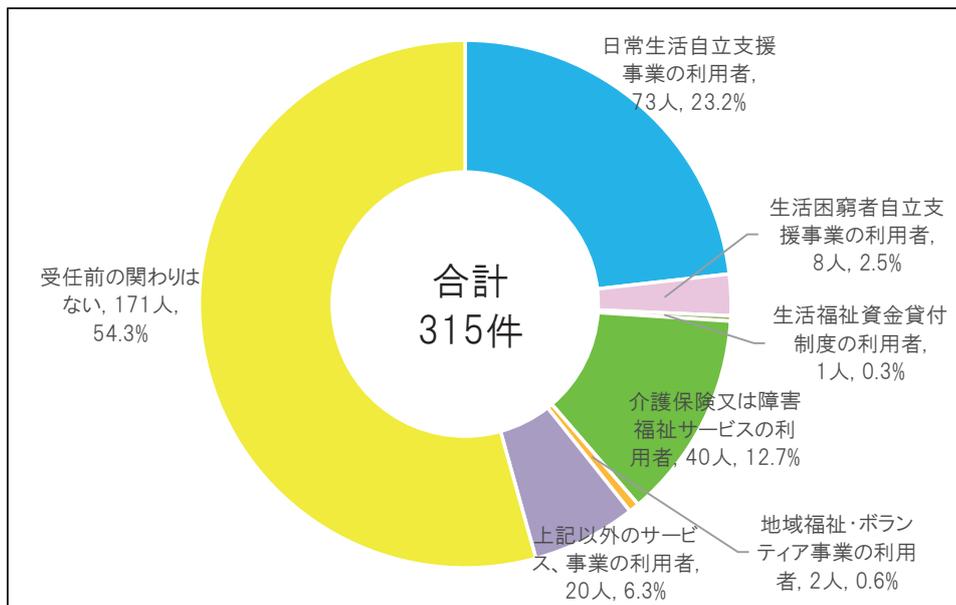


#### 【その他の内容】

・市の委託事業のため本人からは無報酬

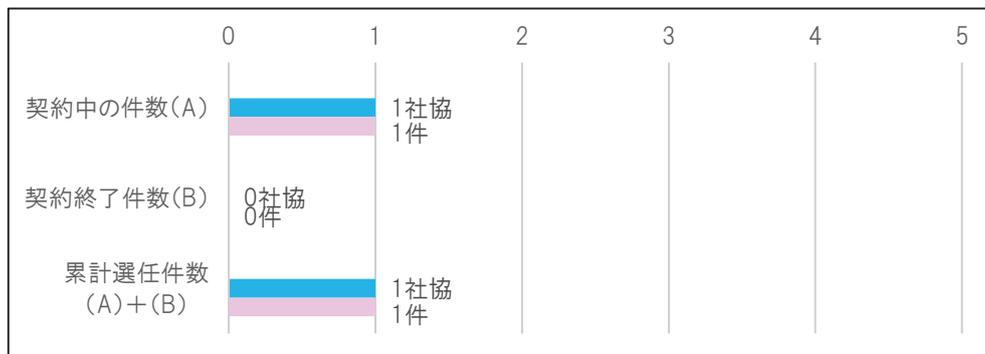
## (10) 受任前の社協としての関与状況

➤ 「受任前の関わりはない」が171人(54.3%)と一番多く、次いで「日常生活自立支援事業の利用者」73人(23.2%)、「介護保険又は障害福祉サービスの利用者」40人(12.7%)、「上記以外のサービス、事業の利用者」20人(6.3%)、「生活困窮者自立支援事業の利用者」8人(2.5%)と続く。



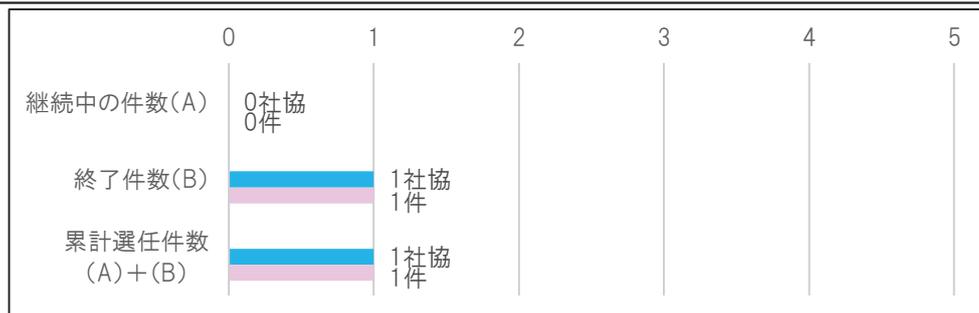
## 5 任意後見契約について

➤ 法人後見事業の実施体制を整備している21社協のうち、1社協で1件(契約中)の任意後見契約を締結している実績がある。



## 6 成年後見監督人等(保佐監督人、補助監督人)について

➤ 法人後見事業の実施体制を整備している21社協のうち、1社協で1件(既に終了)の成年後見監督人等選任実績がある。

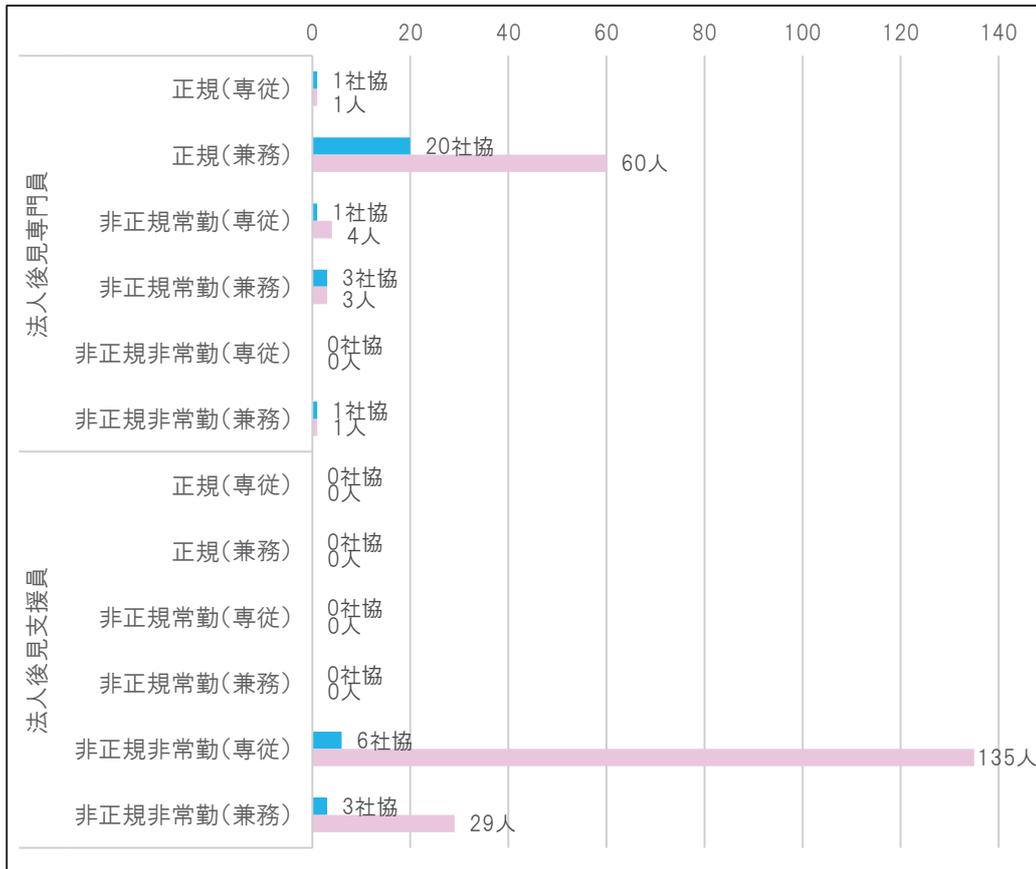


## 7 未成年後見人について

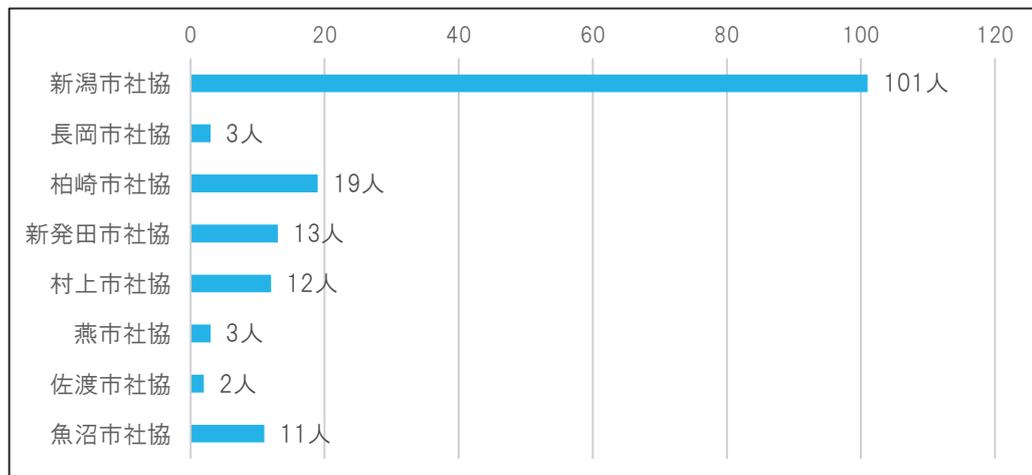
➤ 法人後見事業の実施体制を整備している21社協の全てにおいて、これまでに未成年後見人として選任された実績はない。

## 8 法人後見事業の職員体制

➤ 法人後見事業の実施体制を整備している21社協において、法人後見専門員は合計69人、法人後見支援員は8社協で合計164人。

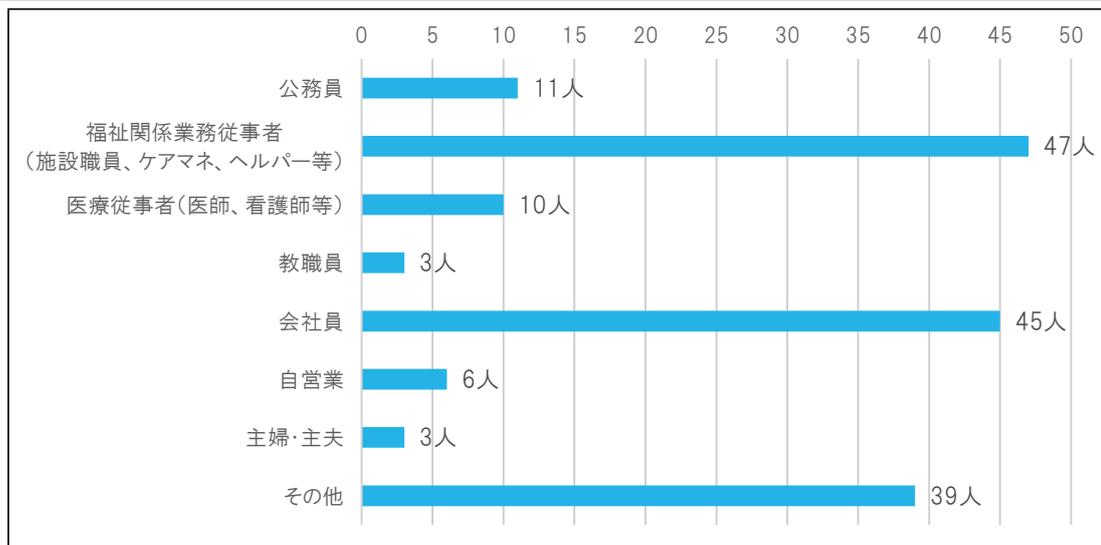


### 《社協別法人後見支援員数》



## 9 法人後見支援員の経歴

➤ 法人後見支援員164人の前職業（現在働いている方においては現職業）は、「福祉関係業務従事者（施設職員、ケアマネ、ヘルパー等）」が47人と一番多く、次いで「会社員」45人、「その他」39人、「公務員」11人、「医療従事者（医師、看護師等）」10人と続く。

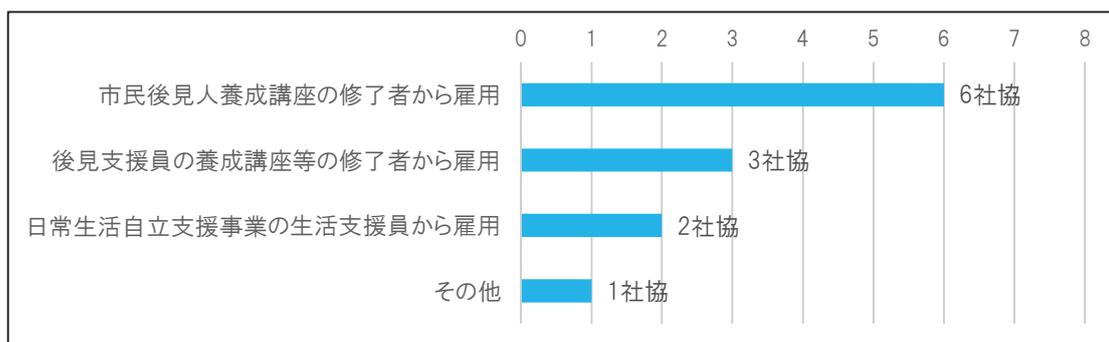


### 【その他の内容】

・未把握      ・まち会      ・寺院業務      ・神職

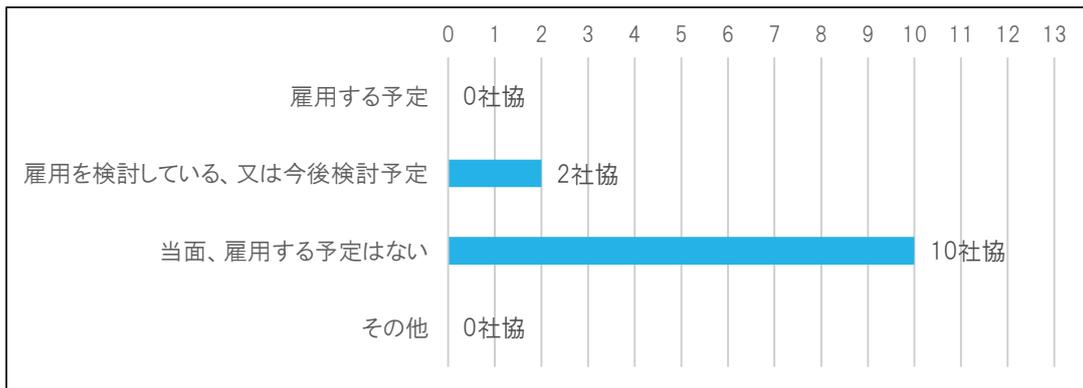
## 10 法人後見支援員の養成方法（複数回答）

➤ 法人後見支援員を雇用している8社協のうち、「市民後見人養成講座の修了者から雇用」が6社協と一番多く、次いで「後見支援員の養成講座等の修了者から雇用」3社協、「日常生活自立支援事業の生活支援員から雇用」2社協、「その他」1社協となっている。



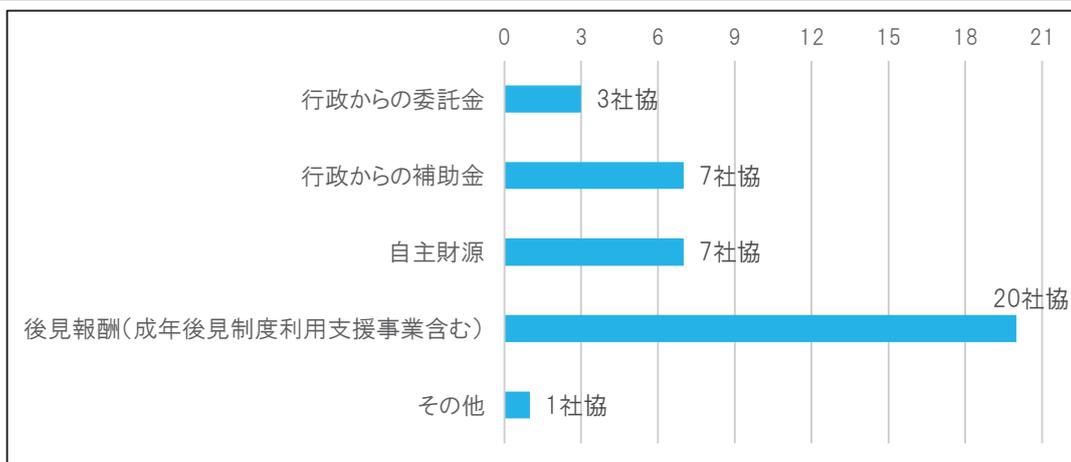
## 11 法人後見支援員の雇用に関する意向

➤ 法人後見支援員を雇用していない13社協における今後の雇用の意向として、「雇用を検討している、又は今後検討予定」が2社協、「当面、雇用する予定はない」が10社協となっている。（無回答1社協）



## 12 法人後見事業の財源（複数回答）

➤ 法人後見事業の実施体制を整備している21社協において、活動財源として「後見報酬（成年後見制度利用支援事業含む）」が20社協と一番多く、次いで「行政からの補助金」「自主財源」がそれぞれ7社協、「行政からの委託金」が3社協、「その他」が1社協となっている。



### 【その他の内容】

・普及啓発として赤い羽根共同募金

## 13 法人後見事業推進上の課題等

法人後見事業の実施体制を整備している21社協における法人後見事業推進上の課題は下記のとおり。

<b>(1) 職員体制、財源確保(事業運営)に関すること</b>
➤ 事業実施要綱では、対象者を「紛争性が無く、他に適切な法定後見人を得られない者」としているが、本人のパーソナリティや親族関係等により、個人による法定後見人では苦慮するようなケースの相談が入るようになった。本会の使命としては受任したい気持ちもあるが、担当職員の負担を考えると、たくさんのケースは受任できない。
➤ 支援困難な案件を受任せざるを得ないことから、職員の精神的な負担が大きい。
➤ 職員が他事業を兼務しているため、負担が大きい。
➤ 他事業の業務と兼務で事業を行っているため、受任する件数に限りがあると思われる。
➤ 受任件数の上限を定めることが困難であること。
➤ 成年後見業務について職員が不慣れであり時間を要している。
➤ 専門的知識を有する人材の育成、雇用
➤ 後見業務は受任すると長期間の活動となることが予想されるので、職員の人材育成が必須である。社会福祉士の基礎研修、ばあとなあ新潟の養成研修、名簿登録研修等の参加に対して、法人として金銭的支援等が出来るのか今後の検討課題である。またその財源をどうするかを具体的に検討する必要がある。
➤ 後見報酬以外に収入となるものがないこと。
➤ 収入が少ないが成年後見制度利用支援事業の該当にならない方もおり、報酬面で苦慮する場合もある。
➤ 権利擁護担当職員雇用のための財源の確保
➤ 財源の不足
<b>(2) 法人後見支援員の育成、活躍支援に関すること</b>
➤ 法人後見支援員の確保。
➤ 法人後見支援員導入にあたり、適したケースの見極めと活動内容について検討している。
➤ 在宅生活で、困難な事例も多く、後見支援員の活用に検討を要しながら進まない状況が続いています。
➤ 受任体制(人員体制)強化のため、後見支援員について要綱を定め日常生活自立支援事業の生活支援員実働者からの任用を想定しているが、日自支援員も不足しており後見支援員の活動に至らない。また、活動範囲についても再検討が必要と考えている。
➤ 法人後見支援員から市民後見人への移行や、市民後見団体の設立など話題に出たことがあるが、実現には至っていない。
➤ 市民後見人の独立に向けた体制整備について。
➤ 法人後見専門員のスキルアップや、新たな受け皿(他法人による法人後見事業)の確保。
<b>(3) 受任ケースに関すること</b>
➤ 今後身寄りがない方の相談も増加してくることが予想され、対応を考えていく必要がある。
➤ 身寄りがない方の預かり物(現金を含む)について本人死亡後も預かりを続けるしかない場合があること。
➤ 社協の法人後見の性格上、他専門職が候補とならないケースを受任することがもっぱらであることから、親族不在であったり関わりを拒否されている方、所有する財産が少ない方を受任することが多く、被後見者の死後の事務作業の負担が大きい。
➤ 受任しているケースのほとんどが単身世帯、または頼れる身寄りがおらず、被後見人等が亡くなったあとの対応について課題がある。万が一の事態に対応できるよう、統一した書式(フローチャートなど)を活用し、あらかじめ内部で協議、固めておけるよう検討している。
➤ 3士会(弁護士会、司法書士会、社会福祉士会)が断るケースについて、最終的に受け皿がなく当会に依頼がくるが、法的に対応が必要な案件であっても、本人の障がいやパーソナルの問題から個人の専門職では受けられずに当会で受けている現状があり、支援に時間を要し、対応に苦慮するケースもある。
➤ 受任後に法的課題に直面する場合があります、その都度顧問弁護士等に相談しながら進めている。
<b>(4) その他</b>
➤ 後見人の役割について支援者の理解が進んでおらず、業務以外の依頼が増えている。
➤ まだまだ勉強不足だが、今後は任意後見受任に向けた準備が必要なこと。

## 14 法人後見事業の実施に向けた課題及び解決に向けた取組

法人後見事業の実施体制が整備されていない9社協において、法人後見事業実施に向けた課題と課題解決に向けて必要と感じている取組は下記のとおり。

(1)課題
➤ 人材と予算不足が課題となっております。
➤ 職員体制が整わない。人材不足。
➤ 適切な人員配置および人材育成。
➤ 財源の確保が厳しく限られた職員で業務を行っているため人材を割けない。
➤ 職員が社協の他業務との兼務のため事業の推進に時間を要する。
➤ 専門性の高い人材の確保が必要だが、限られた人数で多岐にわたる業務をこなしているため人材の育成に限界がある。
➤ 法人後見事業の必要性は感じているが、体制や準備が整っていない。
➤ 知識経験者とのつながりが持てていない。
➤ 事業に対してのマニュアル作成。
(2)課題解決に向けて必要と考えられる取組
➤ 補助金申請を受けて事業体制整備を検討中です。
➤ 人員体制の見直し・強化(職員募集)。
➤ 専門的知識の向上。知識経験者とのつながり作り。
➤ 町の財政も厳しく毎年補助金が減額されているが、社協の存在意義を示し財源措置について働きかけを継続して行う。
➤ 行政への働きかけ、予算の確保。立ち上げの際は支援が必要。
➤ 組織内で内容の協議(必要性についても)、他の市町村へ取組みを視察。
➤ 担当者「以外」にも積極的に会議の場や研修へ参加を推奨する。
➤ 人材募集。

---

---

V

NPO 法人等における法人後見事業  
に関する実態調査の結果

---

---

---

---

## NPO法人等における法人後見事業に関する実態調査の結果

---

---

### 【調査概要】

目的	社会福祉協議会以外の法人(NPO法人等)における法人後見事業への取組み状況の把握
対象	法人後見事業を実施しているNPO法人等 (市町村社会福祉協議会以外で、新潟家庭裁判所の法人成年後見人等名簿へ登録されている新潟県内に事務所を有するNPO等の法人。ただし、弁護士法人、司法書士法人、税理士法人、行政書士法人は除く。)
調査時期	令和7年5月12日から6月20日
調査時点	令和7年5月1日
調査方法	メールによる依頼及び回収
発送数	14
回収数	12

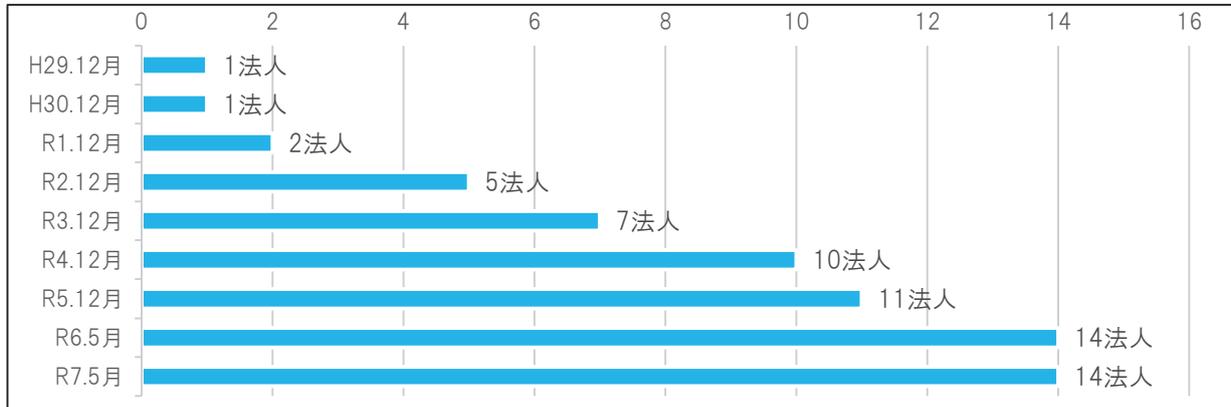
※ 本調査結果に用いたグラフにおいて示した百分率(%)は小数第二位を四捨五入しているため、合計が100とならないこともある。

※ 「1 法人基本情報」のデータにおいて、今年度調査に無回答だった2法人に関しては過去に新潟県社会福祉協議会が実施した調査結果を引用している。

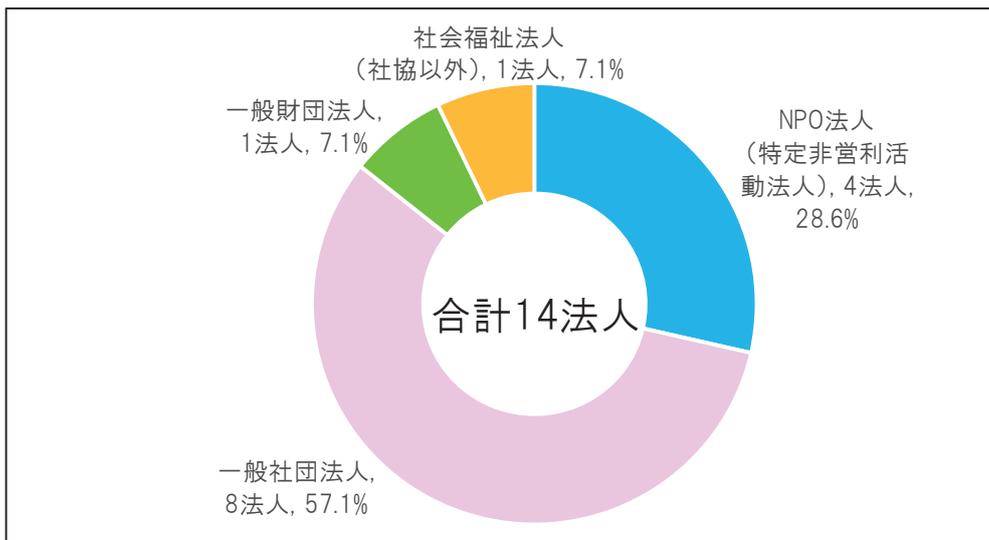
# 1 法人基本情報

- 平成29年12月に県内で初めてNPO法人等が法人成年後見人等名簿へ登録されて以降、令和7年5月にはその数が14法人となっている。
- 法人格(種類)は、「一般社団法人」が8法人と一番多く、次いで「NPO法人(特定非営利活動法人)」4法人、「一般財団法人」及び「社会福祉法人(社協以外)」がそれぞれ1法人となっている。
- 法人事務所所在地は、「新潟市」が6法人と一番多く、次いで「三条市」2法人、「長岡市」「上越市」「十日町市」「見附市」「燕市」「佐渡市」がそれぞれ1法人となっている。

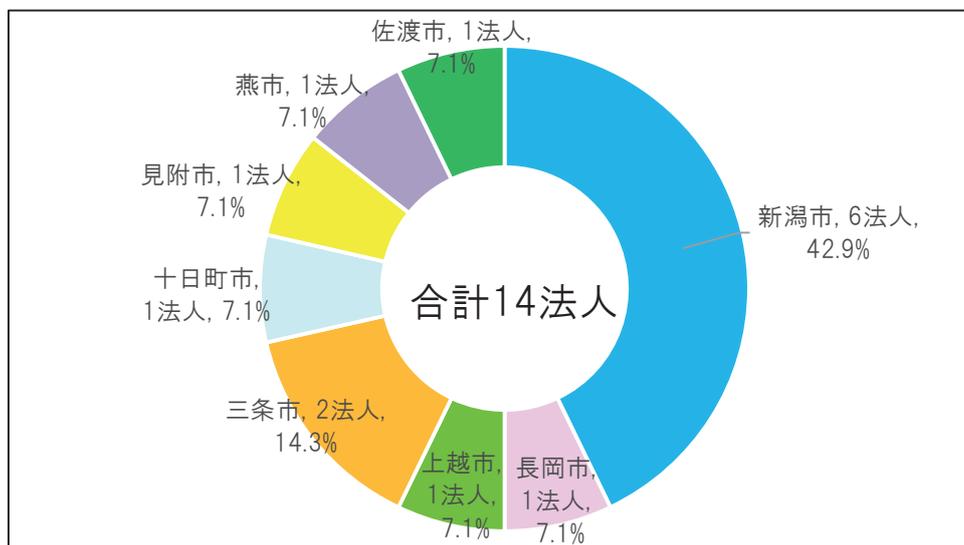
## 《法人成年後見人等名簿登録団体数の推移》



## 《法人格(種類)》



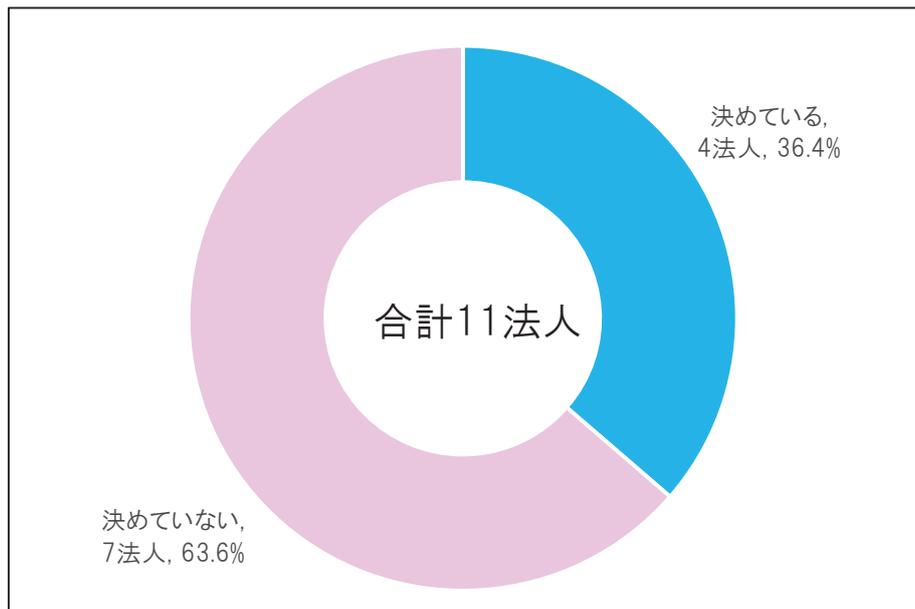
## 《法人事務所所在地》



## 2 法人後見受任要件の設定

【N=14, n=11】

➤ 法人後見受任要件をあらかじめ「決めている」法人が4法人、「決めていない」法人が7法人。



## 3 法人後見受任要件の内容(複数回答)

【N=4, n=4】

➤ 法人後見受任要件をあらかじめ決めている4法人において、設定している受任要件として「①法人所在地に居住する者」が4法人と一番多く、次いで「③家族・親族間の係争中がない者」「⑤法人の代表者や理事等と利害関係のない者」「⑨その他」がそれぞれ2法人と続く。



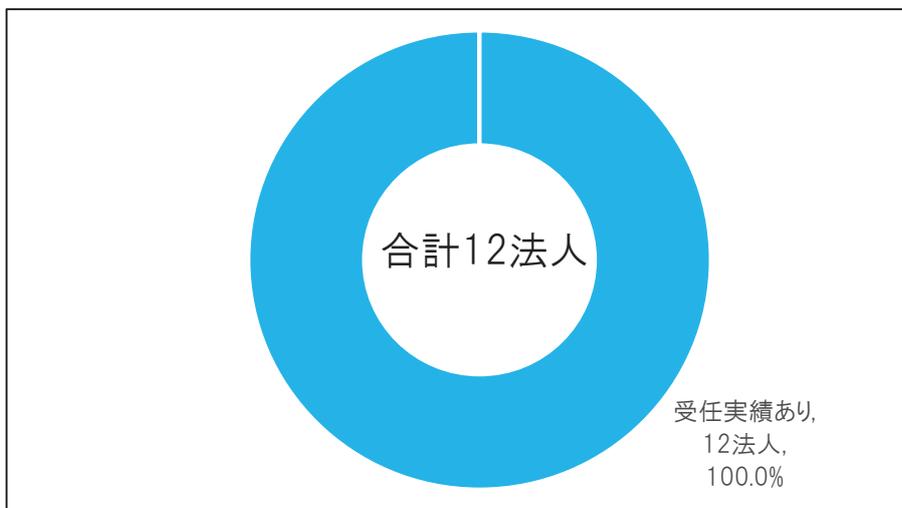
<その他の内容>

- ・運営委員会の判断
- ・知的・身体・精神障害を有する方

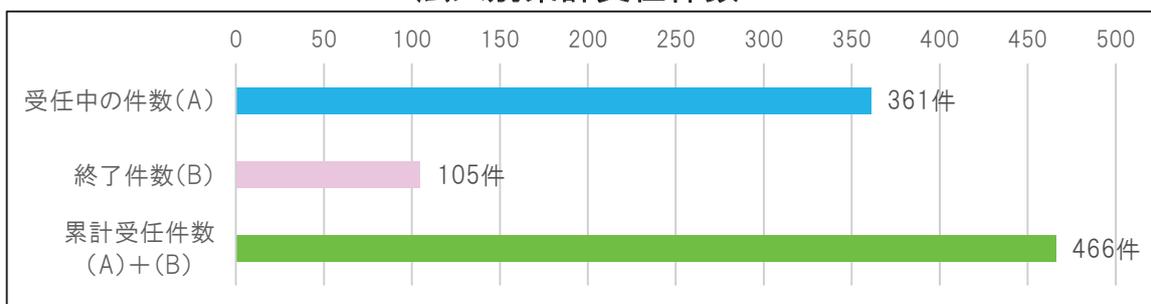
#### 4 法人後見受任の状況

【N=14、n=12】

- 回答のあった全12法人で1件以上の受任実績がある。
- 受任実績のある12法人において、これまでに合計466件を受任している。そのうち、既に終了しているケースが105件、現時点で受任しているケースは361件となっている。



《法人別累計受任件数》



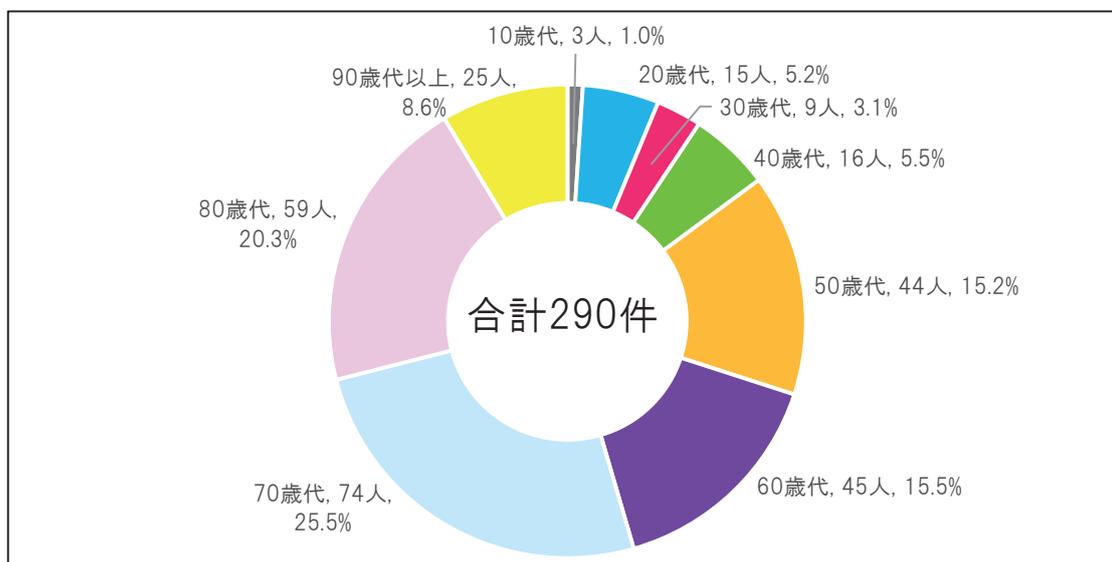
#### 5 受任中のケース概要

【N=14、n=11】

※ 12法人合計361件の受任中件数のうち、1法人71件の状況については無回答だったため、以下(1)~(9)については11法人合計290件の内訳を示している。

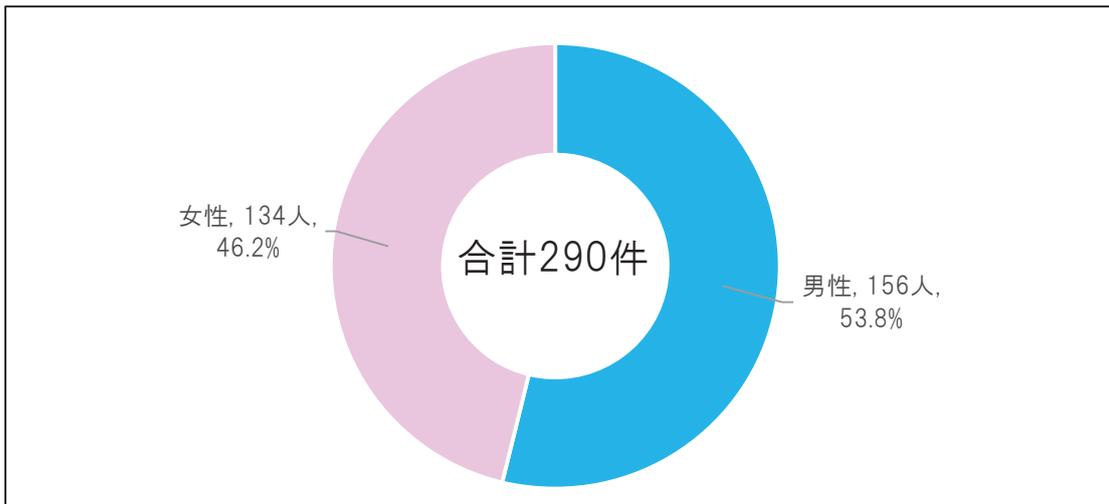
##### (1)年代

- 「70歳代」が74人(25.5%)と一番多く、次いで「80歳代」59人(20.3%)、「60歳代」45人(15.5%)、「50歳代」44人(15.2%)と続く。



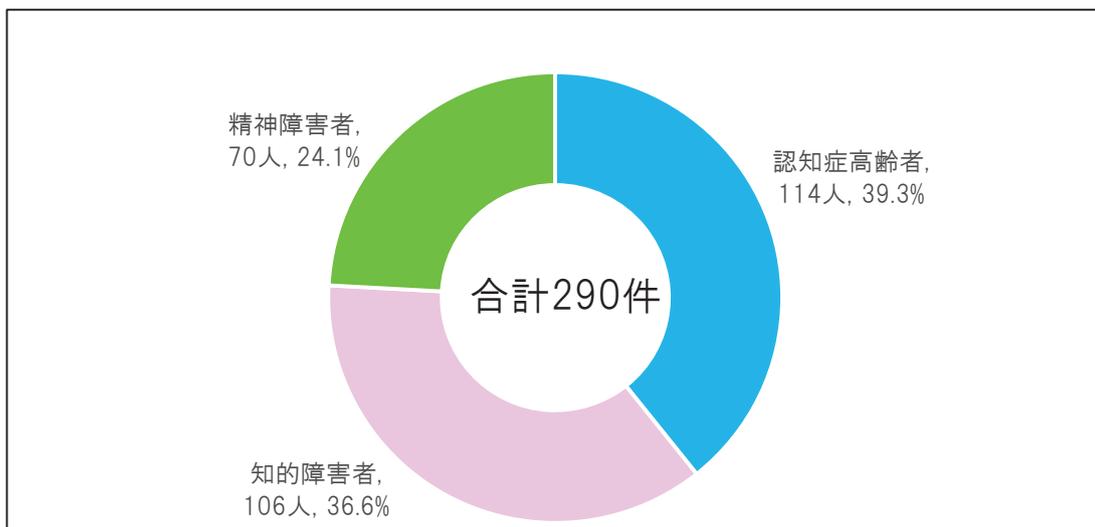
## (2)性別

➤ 「男性」が156人(53.8%)、「女性」が134人(46.2%)となっている。



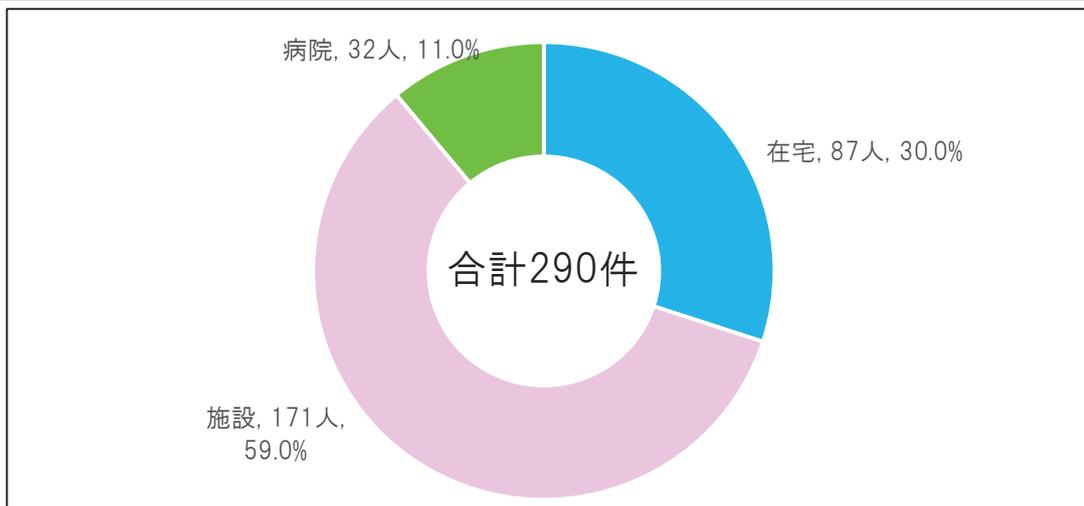
## (3)障害等区分

➤ 「認知症高齢者」が114人(39.3%)と一番多く、次いで「知的障害者」106人(36.6%)、「精神障害者」70人(24.1%)となっている。



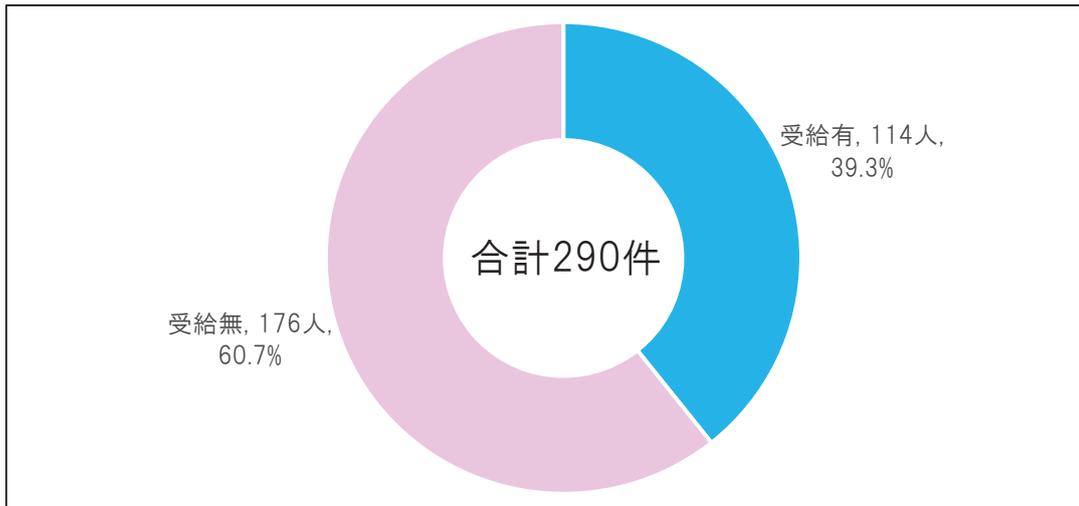
## (4)居所

➤ 「施設」が171人(59.0%)と一番多く、次いで「在宅」87人(30.0%)、「病院」32人(11.0%)となっている。



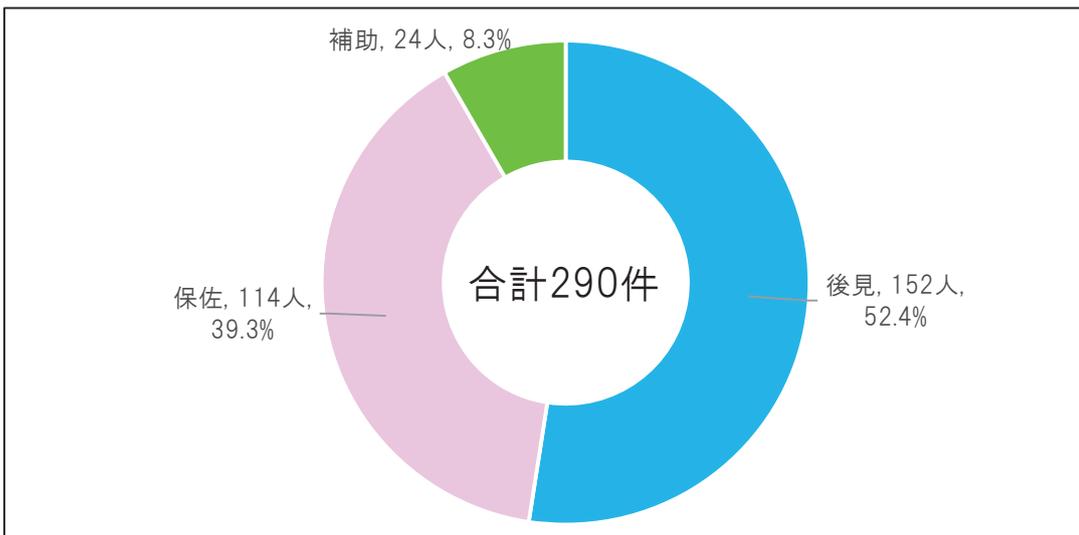
### (5)生活保護受給有無

➤ 生活保護の「受給有」が114人(39.3%)、「受給無」が176人(60.7%)となっている。



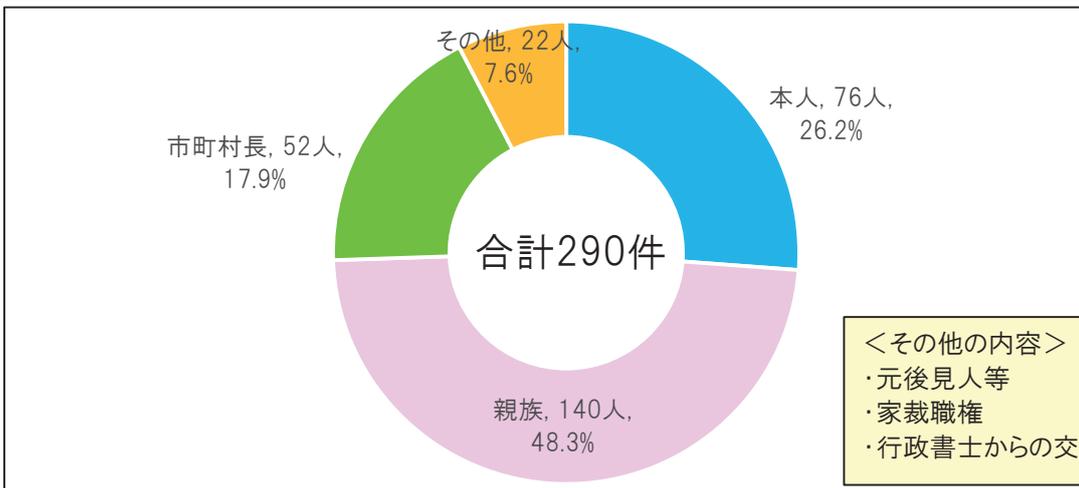
### (6)後見等類型

➤ 「後見」が152人(52.4%)と一番多く、次いで「保佐」114人(39.3%)、「補助」24人(8.3%)となっている。



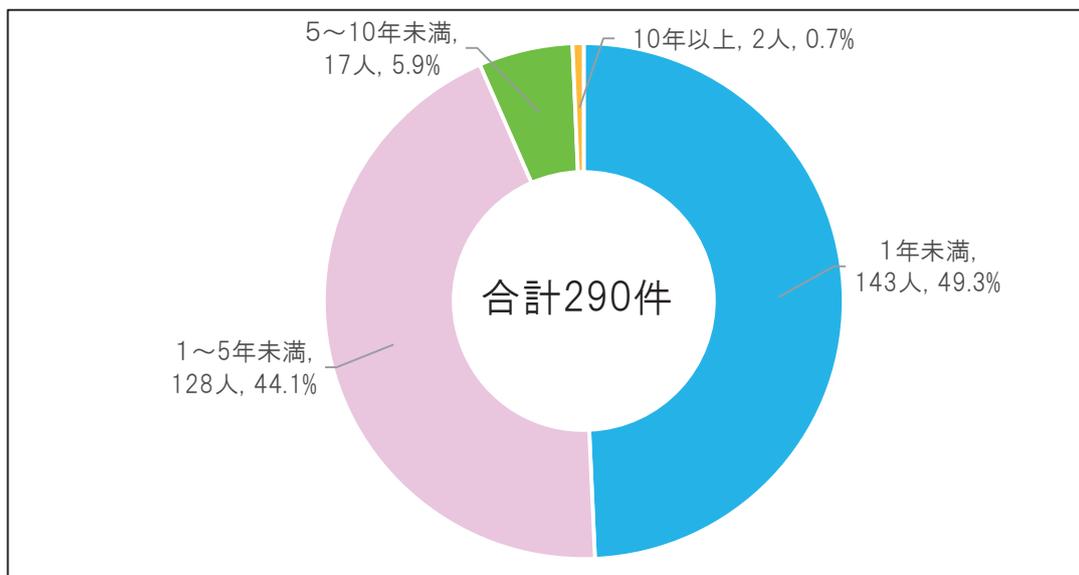
### (7)申立人

➤ 「親族」が140人(48.3%)と一番多く、次いで「本人」76人(26.2%)、「市町村長」52人(17.9%)、「その他」22人(7.6%)となっている。



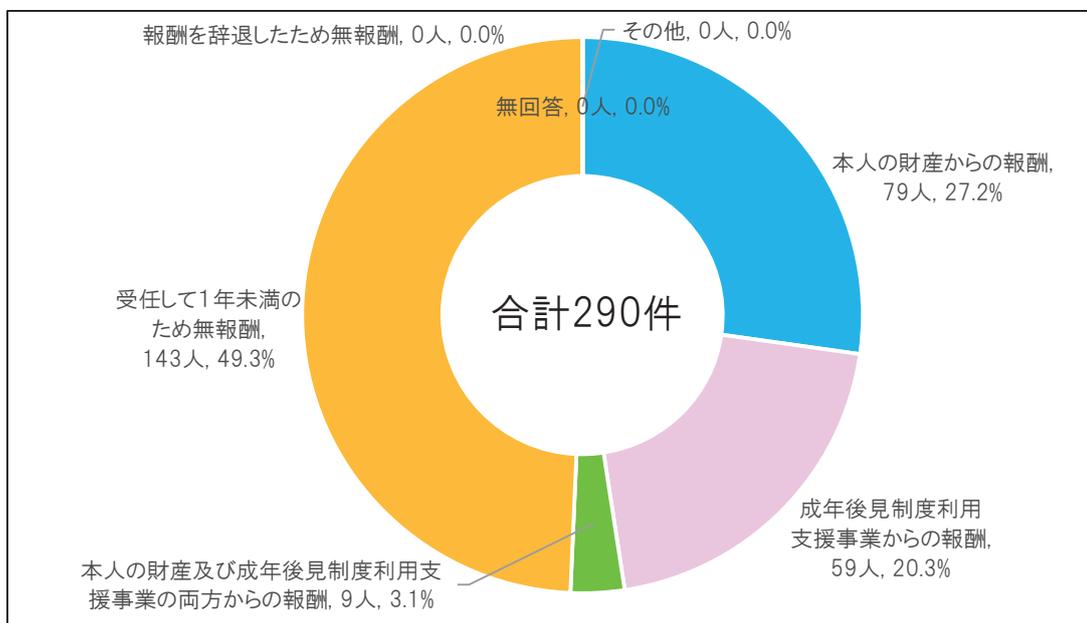
### (8)受任期間

➤ 「1年未満」が143人(49.3%)と一番多く、次いで「1～5年未満」が128人(44.1%)、「5～10年未満」が17人(5.9%)、「10年以上」が2人(0.7%)となっている。



### (9)報酬状況

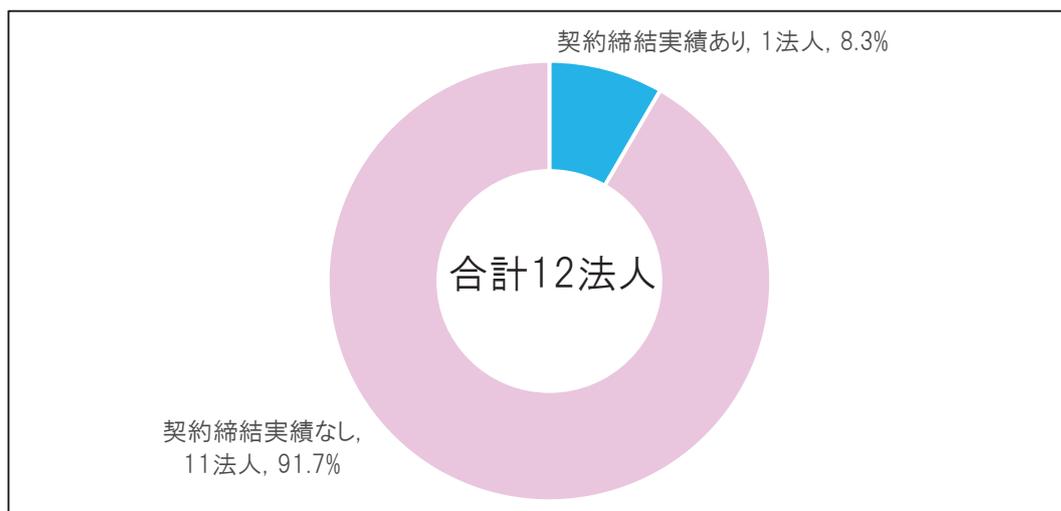
➤ 「受任して1年未満のため無報酬」が143人(49.3%)と一番多く、次いで「本人の財産からの報酬」が79人(27.2%)、「成年後見制度利用支援事業からの報酬」が59人(20.3%)、「本人の財産及び成年後見制度利用支援事業の両方からの報酬」が9人(3.1%)となっている。  
なお、「報酬を辞退したため無報酬」と「その他」はなかった。



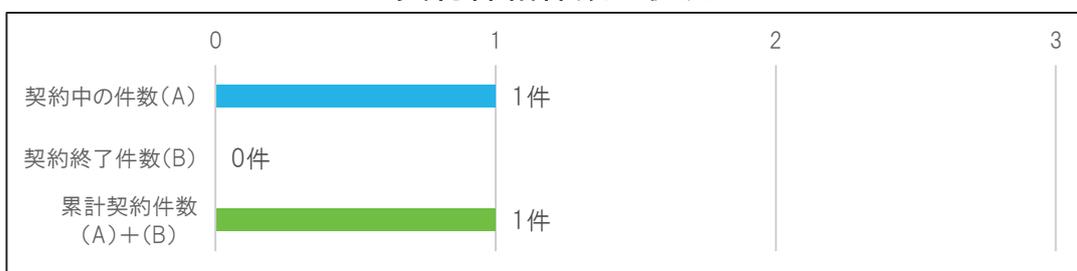
## 6 任意後見契約について

【N=14、n=12】

➤ 任意後見契約を締結した実績のある法人は1法人。契約締結件数は1件(契約中)。



### 《契約締結件数の状況》



## 7 成年後見監督人等(保佐監督人、補助監督人)について

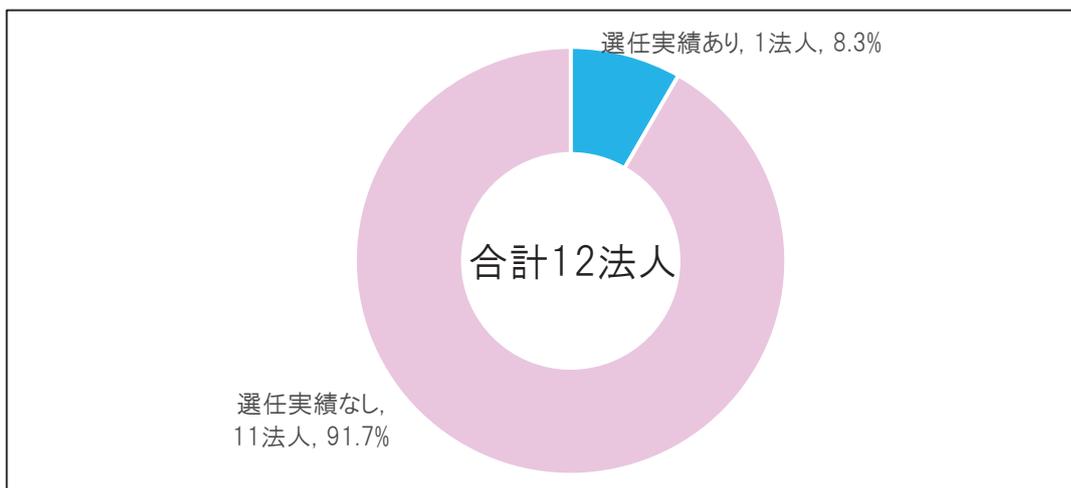
【N=14、n=12】

➤ 成年後見監督人等として選任された実績のある法人はない。

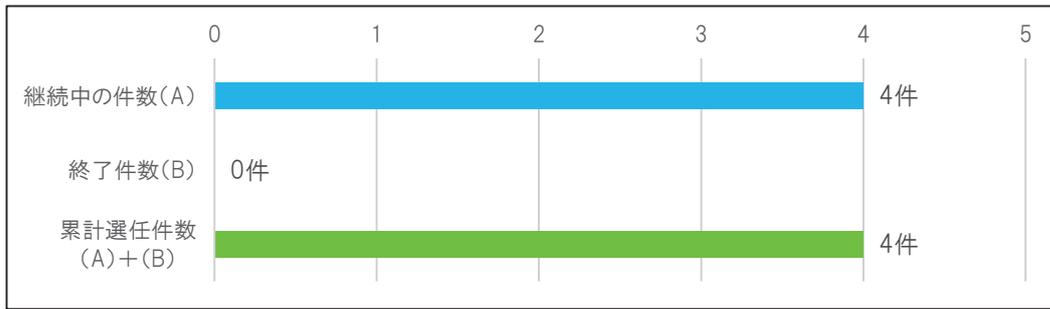
## 8 未成年後見人について

【N=14、n=12】

➤ 未成年後見人として選任された実績のある法人は1法人。選任件数は4件(いずれも継続中)。



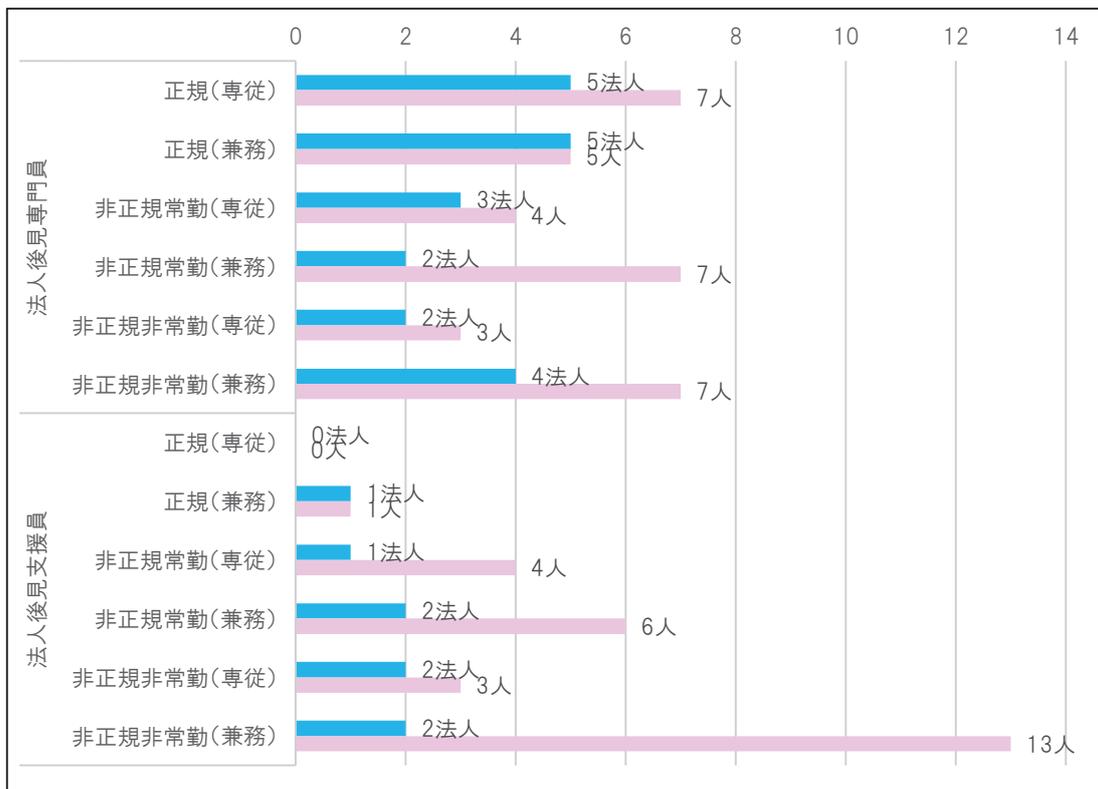
### 《選任件数の状況》



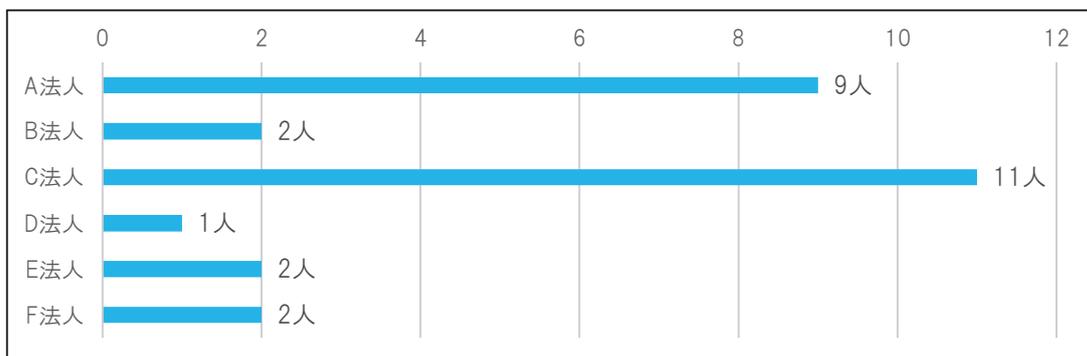
## 9 法人後見事業の職員体制

【N=14、n=11】

➤ 法人後見専門員は11法人で合計33人、法人後見支援員は6法人で合計27人。



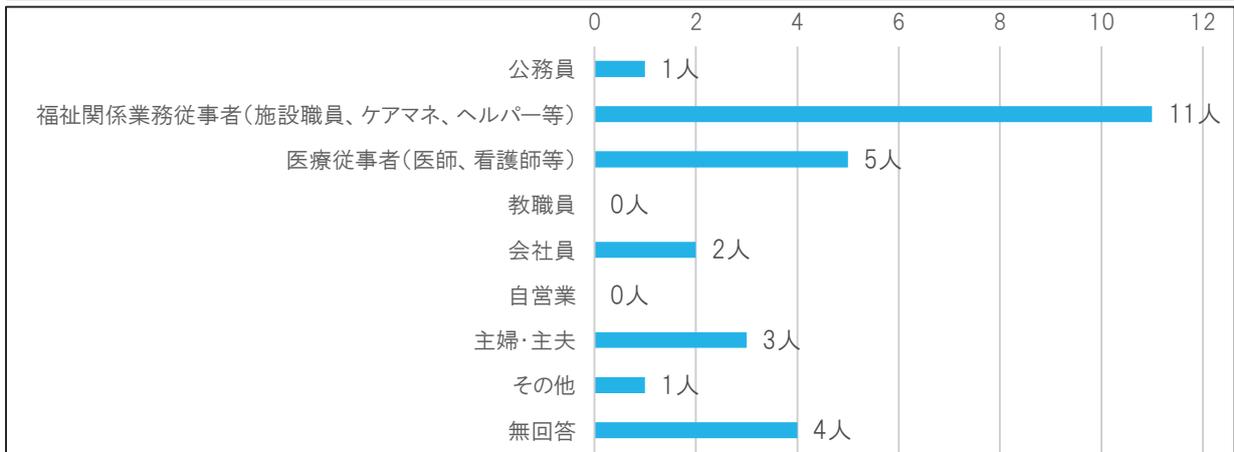
### 《法人別法人後見支援員数》



## 10 法人後見支援員の経歴

【N=6, n=6】

- 法人後見支援員27人の前職業(現在働いている方においては現職業)は、「無回答」を除くと、多い順から「福祉関係業務従事者(施設職員、ケアマネ、ヘルパー等)」11人、「医療従事者(医師、看護師等)」5人、「主婦・主夫」3人、「会社員」2人、「公務員」「その他」がそれぞれ1人となっている。



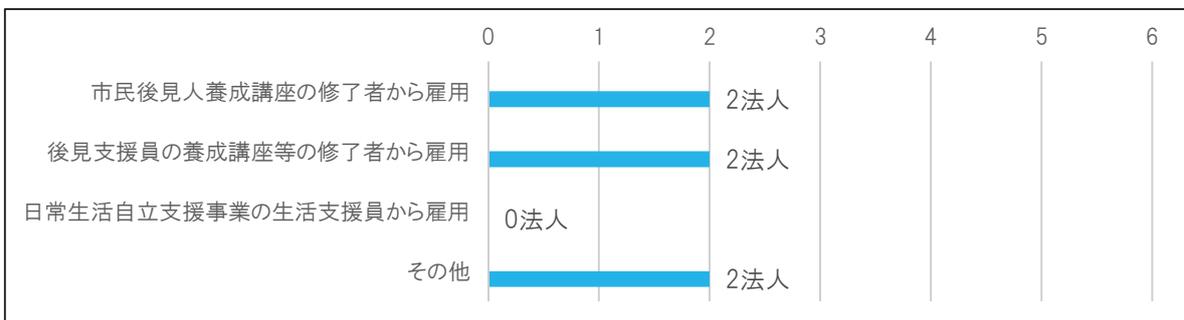
<その他の内容>

・議員

## 11 法人後見支援員の養成方法(複数回答)

【N=6, n=5】

- 法人後見支援員の養成方法として、「市民後見人養成講座の修了者から雇用」、「後見支援員の養成講座等の修了者から雇用」、「その他」がそれぞれ2法人となっている。



<その他の内容>

・福祉職の為、スポットでの支援  
・法人本部に属する事務職員

## 12 法人後見支援員の雇用に関する意向

【N=5, n=1】

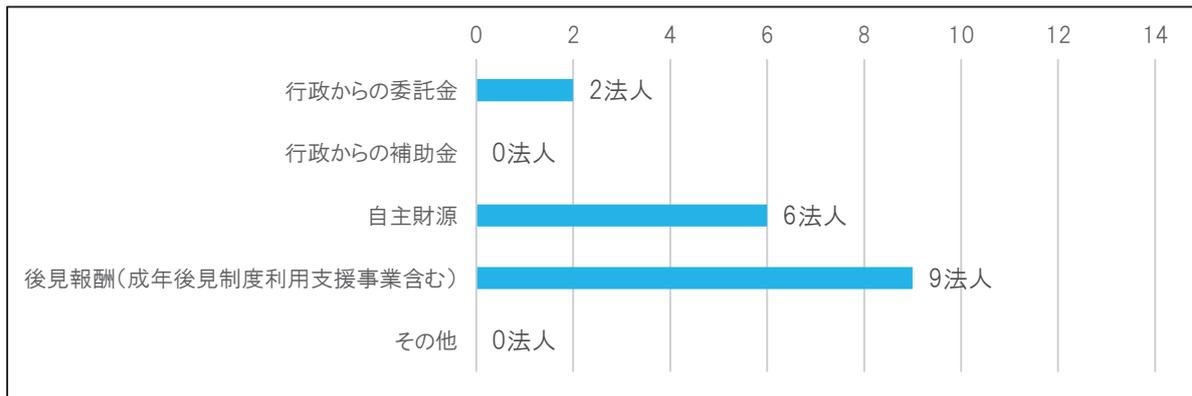
- 法人後見支援員を雇用していない法人における今後の雇用の意向として、「当面、雇用する予定はない」が1法人となっている。



### 13 法人後見事業の財源（複数回答）

【N=14, n=11】

- 活動財源として「後見報酬(成年後見制度利用支援事業含む)」が9法人と一番多く、次いで「自主財源」6法人、「行政からの委託金」2法人となっている。



### 14 法人後見事業推進上の課題等

- 在宅で難しいケースを行政等と如何に連携して受任するか。権利擁護や虐待で困った時の窓口の一つとして市民への周知が徹底できていない。もっと市民や行政から上手に活用して貰いたい。今後の継続性を考えて次の人たちが関心を持って後継者として育てて欲しい。
- 専門員の即戦力となれる人材の雇用が難しいが(過疎地のため人材難、財源的にキャリアやスキルのある人材の雇用は難しいなど)、未経験者を育てる余力もない。
- 受任者が増え収入が増えると、法人税や消費税が課税対象となり、利益率が低下する(税法上の改正や家裁の報酬決定を「税抜」としてほしい)
- 法人後見の数が少なく、地域全体で受け皿がなくなっている。そのため、法人が多くの困難ケースの受任を行う必要がある。
- 助成・補助金が得られる社協の法人後見と違い、民間団体は報酬のみで成り立っているため、常勤職員の雇用が困難になっている。
- 一般企業と同じく、将来を見据えた後継者問題が切実な課題となっている。
- 法人後見をしている事業者間での研修や情報交換の場が少ないこと。
- 緊急時の対応について、各スタッフにばらつきがあり、被後見人等や、関係者に混乱を与えてしまう点。
- 登録から後見報酬を得るまでの財源確保。自主財源以外に公的補助が充実すると、推進が図られるか。
- 相談員や支援者が制度の理解不足による、過剰な後見制度利用が見られる。後見人が「何でもやってくれる」と丸投げが多い。事実行為が多い。
- 業務の効率化の手段を取らないと支援員との共有が難しい。
- 世帯収入が最低生活費をやや上回るため、生活保護受給要件を満たさず、かつ住民税が非課税の被後見人等を受任した場合、成年後見制度利用支援事業の助成金対象要件もギリギリで非該当となって、助成金は受け取れず、当然に本人の資産もなく、後見報酬を受領できないリスクがある。そもそも後見報酬額基準が全体として低く設定されていることに加え、これまで後見事務の質と量が報酬に反映されない制度設計となっており、法人が成年後見業務を主たる業務として行うことに無理があった。今般の制度改正により、多少なりともこうした点が改善されることを期待したい。
- 法人全体で人材確保が困難な中、現在は法人本部事務員が後見業務を担っている。今後、大きな状況変化(職員数の大幅な増等)は見込めない中、法人本部事務員は他業務と兼務となるため、3~5名程度の受任が限度と考える。

※具体の市町村名は削除して掲載

令和7年度成年後見制度に関する実態調査結果報告書

令和8年2月発行

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会



本調査は、赤い羽根共同募金を使って実施しました。